

中山間地域における 移動手段確保対策の手引き

高知県交通運輸政策課

令和7年4月



高知家の交通

目次

1 中山間地域における移動手段の形態について

- (1) 移動手段に関する制度の主な改正 1
- (2) 移動手段の運送形態の分類 3
- (3) 移動手段対策～制度別の主な概要 4

※補足説明① コミュニティバス

- (4) 新たな移動手段の導入事例 5
 - ①デマンド型乗合タクシー、バス
 - ②交通空白地有償輸送
- (5) 既存の移動手段の改善・活用事例 7
 - ①コミュニティバス等の導入・改善事例
 - ②その他の移動手段の活用
 - (1)スクールバス (2)福祉バス・患者送迎バス (3)タクシーチケットによる支援策

※補足説明② 協議機関(地域公共交通会議、運営協議会)

2 中山間地域における移動手段確保対策の県内取り組み事例集 10

- ・高知市(11ページ)
- ・南国市(17ページ)
- ・土佐市(19ページ)
- ・宿毛市(21ページ)
- ・土佐清水市(23ページ)
- ・四万十市(25ページ)
- ・香南市(27ページ)
- ・本山町(29ページ)
- ・大豊町(31ページ)
- ・土佐町(33ページ)
- ・いの町(34ページ)
- ・中土佐町(38ページ)
- ・仁淀川町(40ページ)
- ・佐川町(42ページ)
- ・津野町(44ページ)
- ・四万十町(46ページ)
- ・三原村(48ページ)
- ・黒潮町(50ページ)

市町村の取り組み状況一覧(令和7年4月時点) 52

※補足説明③ 移動手段確保に役立つポータルサイト・マニュアルについて

3 地域の移動手段の確保・改善について

- (1) 移動手段の検討・導入の流れ 59
 - ①現状把握と課題整理
 - ②検討体制と役割分担
 - ③既存の交通機関の見直し
 - ④新たな移動手段の導入
 - ⑤運行開始後の管理・運営

※補足説明④ 地域公共交通支援アドバイザー名簿

- (2) 個別の課題と失敗事例 62

4 参考資料 64

- ①関係法令・通達等
- ②関連補助事業(国土交通省、高知県)

1 中山間地域における移動手段の形態について

(1) 移動手段に関する制度の主な改正

I 道路運送法の改正(平成18年10月)

過疎化の進行や自家用車の普及などを背景に、路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題となってきた中、平成18年10月1日、①乗合事業の対象範囲の拡大と②自家用自動車による有償旅客運送制度の創設を2つの柱として、道路運送法が改正され、より柔軟で地域の実情や利用者のニーズに沿った交通手段の導入が可能となった。

①乗合事業の対象範囲の拡大

- ・路線定期運行以外の乗合旅客運送(路線不定期、区域運行)についても「一般乗合旅客自動車運送事業」に分類。→**予約時だけ運行するなど必要に応じた運行形態が可能に。**
- ・地域公共交通会議等で合意が整った場合、過疎地・交通空白地帯等で運行する場合など、輸送力に問題ないと認められる場合には、小型車両(11人未満の乗車定員)を用いることが可能に。→**タクシー車両(乗車定員11人未満)の活用が可能に。**

②自家用車による有償旅客運送制度の創設

- ・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能。

II 自家用有償旅客運送の旅客の対象範囲の拡大(平成27年4月1日)

当該地域の交通が著しく不便であること、その他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には来訪者等も運送の対象に。

III 自家用有償旅客運送による少量貨物の取り扱い(平成28年3月31日)

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等において、既存の貨物自動車運送事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域で(貨物運送事業者の運営に支障がない範囲)、350キログラムを超えない範囲において、一定の許可のもと運送が可能に。

※従来より再編実施計画の認定など、特例により少量貨物の混載は可能。平成28年度からは運輸支局長の許可を取ることで混載することも可能に。

IV 旅客運送事業者と貨物運送事業者の事業の掛け持ち(平成29年8月30日)

平成29年9月から、旅客運送事業と貨物運送事業のかけもち(貨客混載)が、乗合バスについては全域で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域において可能となった。

※乗合バス事業は従来より350キログラム未満は混載可能で、この制度緩和により新たに貨物事業の許可を取得すれば350キログラム以上も混載可能に。

V 自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)車両の持込み(平成30年5月1日)

運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を、市町村運営有償運送に用いることができるようになった。ただし、乗車定員11人以上の車両に限る。

VI 自家用有償旅客運送の区分の整理、事業者協力型の創設(令和2年11月27日)

①区分の整理

- ・これまでの(1)市町村運営有償運送(交通空白地輸送)、(2)公共交通空白地有償運送、(3)市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)、(4)福祉有償運送の4区分から、(1)+(2)交通空白地有償運送と(3)+(4)福祉有償運送の2区分に整理された。

②事業者協力型自家用有償旅客運送の創設

- ・事業者運行管理や車両整備管理を委託する事業者協力型自家用有償旅客運送が創設された。

地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」(令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定)において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設創設するとされたところであり、これを踏まえ、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(自家用車活用事業)を実施。

交通空白地有償運送の実施主体である市町村又はNPO等は近隣のタクシーの配車が困難な場合に自家用有償旅客運送自動車配車を配車することが可能となった。

市町村又はNPO等が収受する金額は、自家用有償旅客運送に係る対価に地域の公共交通の確保維持に活用するための協力金を加え、当該地域のタクシー運賃と同額とする。

(2) 移動手段の運送形態の分類

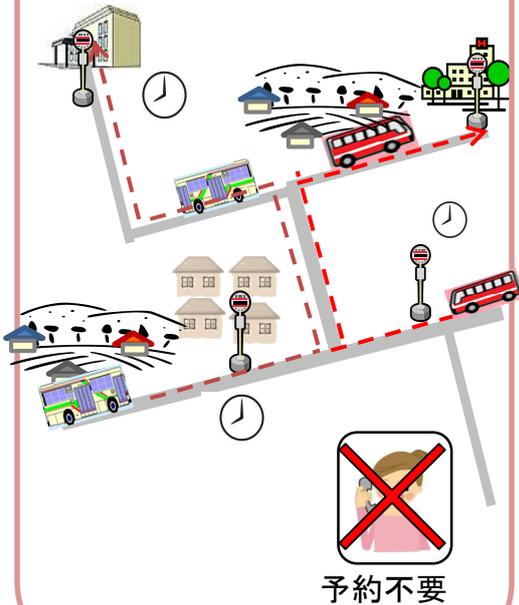
	法律上の呼び方等		条件						
			実施主体		運転免許	運送対象			
			運営主体	運行主体					
通常の有償運送 緑ナンバー	一般旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者 市町村 地域組織 など	バス・タクシー事業者 など	二種免許	不特定	①路線バス(11人以上)  事業者を実施主体として運行	コミュニティバス 市町村等が企画運営し バス会社へ運行委託 (四万十市、大月町など)	
		一般貸切旅客自動車運送事業(11人以上)						②乗合タクシー(11人未満)  小型車両による乗合運行、デマンド交通など (高知市、いの町、大豊町など)	
		一般乗用旅客自動車運送事業(11人未満)	バス・タクシー事業者 など					 観光バス等の貸切バス	
	特定旅客自動車運送事業			限定(社員等)	 スクールバス、企業の送迎バス、施設の送迎バス 同じ目的地に行く一定の範囲の人だけを乗せる				
特例での有償運送	自家用有償旅客運送	交通空白地有償運送	市町村、NPOなど	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等	一種免許でも可 (要認定講習)	不特定	③コミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送  市町村が直接実施または事業者・団体に運行委託 NPO等が実施主体となることも可		
		福祉有償運送	市町村、NPOなど	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等	一種免許でも可 (要認定講習)	限定(要介護者等)	 市町村やNPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し相乗りも可		
白ナンバー	(災害のため緊急を要するときのみ)	—	定め無し	定め無し		定め無し	 被災地で送迎した団体等に対し、市町村が費用補てんする場合などの許可		
	(公共の福祉を確保するためやむを得ない場合)	—	介護事業所、学校等	介護事業所、学校等。運行委託も可	一種免許でも可	限定	 ヘルパーによる通院等の送迎、スクールバス		
無償	(許可・登録等が不要)	—	誰でも	誰でも		不特定	④法人タクシー事業者による交通サービスの補完 タクシーと同等のサービス提供 ※行き先・運賃については配車依頼時に事前確定		
		—	誰でも	誰でも		不特定	 事業者・市町村が行う無料(シャトル)バス 無償ボランティアによる運送		

(3) 移動手段対策～制度別の主な概要

①②一般乗合旅客自動車運送事業 法4条許可(路線バス、乗合タクシー、コミュニティバス等)

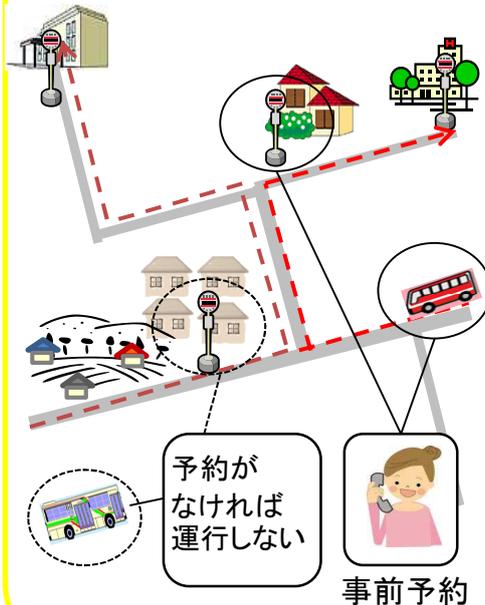
路線定期運行

特徴: あらかじめ定められた時間に定められたルートを実行する



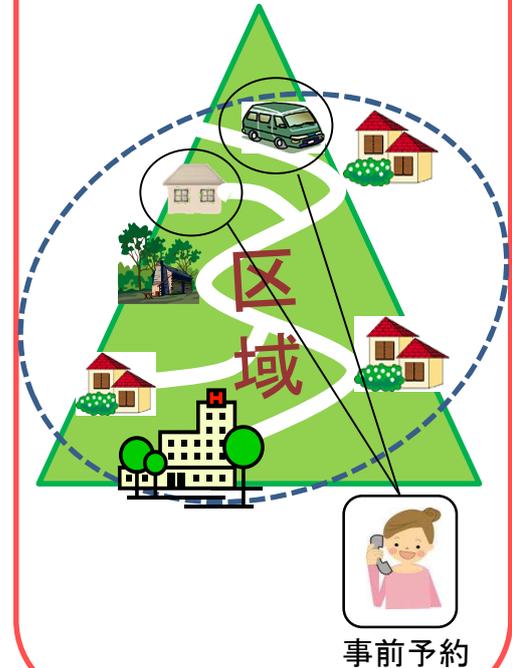
路線不定期運行

特徴: 予約がある場合にのみあらかじめ定められたルートを実行する



区域運行

特徴: 路線を定めず、予約がある場合にのみ区域内を実行する



「乗合タクシー」とは主にタクシー事業者のタクシー車両(定員11人未満)による乗合事業を指します。不特定多数の人が乗り合わせる形態は乗合事業に区分されます。(※タクシー事業の許可では営業できません。)

※令和2年11月27日より、これまでの「市町村運営有償運送(交通空白地輸送)」、「公共交通空白地有償運送」の2区分から、「交通空白地有償運送」に一本化された。

③交通空白地有償運送 法79条登録(市町村営バス、コミュニティバス、NPO法人等による住民移送サービス等)

路線バスなどの公共交通機関による移動サービスが十分でない地域において、交通事業者による対応が困難な場合に限り、市町村やNPO法人等による自家用車を使用した有償運送が認められている。この場合、法79条の規定により、運輸局の登録を受ける必要がある。(有効期間2年)

補足説明①

※「コミュニティバス」には、法令上の定義付けはありませんが、本手引きでは「市町村等が通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するため、主体的に計画する中で運賃や路線等に工夫を凝らし、運行を確保しているバス」という意味で使っています。

一般的な特徴としては

- ①ワンコインなど分かりやすい運賃体系
- ②幹線道路以外の狭い道路も小型の車両できめ細かく運行
- ③駅や公共施設等に乗入れている
- といった点があります。

運行形態としては

- ・市町村の補助や委託を受けて、交通事業者が自社の車両(緑ナンバー)を使って運行するもの
- ・市町村の委託を受けて、交通事業者やシルバー人材センター・社会福祉協議会等が市町村の車両(白ナンバー)を使って運行するもの(市町村有償運送)等があります。

(4) 新たな移動手段の導入事例

① デマンド型乗合タクシー・バス

平成18年10月1日の道路運送法改正以降、路線バスを運行するには非効率な、極めて需要規模の小さい過疎地域においても、運行形態を工夫することで、地域における多様なニーズに応えられる、デマンド型(利用者の予約に応じる形)の乗合タクシーやバスといった、新たな交通手段を導入できるようになりました。

県内においても、令和6年10月時点で6つの市町で導入されています。

【運行主体】 交通事業者

(市町村からの委託や助成を受けて運行)

【運行車両】 事業用車両(緑ナンバー)のセダン型車両や10人乗りワゴン車 など

【運行範囲】 地域公共交通会議(本手引き9ページ)での合意を得た後、運輸局の許可が下りた範囲(例)

- ・発地点14か所・着地点7か所のみを設定した区域運行(大豊町)
- ・廃止された路線バスのバス停～町中心部まで路線を設定した定路線運行(いの町小野 等)
- ・朝一便目のみ定時定路線運行、残りは区域運行(四万十市西土佐の一部)

【運行頻度】 地域公共交通会議での合意を得たのち、運輸局の許可が下りた頻度(例)

- ・毎日3便、接続する路線バスの通過時刻に合わせた定時運行(いの町小野 等)
- ・週3日運行、時間指定なし(大豊町)

【運行料金】 地域公共交通会議での合意を得た後、運輸局の許可が下りた料金

(不当に高額な運賃・料金設定がなされ、旅客の利益を阻害する心配がない)

【対象者】 特に規定はなし

(予約時の煩雑さを避けるため、あらかじめ会員登録をしておき、利用者の自宅を把握(四万十市))

【メリット】 通常のタクシー料金より安価な値段で利用できる

事業者による運行なので、安全面において優位

予約に応じた運行なので、効率的に運行できる

既存の事業用車両、事業者の受付体制を利用することで、初期投資費用を抑えられる

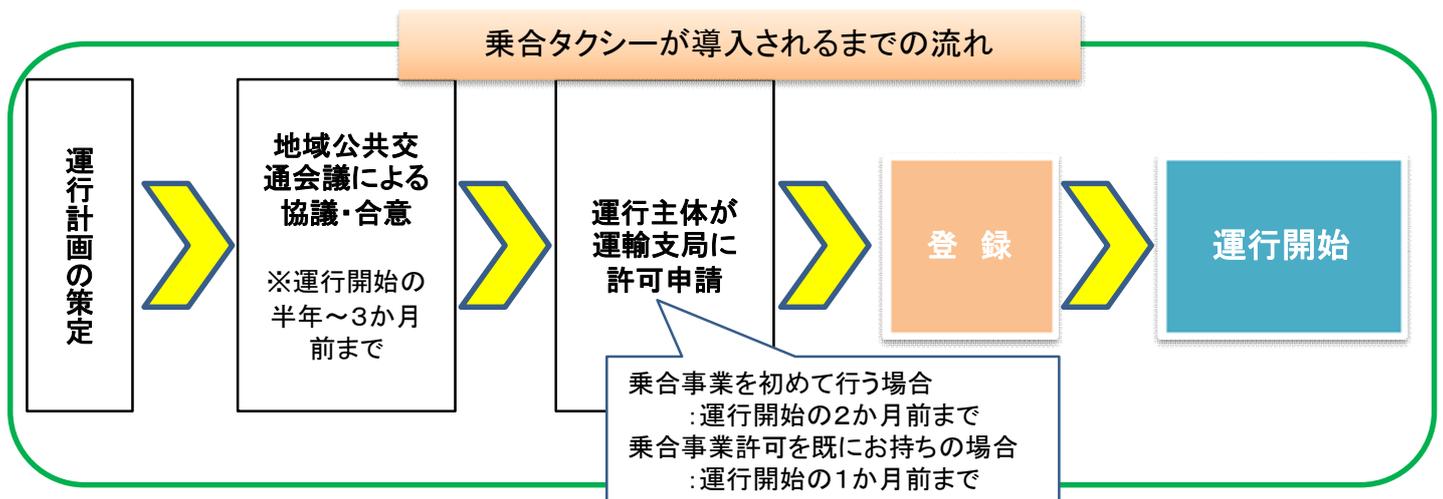
【デメリット】 予約する手間が負担(電話連絡により、乗車地や時間を指定する必要)

数名で乗り合わせた場合、より遠い地域から利用する旅客の乗車時間が長くなってしまう

事業者が少ない(少ない)地域では、導入が困難

乗合事業を行っていない事業者には、新たに許可申請する必要あり(下図)

【県内での導入自治体】 高知市、南国市、須崎市、土佐清水市、四万十市、大豊町、いの町



②交通空白地有償運送

道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は原則認められていません(法78条)。

ただ、路線バスなどの公共交通機関による移動サービスが十分でない地域において、生活に不可欠な移動手段を確保する観点から、交通事業者による対応が困難な場合に限り、市町村やNPO法人等による自家用車を使用した有償運送が認められています。この場合、法79条の規定により運輸局の登録を受ける必要があります。(有効期間 2年)

【運行主体】市町村、NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、権利能力なき社団

【運行車両】・自家用有償旅客運送者名義のバス(11人以上)、乗用自動車(11人未満)
※軽自動車も可 ※リース車両でも可 ※自家用有償旅客運送者以外の持ち込み車両も可
※対人:8,000万円以上、対物:200万円以上の損害賠償保険への加入が条件

【車両備品】・名称「有償運送車両」・登録番号の車両表示
・対価の掲示、登録証の写し、運転者証、乗務記録 等

【運行区域】地域公共交通会議等(本手引き8ページ)において協議が整った市町村内(区域内)で旅客の発地又は着地が市町村内(区域内)にあること
※一つの市町村を越えた広域で設定することも可能

【運賃料金】料金設定の際の基準として
①燃料費その他の費用と勘案した実費の範囲内
②合理的な方法で定められ、旅客にとって明確
③当該地域等における路線バス(撤退前も含む)やタクシー等の運賃を勘案したものであり、かつ、地域公共交通協議会等で協議が整っていること
の3点が必要とされています。

【対象者】地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

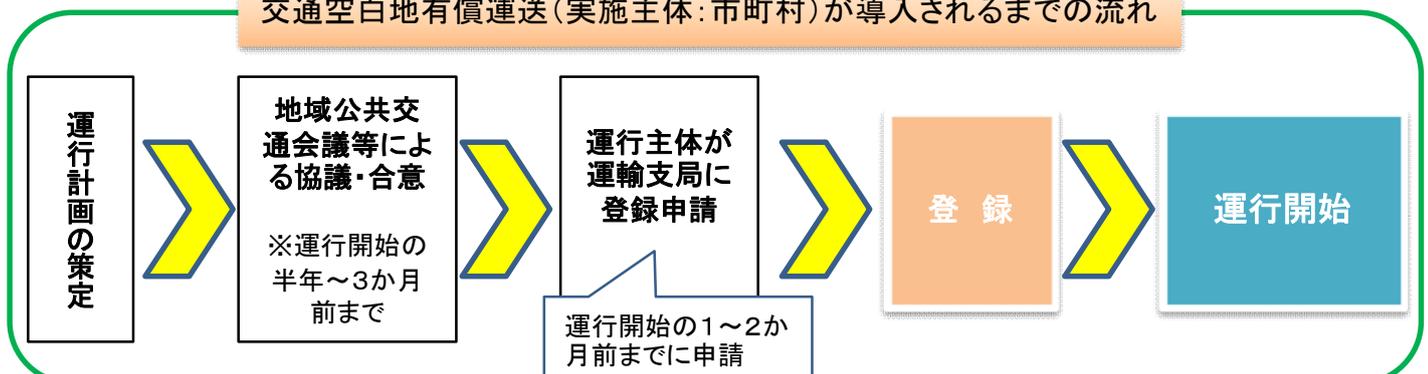
【運転者】・第二種運転免許を持っている人
・第一種運転免許を持っており、かつ、過去2年以内に免許停止を受けていない人で、国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転者講習を修了している人
※高知県内では、(株)高知中央自動車学校、土佐ハイヤー(株)で受講可能

【その他登録に必要な協議事項】

- ・運行管理責任者
※使用する車両の保有台数や大きさによっては、道路運送法施行規則第51条の7の2項で規定した要件に該当する者を選任する必要があります。
- ・運行管理体制 ・整備管理体制 ・事故処理体制 ・苦情処理体制

【県内での導入箇所】安芸市、須崎市、四万十市、宿毛市、香美市、香南市、土佐清水市、北川村、田野町、芸西村、安田町、本山町、大川村、いの町、日高村、佐川町、越知町、檜原町、仁淀川町、津野町、三原村、土佐町、黒潮町

交通空白地有償運送(実施主体:市町村)が導入されるまでの流れ



(5) 既存の移動手段の改善・活用事例

平成18年10月1日の道路運送法の改正により、新たな移動手段導入の選択肢が増えました。

一方で県内には、路線バスの撤退や市町村合併等により生じた住民ニーズに応えるため、早くからコミュニティバス等といった、市町村が主体的に計画した移動手段が導入されている事例や、スクールバスへの一般客の混乗といった、既存の移動手段を利活用している事例が多数あります。

導入した多くの市町村では、変化する地域の状況やニーズにより沿った形で運行できるよう、使いやすく効率的な形態を模索しながら、絶えず見直しや改善が行われています。

① コミュニティバス等の導入・改善事例

◎ 町(市)内ほぼ全域をカバーする路線網を敷き、交通空白地を解消。

- ・仁淀川町営コミュニティバス(本手引き36ページ)
(委託先: 有限会社仁淀川観光)
町営バス10路線に加えて、29路線を週1日1便定期運行(一部デマンド運行)。
- ・安芸市元気バス
(委託先: 安芸ハイヤー協会)
土佐くろしお鉄道安芸駅を起点とした7路線(うち市内循環線2路線)を、2日～毎日/週定期運行。
- ・黒潮町内路線バス(スクール路線を含む・本手引き48ページ)
(旧佐賀町内: ㈱四万十交通、旧大方町内: 高知西南交通(株)が運行 町補助)
既存の町内路線24系統に加えて、交通空白地となっていた旧佐賀町川奥・市野々川地区に1系統を定期運行。平成26年4月からは、北郷加持エリアでエリアデマンド型の運行を開始し、令和2年10月からは、かきせエリアでエリアデマンド型の運行を開始した。

◎ 利用者ニーズに合わせ、行政区域外の鉄道駅や総合病院といった主要施設まで運行。

- ・ドラゴンバス(土佐市・本手引き18ページ)
(土佐市観光有限会社が運行 市補助)
宇佐・新居～高岡～JR伊野駅、波介・戸波・北原～高岡～JR伊野駅、宇佐・中島～サニーマート高岡店を周回。1日6～10便を定期運行。
- ・北川村営バス
(委託先: 北川村社会福祉協議会)
田野町の総合病院や土佐くろしお鉄道奈半利駅まで運行(一部デマンド運行)。

◎ 広域路線バスのダイヤを見直し、旧町村単位で完結するきめ細かな路線バスを導入。

- ・四万十町コミュニティバス(本手引き・46ページ)
(十和、窪川地区: ㈱四万十交通、大正地区: ㈱丸三ハイヤーが運行 町委託)
十和地区で7路線、大正地区で8路線、窪川地区で10路線を週1日、4～5便/日(曜日を限った頻発運行)定期運行
- ・中土佐町コミュニティバス(本手引き・38ページ)
(有)中土佐ハイヤーが運行 町補助)
JR土佐久礼駅を起点とした3路線と、旧大野見村内で3路線を、週2日、3～4便/日(曜日を限った頻発運行) 路線定期運行。

◎ その他

- ・路線網を全体的に見直し、54系統あった複雑な路線を12系統(一部スクール対応便)に再整理。(香南市営バス)
- ・既存の定期路線に加えて、新たに物部、土佐山田、香北町地区で区域運行(デマンド方式)を導入。(香美市営バス)

②その他の移動手段の活用

(1) スクールバス

- ・間合い利用: 登下校時間帯以外の間合いの時間に、一般住民が利用できるよう活用
- ・混乗化: 児童・生徒が利用している登下校の時間帯の、空いた席を一般住民が利用
※宿毛市、安田町などで実施
- ・統合: 利用目的をスクールバスに限定せず、誰でも乗れるよう乗合化する

★ メリット

- ・車両の有効活用 ・新たな移動手段の確保
- ・一般住民の利用を有償とした場合、運賃収入の確保
- ・児童生徒と大人の混乗による交流拡大 等

★ 注意点

- ・既存の交通事業者との競合問題
- ・スクールバス機能維持のためのダイヤの制約(台風等緊急時や、行事等による登下校時間の変更)
- ・一般住民の利用を有償とした場合
 - ①道路運送法上の手続きが必要
 - ②地域の理解を得る必要(一般住民からは運賃を徴収。生徒には定期券を配付することで、実質無料とした事例あり。)
- ・補助金を活用して車両を購入した場合、目的外使用として一定の手続きが必要
※「へき地児童生徒援助費等補助金制度により取得したスクールバス・スクールボードの住民利用に関する承認要領」

【住民利用に必要な要件】

- ・本来の利用者(児童・生徒)の利用に支障がないこと。 ・安全面で万全を期すること。
- ・関係機関(市町村・都道府県の教育委員会)が差し支えないと認めたものであること。
- ・住民利用による運行収入が、住民利用にかかる運行経費を上回らないよう運賃設定をすること。
- ・有償の場合は、文部科学大臣へ承認申請し、承認後、運輸支局長へ道路運送法の登録申請をすること。

(2) 福祉バス・患者送迎バス

- ・混乗化: 高齢者や患者が利用する福祉バス・患者送迎バスの、空いた席を一般住民が利用
- ・統合: 利用目的を福祉バス・患者バスに限定せず、誰でも乗れるよう乗合化する

★ 注意点

- ・スクールバスを活用する場合とほぼ同様。
- ・補助金を活用して車両を購入していた場合の取り扱い
※「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車(艇)の住民利用に関する取り扱いについて」

【住民利用に必要な要件】

- ・本来の利用者の利用に支障がないこと。 ・安全面で万全を期すること。
- ・関係機関(最寄医療機関)が、住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。
- ・住民利用による運行収入が、住民利用にかかる運行経費を上回らないよう運賃設定をすること。
- ・交通機関のない地域等の住民に係る運行であること。
- ・有償の場合は、厚生労働大臣へ承認申請し、承認後、運輸支局長へ道路運送法の登録申請をすること。
- ・無償の場合は、厚生労働大臣に届出をすること。(※高知運輸支局にもご相談ください。)

(3) タクシーチケットによる支援策

交通空白地となっている地域では、もともと人口が少なく、新たな移動手段を導入するほどの需要が見込めない・各集落が離れていて効率的なルートが設定できない等といった理由から、デマンド型乗合タクシーのような新たな交通システムを導入するのではなく、市町村が対象者にタクシーチケットを発行して、移動にかかる経費を支援している事例もあります。

例：田野町(たのくるバス路線まで1km以上自宅が離れており、かつ運転免許を保有しない人が対象)
室戸市(市の定める地区(バス路線遠隔地)に居住する人で、高齢者世帯・免許返納者・身体障害者といった要件を満たす人が対象。)

須崎市(公共交通バス停留所から4km以上離れ、バス利用が不便な地区の満70歳以上の高齢者で、その人の所有する自家用自動車を自ら運転していない人が対象。)

補足説明②

乗合タクシーや交通空白地有償運送といった新たな移動サービスの導入にあたり、道路運送法上では、地方公共団体の長が主宰する協議機関を設置し、地域の実情に合った適切な移動サービスが提供されるよう、運行形態や運賃といった必要事項について、関係者間で十分に協議されることが求められています。

詳細につきましては、下表のとおりです。

	地域公共交通会議 (道路運送法施行規則第9条の3)	運営協議会 (道路運送法施行規則第51条の8)
運行種別	・事業用自動車を使った有償運送(法4条) ・自家用自動車を使った交通空白地有償運送(法79条)	自家用自動車を使った交通空白地有償運送、福祉有償運送(法79条)
構成員	必須委員：地方公共団体の長、一般乗合旅客自動車運送事業者その他一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、自家用有償旅客運送について協議する場合には、区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等 任意委員：道路管理者、県警、学識経験者、その他運営上必要と認められる者	必須委員：地方公共団体の長、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、現に有償運送を行っている特定非営利活動法人等 任意委員：学識経験者、その他運営上必要と認められる者
設置単位	単一又は複数市町村共同又は県	単一市町村 (複数市町村共同、県単位も可)
協議事項	・地域のニーズに対応した乗合運送のあり方(運行形態、サービス水準、運賃等) ・交通空白地有償運送の必要性(運行の態様、運賃及び料金、事業計画(路線、営業区域、使用車両等)、運行計画、路線又は営業区域の休廃止、運行主体の選定方針の策定、その他必要と認められる措置)	・交通空白地及び福祉有償運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から收受する対価 ・運送しようとする旅客の範囲 ・その他必要事項(自動車の種類ごとの数、運転者の要件、損害賠償措置、運行管理・整備管理体制、事故時の連絡体制、苦情処理体制、その他)
協議が整った場合の効果	(法4条)・運賃認可の届出化・警察等への意見照会の簡便化・標準処理期間の短縮 (法79条)有償運送登録要件(有効期限2年)	有償運送登録要件(有効期限2年)
国土交通省関係通達等	「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」 (平成18年国自旅第161号)	「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」 (平成18年国自旅145号) 「自家用有償運送制度の着実な取組みに向けての対応について」 (平成23年国自旅第89号)

2 中山間地域における移動手段確保対策の県内取り組み事例集

市町村名	導入区間・地域	導入形態	導入時期 (運行開始時期)
高知市	①鏡地域、土佐山地域 ②春野地域	デマンド型乗合タクシー (区域・路線定期運行)	平成25年10月～ 平成29年10月～
南国市	①上倉・黒滝方面7部落及び瓶岩地区 ②白木谷・八京地区	デマンド型乗合タクシー (区域運行)	①平成24年10月～ ②平成26年4月～
土佐市	①高岡～新居・宇佐方面 ②高岡～波介・戸波・北原方面 ③宇佐・新居～中島方面	路線バス(民営) (路線定期運行)	①・②平成22年4月～ ③令和6年10月～
宿毛市	①市内循環 ②栄喜 ③舟ノ川 ④出井 ⑤藻津	交通空白地有償運送 (路線定期運行※一部デマンド運行)	平成29年10月～
土佐清水市	①下ノ加江地区 ②三崎 ③下川口地区	デマンド型乗合タクシー (区域運行)	平成26年10月～
四万十市	①西土佐地域、中村地域(後川エリア) ②中村地域(富山・蕨岡エリア)	デマンド型乗合タクシー、 バス(区域運行)※一部路線定期運行	①平成23年3月～ ②平成24年3月～
	中村地域(八束地区)	デマンド型乗合タクシー (路線不定期運行)	平成25年10月～
香南市	①市内全域 ②東川線、深淵・母代寺線、のいち西部線、夜須中部区域、手結・住吉区域	①交通空白地有償運送 (路線定期運行) ②デマンド型乗合タクシー (路線不定期運行・区域運行)	①平成19年3月～ ②令和5年10月～
本山町	町内全域	交通空白地有償運送 (路線定期運行)	令和元年10月～
大豊町	町内全域～役場周辺・高知市内など 7か所	デマンド型乗合タクシー (区域運行)	平成18年5月～
土佐町	町内全域	交通空白地有償運送 (区域運行)	令和6年10月～
いの町	①小野地区②毛田、成山地区 ③吾北、中追、横藪・蔭地区	デマンド型乗合タクシー ①②(路線定期運行) ③(区域運行)	①平成19年9月～ ②平成20年10月～ ③平成24年6月～
	本川地区	交通空白地有償運送 運行:いの町社会福祉協議会	平成23年4月～
仁淀川町	町内全域	路線バス (路線定期運行※一部デマンド運行)	平成19年8月～
中土佐町	久礼地区、大野見地区	路線バス(民営) (路線定期運行)	平成25年10月～
佐川町	町内全域	交通空白地有償運送 (路線定期運行)	平成29年10月～
津野町	町内全域	交通空白地有償運送 (路線定期運行)	平成29年10月～
四万十町	①十和地区②大正地区③窪川地区	路線バス(民営) (路線定期運行)	①平成23年9月～ ②平成24年10月～ ③平成25年12月～
三原村	村内全域※宿毛市(一部地域)	交通空白地有償運送 (路線定期運行・区域運行)	昭和45年10月～
黒潮町	町内全域	路線バス(民営) (路線定期運行※一部デマンド運行)	昭和46年4月～ ※平成25年5月～

高知市 鏡地域 「愛あい号」		導入形態	デマンド型乗合タクシー		
		導入地区 (導入開始)	鏡地域 (実証運行 H24. 10. 1～H25. 9. 30) (本格運行 H25. 10. 1～ 運行中)		
運行主体	有限会社さくらハイヤー				
運行台数	4台				
運行形態・便数	形態 区域運行 (路線バスの発着時刻に合わせた時間設定) 便数 鏡地域⇄川口バス停⇄鳥越バス停 平日:往復4便 土:往復3便 鏡地域⇄川口バス停⇄鳥越バス停・サンプラザ塚ノ原・鏡川橋・旭町三丁目バス停 日祝:往復6便 ※乗換ポイント4ヶ所・のりおりば5ヶ所 (乗換ポイント, のりおりばの場所については次ページ参照)				
運行日	毎日				
運賃	鏡 ⇄ 川口ポイント 大人 (中学生以上) 300円 小学生 150円 ⇄ 鳥越バス停・サンプラザ塚ノ原 大人 (中学生以上) 500円 小学生 250円 ⇄ 鏡川橋バス停・旭町三丁目バス停 大人 (中学生以上) 700円 小学生 350円 ※障がい者手帳をお持ちの方・介助者の方は半額。未就学児は無料。				
予約受付	予約受付 24時間受付 (毎日) 予約締切 各便の予約締切時間までに電話またはファクスにて連絡				
協議機関	高知市地域公共交通会議 (構成員 学識経験者, 公共交通事業者, 住民代表, 高知運輸支局, 事業用自動車運転手が組織する団体, 警察, 道路管理者, 高知市)				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統), 特別交付税				
利用実績					
運行費補助金算出方法 (本格運行後 (H25. 10～))					
	R1. 10～R2. 9	R2. 10～R3. 9	R3. 10～R4. 9	R4. 10～R5. 9	R5. 10～R6. 9
運行回数	1,508回	1,191回	1,083回	973回	1,027回
利用人数	1,987人	1,573人	1,449人	1,179人	1,238人
運賃収入	705,750円	537,950円	493,400円	485,850円	562,550円
運行費補助金	5,449,470円	4,643,090円	4,386,780円	3,263,030円	3,588,340円
(1 運行単価+時間距離併用運賃-運賃) の総和					
運行に至った経過・作業等					
平成 22 年度	H22. 10～H23. 1	鏡地域住民意識アンケート調査・鏡地域意見交換会 (1回)			
	H23. 3	高知市地域公共交通総合連携計画 策定			
平成 23 年度	H23. 7～H23. 9	鏡地域意見交換会 (3回)			
	H23. 11	実証運行に係る提案書			
平成 24 年度	H24. 6～H25. 3	鏡地域意見交換会 (3回)			
	H24. 6	実証運行事業者 選定			
	H24. 7～H24. 9	各地区説明会 (9回)			
	H24. 8	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第 21 条)			
	H24. 10	実証運行 開始			
	H24. 11	鏡地域デマンド型乗合タクシー実証運行アンケート調査			
平成 25 年度	H25. 4	本格運行に係る提案書			
	H25. 5	本格運行事業者 選定 (公募型プロポーザル方式による) 生活交通初トリック計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画) 策定			
	H25. 6	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第 4 条)			
	H25. 10	本格運行 開始			
今後に向けての課題					
今後も利用状況や地域の要望等を踏まえ, 地域のニーズに合った地域公共交通となるように運行内容の改善を検討します。					

地域公共交通 デマンド型（予約型）乗合タクシー

鏡地域 愛あい号

- 鏡地域の“ご自宅近く”から“乗り降り場”まで、タクシー車両がきめ細かく運行する“公共交通”です。
- 予約すればどなたでもご利用いただけます。



1	2	3	4
<p>予約する便・乗り降り場を決める</p> <p>右の時刻表と、表紙の乗り降り場一覧からお選びください。</p>	<p>電話予約・予約受付</p> <p>【伝えること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・住所 ・利用する日 ・利用する便 ・乗り降り場 <p>○往復の予約も可能です。</p>	<p>乗車</p> <p>【おでかけのとき】 ご自宅から乗車します。</p> <p>【おかえりのとき】 乗り降り場から乗車します。</p>	<p>降車</p> <p>【おでかけのとき】 乗り降り場で降車します。</p> <p>【おかえりのとき】 ご自宅で降車します。</p>
<p>《平日の午後、街に出かける例》</p>			
<p>【おでかけ③】に乗って自宅から鳥越バス停まで行こう。</p> 	<p>鏡●番地の●●です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用する日 ・利用する便：おでかけ③ ・乗り降り場：自宅から鳥越バス停 	<p>自宅から乗車します。</p> 	<p>鳥越バス停でバスに乗り換えて街に行きます。</p> 

地域公共交通 デマンド型（予約型）乗合タクシー

土佐山 かわせみ号

- 土佐山地域の“ご自宅近く”から“乗り降り場”まで、タクシー車両がきめ細かく運行する“公共交通”です。
- 予約すればどなたでもご利用いただけます。
- 土佐山行舎前バス停・小坂峠バス停・みづき坂中央バス停・中秦泉寺バス停・宗安寺分岐バス停でバスに乗り換えて、市中心部へ行くことができます。



 運行エリア
(ご自宅近くから乗り降り場まで運行します)
 運行路線

乗り降り場 … 以下のバス停や量販店・施設で乗り降りできます。

■ 中万々ポイント
(日・祝のみ運行)



■ 小坂峠バス停
(毎日運行)

■ 土佐山ポイント
(毎日運行)



■ みづき坂中央バス停
(毎日運行)

■ 中秦泉寺・前里ポイント
(日・祝のみ運行)



高知市 春野地域 「はるちゃん号」		導入形態	デマンド型乗合タクシー			
		導入地区 (導入開始)	春野地域 (実証運行 H28. 10. 1～H29. 9. 30) (本格運行 H29. 10. 1～ 運行中)			
運行主体	有限会社第一さくら交通					
運行台数	4台					
運行形態・便数	形態 区域運行・路線運行 (路線バスの発着時刻に合わせた時間設定) 便数 新川通便 行き 6便, 帰り 7便 西分便 往復 7便 瀬戸便 往復 8便 ※乗換ポイント4ヶ所・のりおりば10ヶ所 (運行路線, 乗換ポイントについては次ページ参照)					
運行日	毎日					
運賃	春野⇄春野 大人 (中学生以上) 300円 小学生 150円 春野⇄瀬戸・長浜 大人 (中学生以上) 300円 小学生 150円 瀬戸・長浜⇄瀬戸・長浜 大人 (中学生以上) 200円 小学生 100円 ※障がい者手帳をお持ちの方・介助者の方は半額。未就学児は無料。					
予約受付	予約受付 24時間受付 (毎日) 予約締切 各便の予約締切時間までに電話またはファクスにて連絡					
協議機関	高知市地域公共交通会議 (構成員 学識経験者, 公共交通事業者, 住民代表, 高知運輸支局, 事業用自動車運転手が組織する団体, 警察, 道路管理者, 高知市)					
財源対策	特別交付税					
利用実績						
	R1. 10～R2. 9	R2. 10～R3. 9	R3. 10～R4. 9	R4. 10～R5. 9	R5. 10～R6. 9	
運行回数	4,698回	4,359回	4,875回	5,397回	5,426回	
利用人数	6,455人	5,507人	6,351人	8,139人	8,236人	
運賃収入	1,748,250円	1,466,850円	1,553,250円	2,013,700円	2,045,800円	
運行費補助金	7,842,760円	7,371,850円	8,582,590円	9,749,560円	9,974,520円	
運行費補助金算出方法 (時間距離併用運賃－運賃) の総和						
運行に至った経過・作業等						
平成22年度	H22. 10～H23. 1	春野地域住民意識アンケート調査・春野地域意見交換会 (1回)				
	H23. 3	高知市地域公共交通総合連携計画策定・春野地域意見交換会				
平成23年度	H23. 6	春野地域意見交換会				
平成24年度	H24. 12～H25. 3	春野地域の交通現況調査				
平成27年度	H27. 8～H27. 12	春野地域意見交換会 (2回)				
	H28. 3	各地区説明会 (10回)				
平成28年度	H28. 5	運行事業者選定				
	H28. 6	高知市地域公共交通網形成計画策定				
	H28. 8	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第21条)				
	H28. 10	実証運行 開始				
	H28. 12	春野地域デマンド型乗合タクシー実証運行アンケート調査				
	H29. 3	本格運行案に係る春野地域意見交換会				
平成29年度	H29. 6	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第4条)				
	H29. 10	本格運行 開始				
今後に向けての課題						
今後も利用状況や地域の要望等を踏まえ、地域のニーズに合った地域公共交通となるように運行内容の改善を検討します。						

春野・長浜地域公共交通
コミュニティ交通

はるちゃん号

コミュニティ交通は、これまでの「デマンド型（予約型）乗合タクシー」をより便利なものとするため、春野・長浜地域の「量販店」にも乗り入れできる地域公共交通です。

【デマンド型乗合タクシー】

タクシー車両で地域のご自宅近くから主なバス停までを運行する予約型の公共交通です。

【乗り降り場】

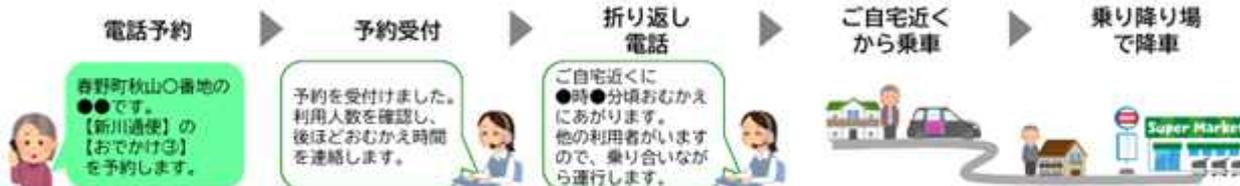
春野地域のご自宅近くや、新川通ポイント・西分ポイント・瀬戸ポイント、瀬戸・長浜地域の路線上で乗り降りできます。

運行エリア・路線・乗り降り場



利用方法の手順

お出かけするとき



お帰りのとき



南国市 (乗合タクシー①「せいらん」 ②「うめの里交通」)		導入形態	デマンド型乗合タクシー			
		導入地区 (導入開始)	①上倉・黒滝方面の7部落及び瓶岩地区 (H24.10月～ 7部落、 H25.10月～ 奈路部落全域にエリア拡大、 H26.10月～ 瓶岩地区(6部落)を追加) ②白木谷・八京地区(H26.4月～)			
運行主体	(有)いだいハイヤー ※公募型プロポーザル方式により、選定(最新:R6年度実施)。					
運行台数	タクシー車両複数台					
運行形態・便数	・区域運行+路線バスへの接続に合わせた時間設定 ・①1日行き5便(領石行き)、帰り5便(領石発)、自宅付近～領石バス停留所(※ほか領石出張所・病院前・農協前) ②1日行き5便(高知医大行き)、帰り5便(高知医大発)、自宅付近～白木谷通バス停～高知医大					
運行日	週5日(月～金) 祝日でも運行					
運賃	①1人 片道300円 ②自宅～高知医大間 1人 片道500円、自宅～白木谷通バス停間 1人 片道300円 ※R5.10月より①②共、市中心部へのワンストップ運行を開始、4便ずつ増便。					
予約受付	①行き1・2便は利用日前日の18時までに運行事業者に予約。 ②行き1便は利用日前日の18時までに運行事業者に予約。 その他の便は、①②ともに利用当日の朝8時30分までに予約。※利用者登録が必要					
協議機関	南国市地域公共交通会議 (市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、学識経験者 等)					
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)					
利用実績						
	R元.10～R2.9	R2.10～R3.9	R3.10～R4.9	R4.10～R5.9	R5.10～R6.9	
利用人数	525人	483人	609人	754人	1,743人	
運賃収入	156,600	142,000	220,000	221,000	384,000	
※運行経費は、市から交通事業者に補助金として支出。 補助金額=運行経費-運賃収入-国補助額						
運行に至った経過・作業等						
(H23年)5月	南国市地域公共交通会議 設立					
11月	アンケート調査、ヒアリング調査(利用者・交通事業者・事業者・医療機関・集落別)					
(H24年)3月	「南国市生活交通ネットワーク計画」調査報告書 作成					
10月	「せいらん」運行開始(上倉、中谷、黒滝、桑ノ川、中ノ川、大改野、奈路北(遠郷)) 白木谷・八京地区 アンケート調査					
(H25年)1月	瓶岩地区 アンケート調査(天行寺、成合、外山、亀岩、宍崎、才谷)					
5月	「せいらん」利用登録者アンケート調査					
10月	高知県交通バス路線・奈路～奈路分岐間の廃止に伴い、奈路部落全域に運行範囲拡大 白木谷・八京地区でスクールバス活用の実証運行開始(～H26.3月)					
(H26年)4月	白木谷・八京地区で乗合タクシー「うめの里交通」実証運行開始(～H26.9月)					
10月	白木谷・八京地区で「うめの里交通」運行開始、アンケート調査 瓶岩地区で「せいらん」運行開始					
(H29年)11月	利用登録者アンケート調査					
(H30年)10月	「せいらん」1便/1便増便 障がい者及び介助者割引導入					
(R1年)10月	運賃 全路線200円値下げ					
(R2年)10月	コミュニティバスへの乗継「半額割引」、コミュニティバスからの乗継「100円割引」開始					
(R4年)10月	運転経歴証明書定時による半額割引を開始					
(R5年)10月	市中心部へのワンストップ運行を開始					
今後に向けての課題						
徐々に利用者の幅が広がりつつあり、中山間地域の住民の移動保障として維持していきたい。						

<p style="text-align: center;">土佐市 「ドラゴンバス」</p>		導入形態	路線バス（市営）		
		導入地区 （導入開始）	①高岡～新居・宇佐方面 ②高岡～波介・戸波・北原方面 ※①②は全ての便が、高岡経由で JR 伊野駅まで運行（H24.10月～） ③宇佐・新居～中島		
運行主体	土佐市観光有限会社				
運行台数	3台（内予備車1台）				
運行日・運行ルート	毎日運行 ①宇佐・伊野線 高岡→新居→宇佐→高岡→伊野→高岡 高岡→伊野→高岡→新居→宇佐→高岡 ②市野々・伊野線 高岡→波介→市野々→北原→高岡→伊野→高岡 高岡→伊野→高岡→波介→市野々→北原→高岡→伊野→高岡 ③宇佐・中島線 宇佐→新居→中島→新居→宇佐				
運賃	大人 300円（高岡中心部～JR伊野駅は200円） 小人 100円 ※身体障害者は半額				
協議機関	土佐市地域公共交通会議 （市、住民代表、交通事業者、事業用自動車の運転手が組織する団体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者等）				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）				
利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
乗車人員	54,493人	59,479人	63,907人	61,509人	
運賃収入	11,228,700円	12,608,733円	12,223,065円	12,744,481円	
補助金※	30,842,264円	40,247,019円	41,867,417円	42,329,441円	
	R2.10.1～R3.9.30	R3.10.1～R4.9.30	R4.10.1～R5.9.30	R5.10.1～R6.9.30	
※H30年10月以降は補助金ではなく委託金					
運行に至った経過・作業等					
(H21年) 4月 土佐市地域公共交通会議設置 10月 第1回土佐市地域公共交通会議 開催 (H22年) 1月 第2回土佐市地域公共交通会議 開催 高岡～用石・新居・宇佐・塚地地区を巡回するバスの運行を決定 4月 土佐市ドラゴンバス 運行開始 (H23年) 6月 土佐市公共交通活性化検討委員会設置 「土佐市地域公共交通活性化計画」の検討のため ・市民アンケート調査 ・中学3年生保護者アンケート調査 ・バス利用者ヒアリング ・観光客ヒアリング ・鉄道利用者ヒアリング ・交通事業者ヒアリング (H24年) 3月 「土佐市公共交通活性化計画」策定 6月 ドラゴンバス（新ルート）運行事業者選定（公募型プロポーザル） 10月～ ドラゴンバス（新ルート）運行開始 (H30年) 10月～ とさでん交通に変わり土佐市観光有限会社が運行主体として運行を開始 (R6年) 10月～ とさでん交通宇佐線廃止に伴い、宇佐・中島線の運行を開始					
今後に向けての課題					
市内を循環し、JR伊野駅にも延伸することで交流人口拡大に努めているが、依然市内には公共交通空白地域が存在することから、今後はその地域に対しても対策が必要である。					

土佐市 ドラゴンバス

土佐市コミュニティバス
令和6年10月1日改正
年末年始(12/31~1/3は運行いたしません)

どこから乗っても降りても
運賃は一律

時刻表

どこから乗っても降りても
運賃は一律

大人 300円
小人 100円
(※一部区間200円)

土佐市観光局
〒781-1102 土佐市高岡町乙2670-1
TEL (088) 852-1237

ドラゴンバス専用定期券発売中

ドラゴンバス運賃表	運賃	定期券(1ヵ月)
大人	300	6,000
	200	4,000
小人	100	2,000

※ドラゴンバス専用定期券は一般路線バスではご利用できません。乗車数3回分。

運行路線図

どこから乗っても降りても
運賃は一律

ICカード(ですか)も利用できます!!
大人300円 小人100円

この区間内は
大人200円

乗換割引ポイント

ICカード(ですか)も利用できます!!

土佐市ポイント(1ヵ月)
大人300円

※乗換割引ポイントについては右巻参照

令和6年
10月1日改正
年末年始(12/31~1/3は運行いたしません)

土佐市 ドラゴンバス

時刻表

土佐市ドラゴンバス(市野々・伊野線) ○は日祝日運休

乗降順序	高岡駅前	高岡	伊野	市野々																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
○5:10	6:14	6:22	6:30	6:38	6:46	6:54	7:02	7:10	7:18	7:26	7:34	7:42	7:50	7:58	8:06	8:14	8:22	8:30	8:38	8:46	8:54	9:02	9:10	9:18	9:26	9:34	9:42	9:50	9:58	10:06	10:14	10:22	10:30	10:38	10:46	10:54	11:02	11:10	11:18	11:26	11:34	11:42	11:50	11:58	12:06	12:14	12:22	12:30	12:38	12:46	12:54	13:02	13:10	13:18	13:26	13:34	13:42	13:50	13:58	14:06	14:14	14:22	14:30	14:38	14:46	14:54	15:02	15:10	15:18	15:26	15:34	15:42	15:50	15:58	16:06	16:14	16:22	16:30	16:38	16:46	16:54	17:02	17:10	17:18	17:26	17:34	17:42	17:50	17:58	18:06	18:14	18:22	18:30	18:38	18:46	18:54	19:02	19:10	19:18	19:26	19:34	19:42	19:50	19:58	20:06	20:14	20:22	20:30	20:38	20:46	20:54	21:02	21:10	21:18	21:26	21:34	21:42	21:50	21:58	22:06	22:14	22:22	22:30	22:38	22:46	22:54	23:02	23:10	23:18	23:26	23:34	23:42	23:50	23:58	24:06	24:14	24:22	24:30	24:38	24:46	24:54	25:02	25:10	25:18	25:26	25:34	25:42	25:50	25:58	26:06	26:14	26:22	26:30	26:38	26:46	26:54	27:02	27:10	27:18	27:26	27:34	27:42	27:50	27:58	28:06	28:14	28:22	28:30	28:38	28:46	28:54	29:02	29:10	29:18	29:26	29:34	29:42	29:50	29:58	30:06	30:14	30:22	30:30	30:38	30:46	30:54	31:02	31:10	31:18	31:26	31:34	31:42	31:50	31:58	32:06	32:14	32:22	32:30	32:38	32:46	32:54	33:02	33:10	33:18	33:26	33:34	33:42	33:50	33:58	34:06	34:14	34:22	34:30	34:38	34:46	34:54	35:02	35:10	35:18	35:26	35:34	35:42	35:50	35:58	36:06	36:14	36:22	36:30	36:38	36:46	36:54	37:02	37:10	37:18	37:26	37:34	37:42	37:50	37:58	38:06	38:14	38:22	38:30	38:38	38:46	38:54	39:02	39:10	39:18	39:26	39:34	39:42	39:50	39:58	40:06	40:14	40:22	40:30	40:38	40:46	40:54	41:02	41:10	41:18	41:26	41:34	41:42	41:50	41:58	42:06	42:14	42:22	42:30	42:38	42:46	42:54	43:02	43:10	43:18	43:26	43:34	43:42	43:50	43:58	44:06	44:14	44:22	44:30	44:38	44:46	44:54	45:02	45:10	45:18	45:26	45:34	45:42	45:50	45:58	46:06	46:14	46:22	46:30	46:38	46:46	46:54	47:02	47:10	47:18	47:26	47:34	47:42	47:50	47:58	48:06	48:14	48:22	48:30	48:38	48:46	48:54	49:02	49:10	49:18	49:26	49:34	49:42	49:50	49:58	50:06	50:14	50:22	50:30	50:38	50:46	50:54	51:02	51:10	51:18	51:26	51:34	51:42	51:50	51:58	52:06	52:14	52:22	52:30	52:38	52:46	52:54	53:02	53:10	53:18	53:26	53:34	53:42	53:50	53:58	54:06	54:14	54:22	54:30	54:38	54:46	54:54	55:02	55:10	55:18	55:26	55:34	55:42	55:50	55:58	56:06	56:14	56:22	56:30	56:38	56:46	56:54	57:02	57:10	57:18	57:26	57:34	57:42	57:50	57:58	58:06	58:14	58:22	58:30	58:38	58:46	58:54	59:02	59:10	59:18	59:26	59:34	59:42	59:50	59:58	60:06	60:14	60:22	60:30	60:38	60:46	60:54	61:02	61:10	61:18	61:26	61:34	61:42	61:50	61:58	62:06	62:14	62:22	62:30	62:38	62:46	62:54	63:02	63:10	63:18	63:26	63:34	63:42	63:50	63:58	64:06	64:14	64:22	64:30	64:38	64:46	64:54	65:02	65:10	65:18	65:26	65:34	65:42	65:50	65:58	66:06	66:14	66:22	66:30	66:38	66:46	66:54	67:02	67:10	67:18	67:26	67:34	67:42	67:50	67:58	68:06	68:14	68:22	68:30	68:38	68:46	68:54	69:02	69:10	69:18	69:26	69:34	69:42	69:50	69:58	70:06	70:14	70:22	70:30	70:38	70:46	70:54	71:02	71:10	71:18	71:26	71:34	71:42	71:50	71:58	72:06	72:14	72:22	72:30	72:38	72:46	72:54	73:02	73:10	73:18	73:26	73:34	73:42	73:50	73:58	74:06	74:14	74:22	74:30	74:38	74:46	74:54	75:02	75:10	75:18	75:26	75:34	75:42	75:50	75:58	76:06	76:14	76:22	76:30	76:38	76:46	76:54	77:02	77:10	77:18	77:26	77:34	77:42	77:50	77:58	78:06	78:14	78:22	78:30	78:38	78:46	78:54	79:02	79:10	79:18	79:26	79:34	79:42	79:50	79:58	80:06	80:14	80:22	80:30	80:38	80:46	80:54	81:02	81:10	81:18	81:26	81:34	81:42	81:50	81:58	82:06	82:14	82:22	82:30	82:38	82:46	82:54	83:02	83:10	83:18	83:26	83:34	83:42	83:50	83:58	84:06	84:14	84:22	84:30	84:38	84:46	84:54	85:02	85:10	85:18	85:26	85:34	85:42	85:50	85:58	86:06	86:14	86:22	86:30	86:38	86:46	86:54	87:02	87:10	87:18	87:26	87:34	87:42	87:50	87:58	88:06	88:14	88:22	88:30	88:38	88:46	88:54	89:02	89:10	89:18	89:26	89:34	89:42	89:50	89:58	90:06	90:14	90:22	90:30	90:38	90:46	90:54	91:02	91:10	91:18	91:26	91:34	91:42	91:50	91:58	92:06	92:14	92:22	92:30	92:38	92:46	92:54	93:02	93:10	93:18	93:26	93:34	93:42	93:50	93:58	94:06	94:14	94:22	94:30	94:38	94:46	94:54	95:02	95:10	95:18	95:26	95:34	95:42	95:50	95:58	96:06	96:14	96:22	96:30	96:38	96:46	96:54	97:02	97:10	97:18	97:26	97:34	97:42	97:50	97:58	98:06	98:14	98:22	98:30	98:38	98:46	98:54	99:02	99:10	99:18	99:26	99:34	99:42	99:50	99:58	100:06	100:14	100:22	100:30	100:38	100:46	100:54	101:02	101:10	101:18	101:26	101:34	101:42	101:50	101:58	102:06	102:14	102:22	102:30	102:38	102:46	102:54	103:02	103:10	103:18	103:26	103:34	103:42	103:50	103:58	104:06	104:14	104:22	104:30	104:38	104:46	104:54	105:02	105:10	105:18	105:26	105:34	105:42	105:50	105:58	106:06	106:14	106:22	106:30	106:38	106:46	106:54	107:02	107:10	107:18	107:26	107:34	107:42	107:50	107:58	108:06	108:14	108:22	108:30	108:38	108:46	108:54	109:02	109:10	109:18	109:26	109:34	109:42	109:50	109:58	110:06	110:14	110:22	110:30	110:38	110:46	110:54	111:02	111:10	111:18	111:26	111:34	111:42	111:50	111:58	112:06	112:14	112:22	112:30	112:38	112:46	112:54	113:02	113:10	113:18	113:26	113:34	113:42	113:50	113:58	114:06	114:14	114:22	114:30	114:38	114:46	114:54	115:02	115:10	115:18	115:26	115:34	115:42	115:50	115:58	116:06	116:14	116:22	116:30	116:38	116:46	116:54	117:02	117:10	117:18	117:26	117:34	117:42	117:50	117:58	118:06	118:14	118:22	118:30	118:38	118:46	118:54	119:02	119:10	119:18	119:26	119:34	119:42	119:50	119:58	120:06	120:14	120:22	120:30	120:38	120:46	120:54	121:02	121:10	121:18	121:26	121:34	121:42	121:50	121:58	122:06	122:14	122:22	122:30	122:38	122:46	122:54	123:02	123:10	123:18	123:26	123:34	123:42	123:50	123:58	124:06	124:14	124:22	124:30	124:38	124:46	124:54	125:02	125:10	125:18	125:26	125:34	125:42	125:50	125:58	126:06	126:14	126:22	126:30	126:38	126:46	126:54	127:02	127:10	127:18	127:26	127:34	127:42	127:50	127:58	128:06	128:14	128:22	128:30	128:38	128:46	128:54	129:02	129:10	129:18	129:26	129:34	129:42	129:50	129:58	130:06	130:14	130:22	130:30	130:38	130:46	130:54	131:02	131:10	131:18	131:26	131:34	131:42	131:50	131:58	132:06	132:14	132:22	132:30	132:38	132:46	132:54	133:02	133:10	133:18	133:26	133:34	133:42	133:50	133:58	134:06	134:14	134:22	134:30	134:38	134:46	134:54	135:02	135:10	135:18	135:26	135:34	135:42	135:50	135:58	136:06	

宿毛市 (コミュニティバス：はなちゃんバス)		導入形態	交通空白地有償運送（市町村運営有償運送）										
		導入地区 (導入開始)	まちぐる線、栄喜線、舟ノ川線 出井線、藻津線 (実証運行 H28.10～H29.9) 本格運行 H29.10～(運行中)										
運行主体	宿毛市 ※宿毛市コミュニティバス運行共同企業体（代表：丸三観光ハイヤー有限公司）と業務委託契約を締結												
運行台数	14人乗り車両 3台（宿毛市所有）												
運行日・運行ルート	月曜：まちぐる線、出井線（出井駐車場公衆トイレ前 - 日平奥 - 楠山多目的集会所前間はデマンド運行） 火曜：まちぐる線、栄喜線、藻津線 水曜：まちぐる線、舟ノ川線（舟ノ川 - 旧石原小学校前間はデマンド運行） 木曜：まちぐる線、栄喜線、出井線（出井駐車場公衆トイレ前 - 日平奥 - 楠山多目的集会所前間はデマンド運行） 金曜：まちぐる線、藻津線、舟ノ川線（舟ノ川 - 旧石原小学校前間はデマンド運行） ※国民の祝日及び国民の休日も運行（ただし、12月29日～翌1月3日は運休） ※国道沿線以外はフリー乗降												
運賃	別添参照 ※小学生は大人運賃の半額 ※未就学児童は保護者同伴とし、保護者1人につき1人分無料 1人を超える場合は、1人につき小学生1人分の運賃 ※各種手帳交付者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）及びその介護者（1名につき1人まで）は半額 ※運転免許返納者（運転経歴証明書の所持者）は半額 ※マイナンバーカードサービス「宿毛ID」を事前登録することで、 郊外区間は一律100円、市街地区間は一律10円												
協議機関	宿毛市地域公共交通会議（市、事業者代表、市民代表、高知運輸支局、道路管理者、警察署職員、県等）												
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金												
利用実績													
【令和5年10月～令和6年9月】													
	月利用者数(人)												
	期間計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
楠山線	1,183	144	93	104	96	71	104	118	59	88	112	72	122
栄喜線	2,364	254	182	188	185	180	167	245	170	182	226	185	200
舟ノ川線	1,338	110	138	119	63	108	111	112	155	116	120	82	104
出井線	1,187	99	124	92	90	96	92	86	130	90	103	89	96
藻津線	1,540	190	109	124	127	131	186	114	133	98	102	102	124
全路線	7,612	797	646	627	561	586	660	675	647	574	663	530	646
運行に至った経過・作業等													
平成27年：宿毛市公共交通再編調査実施 平成28年10月：実証運行開始（市内5路線及び市街地循環線） 12月：運行路線の一部変更及び停留所の新設 （田村内科クリニック前・サングリーククリハラ前・エヴィ前を新設） 平成29年1月：運行経路の一部変更（市街地循環線を1周から1.5周に変更） 3月：利用方法の変更（市街地循環線区間を全経路フリー乗降区間に変更） 8月：一部路線の廃止及び新設（都賀ノ川線の廃止、西路線の新設） 10月：実証運行終了に伴い、本格運行開始 運行ルート及びダイヤの大幅な変更、市街地循環線単独路線の廃止 令和4年5月：市役所庁舎移転に伴う運行ルート及びダイヤの変更 令和7年1月：停留所の増設、路線変更、車両1台追加に伴う運行ルート及びダイヤの変更													
今後に向けての課題													
①利用者の増加及び利便性向上に向けた運行内容の見直し ②着手できていない交通空白地域の解消への取り組み ③より適した運行形態の検討													

土佐清水市 (デマンド交通：おでかけ号)		導入形態	デマンド型乗合タクシー		
		導入地区 (導入開始)	下ノ加江地区、三崎地区、下川口地区 (H25.10月～実証運行、H26.10月～本格運行)		
運行主体	下ノ加江地区：(有)足摺交通 三崎・下川口地区：龍串見残観光ハイヤー(有)				
運行台数	下ノ加江地区：ジャンボタクシー1台 三崎・下川口地区：セダン型1台、ジャンボタクシー1台				
運行形態・便数	<ul style="list-style-type: none"> ・区域運行+路線バスへの接続に合わせた時間設定 ・地域⇒市街地：下ノ加江1日3便 下川口1日3便 ・市街地⇒地域：下ノ加江1日2便 下川口1日3便 ・三崎地区循環線：1日5便 				
運行日	月～土曜日(日・祝日、年始1/1～1/3は運休)				
運賃		エリア内	(エリアを越える) 区域内	区域外 (市街地まで)	
	下ノ加江地区	100円/回	早朝1便のみ区域拡大した料金を適用	下浦 600円/回 立石・布 800円/回	
	三崎地区	100円/回	200円/回	600円/回	
	下川口地区	100円/回	200円/回	800円/回	
※小人(小学生以下)及び障がい者及び免許返納者は半額。1歳未満の乳児、未就学児童(保護者同伴)は無料。 ※通学・通勤等に路線バスの定期券を購入している方は、その区間に限り無料。 ※10回乗ったら、1回の乗車が無料になるポイント割引を実施中。					
予約受付	9:00～17:00(日・祝日、年始1/1～1/3を除く) ※各地域を担当する交通事業所で受付 下ノ加江地区：(有)足摺交通 三崎・下川口地区：龍串見残観光ハイヤー(有) ※午前11時までの便は、前日予約 それ以外は、下ノ加江地区・・・2時間前、三崎・下川口地区・・・1時間前までに予約。 ※事前の利用者登録は必要なし。				
協議機関	土佐清水市地域公共交通協議会 (市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者 等)				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)				
利用実績					
		R2.10～R3.9月	R3.10～R4.9月	R4.10～R5.9月	R5.10～R6.9月
下ノ加江地区	利用人数	816人	958人	1160人	890人
	運行収入	411,500円	349,650円	429,050円	331,950円
	運行経費	5,349,412円	5,374,892円	5,578,941円	4,969,232円
三崎・下川口地区	利用人数	3,463人	3,814人	4,148人	4,148人
	運行収入	1,122,050円	1,183,200円	1,319,000円	1,269,500円
	運行経費	10,400,559円	9,889,872円	10,966,683円	10,664,397円
運行に至った経過・作業等					
(H24年) 5～6月「協働による地域内移動システム構築事業」により、生活路線バスの経由地でない下ノ加江・三崎・下川口地区の952世帯に対し、全戸アンケート調査を実施。 アンケート結果等をもとに、市民の誰もが出かけることができる地域密着型の交通体系・移動システムの構築に向けて「誰でも、お出かけ委員会」(社会福祉協議会、NPO法人、交通事業者、医師会、住民代表、PTA等が参画)で検討。					
(H25年) 3月 土佐清水市地域公共交通協議会に、運行計画(案)を提出。同会で承認。 10月～ 実証運行開始。1年間の試験期間を経て、平成26年10月～本格運行開始。					
(H28年) 7月～「土佐清水市地域公共交通再編のための調査研究事業」を実施。(高知工科大学に委託) 調査の一環として、地域での聞き取りやアンケート調査(全世帯から1/2をランダム抽出)を実施。					
今後に向けての課題					
・利用者の利便性の向上による利用拡大					

土佐清水市デマンド交通「おでかけ号」 エリア・区域マップ



土佐清水市デマンド交通「おでかけ号」とは

土佐清水市では、現在運行している「路線バス」の一部を廃止し、新しく区域運行（デマンド交通）を導入します。ご利用には、あらかじめ電話での予約（デマンド）を行い、自宅（もしくは自宅の近く）までお迎えに行きます。基本的にはエリア内の目的地（商店など）や高知西南交通（株）の運行するバス停まで送迎する公共交通です。ただし、一部の便については、市街地までの直通便を運行します。また、交通空白地域については、過疎地有償運送を導入することにより空白地域の解消を図ります。過疎地有償運送についても、ご利用にはあらかじめ電話での予約が必要です。

運行エリア

■デマンド交通 ●下ノ加江地区 ●三崎地区 ●下川口地区
■過疎地有償運送 ●家路川地区 ●大川内地区 ●藤ノ川・鳥測地区 ●松山・横峯地区 ●横道地区

運行日・運行料金

■区域運行（デマンド交通） 運行日：月～土（日・祝日、年始1/1～1/3休み）
どなたでもご利用いただけます。

地区（エリア）名	料金			車両
	エリア内	区域内（エリアを越える場合）	区域外（市街地まで）	
下ノ加江地区	100円/回	別紙料金表を参照	下浦 600円/回 立石・布 800円/回	タクシーまたは10人乗り程度の車
三崎地区	100円/回	200円/回	600円/回	タクシー
下川口地区	100円/回	200円/回	800円/回	

※下ノ加江地区の早朝の便については、区域を拡大し市街地までの区間についても乗降が可能です。その場合の運行料金は別紙をご参照ください。
※エリア・区域については、パンフレット表紙の地図をご参照ください。

■過疎地有償運送 運行日：週2日（日・祝日、年始1/1～1/3休み）

家路川・大川内・藤ノ川・鳥測・松山・横峯・横道の住民等で、「過疎地有償運送の会員」の方のみご利用いただけます。
※上記の住民等とは、当該地域の住民及びその親族、また当該地域に日常的に用務のある人（役員となるには「会員登録申込書」の提出が必要）です。

運行区間	料金	車両
家路川 ⇄ 下ノ加江市民センター（運行日：月・木）	100円/回	乗用車 ※使用車種はその際によって異なります。
大川内 ⇄ 下ノ加江市民センター（日・火・金）		
藤ノ川 ⇄ 鳥測 ⇄ 下川口市民センター（運行日：月・木）		
松山 ⇄ 横峯 ⇄ 下川口市民センター（運行日：火・金）		
横道 ⇄ プラザバル（運行日：月・木）		

割引制度

- 小人（小学生以下）及び障がい者は半額
- 1歳未満の乳児、未就学児童（保護者同伴）は無料
- 通学・通勤等に路線バスの定期券を購入している方は、その区間に限り無料



ご利用方法

ご利用には、事前に予約が必要です。

予約受付番号 ☎ 0880-82-1800

所在地：土佐清水市栄町1-16 NPO法人「アズアーク」内（予約受付センター）

受付時間 / 9:00～17:00（日・祝日、年始1/1～1/3休み）

■受付は、下ノ加江地区……2時間前 までに予約受付センターへご連絡ください。
三崎・下川口地区……1時間前

- 朝11時までに出発する便をご希望の場合は、前日までに予約が必要です。また、月曜日の朝11時までに出発する便は、前週の土曜日までに予約してください。
- 予約の変更・キャンセルが発生した場合は、すぐにご連絡ください。
- 「おでかけ号」には停留所はありません。ご自宅（付近）や病院、お店などへお迎えに行きます。
- 大きな荷物をお持ちの方やペットはご乗車できません。
- 道路事情により、車両が進入できない地域があります。あらかじめご了承ください。
- 「おでかけ号」はご予約をいただいた方をお迎えに行きます。
- 一般のタクシーとは異なり、待ち時間や到着時間が前後することがあります。到着時間に余裕をもってご利用ください。
- 予約したい便が定員に達している場合は、予約をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 利用者登録は必要ありませんが、運用上、予約の時に住所、氏名、ご連絡先をお聞かせします。



四万十市 (「ふれ愛タクシー」、「ふれ愛号」)		導入形態	デマンド型乗合タクシー、バス			
		導入地区 (導入開始)	西土佐地域、中村地域(後川エリア)(H23.3月～) 中村地域(富山・蕨岡(東西)エリア)(H24.3月～) 中村地域(八束地区)(H25.10月～)			
運行主体	(西土佐)有西土佐交通 (後川・西富山・蕨岡)高知西南交通(株) (東富山・蕨岡・八束)四万十市タクシー組合 ※四万十市タクシー組合では、3社が1週間交代で運行					
運行台数	(西土佐)ワゴン車 3台 (後川)ワゴン車 1台 (西富山・蕨岡)ワゴン車 1台 (東富山・蕨岡)タクシー車両1台+予備車1台 (八束)タクシー車両1台					
運行形態・便数	<ul style="list-style-type: none"> ・区域運行(西土佐地域:各エリア～江川崎、中村地域:各エリア～中村市街地) ・路線不定期運行(中村地域:八束線(名鹿地区～中村駅)) ・エリアにより、1日6～8便。八束線は、1日3往復。 					
運行日	西土佐・後川・東富山・西富山・蕨岡 月～土曜日(日祝日、年始1/1～3は運休) 八束 月・木曜日(祝日、年始1/1～3は運休)					
運賃	(西土佐、後川)エリア内:200円、2エリア:300円 ※西土佐エリアは通学・通院利用に限り無料。 (富山・蕨岡)エリア内:200円、2エリア:300円、2エリアを超えるもの:500円 (八束)100円～700円 ※小学生以下及び障害者は半額					
予約受付	(西土佐・後川・富山・蕨岡)予約受付センター(JR予土線江川崎駅内) (八束)四万十市タクシー組合 ※八束線以外は、会員登録(無料)が必要 ※月～土 7:00～18:00受付(運休日除く) (八束線は、8:30～18:00受付) ※朝一番の便は前日まで。それ以外は、利用したい便の出発1時間～2時間前まで。					
協議機関	四万十市地域公共交通活性化協議会(市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県等)					
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統) ※後川、西富山・西蕨岡エリアのみ					
利用実績						
		①西土佐エリア	②東富山・蕨岡エリア	③八束地区	④後川エリア	⑤西富山・蕨岡エリア
R3	利用人数	3,400人	3,333人	124人	1,550人	529人
	利用料金	411,600円	1,096,950円	45,750円	358,900円	163,800円
	市負担額	16,352,600円	8,748,546円	1,938,393円	6,233,000円	5,481,000円
R4	利用人数	2,974人	2,987人	92人	1,383人	529人
	利用料金	421,550円	969,100円	32,650円	294,000円	166,500円
	市負担額	16,328,400円	9,131,452円	1,969,407円	6,076,000円	5,337,000円
R5	利用人数	2,652人	2,897人	110人	1,848人	529人
	利用料金	402,250円	942,500円	40,400円	360,550円	165,900円
	市負担額	16,274,500円	9,198,277円	2,035,440円	7,180,000円	6,225,000円
※市負担額:①～③は委託料。④～⑤は運行補助金として支出。						
運行に至った経過・作業等						
(H21年)3月 四万十市地域公共交通活性化協議会 設立総会 9～10月 アンケート調査、利用者ヒアリング調査						
(H22年)3月 四万十市地域公共交通総合連携計画書 策定						
(H23年)3月 西土佐・後川地域で実証運行開始 12月～H24.1月 運行エリア拡大について、住民説明会						
(H24年)3月 富山・蕨岡地域に運行区間拡大 4月 西土佐で一部運行形態・運行時間見直し						
(H25年)4月 四万十市デマンド交通本格運行開始。 後川で減便、東富山・蕨岡で配車台数の変更、市街地エリアの乗降場所を追加 10月～八束地区で路線不定期運行路線の実証運行						
(H26年)10月～八束線の本格運行開始						
(H29年)4月 西土佐地域の自家用有償旅客運送事業の一部をデマンド交通に統合						
(H31年)3月 四万十市地域公共交通網形成計画 策定						
(R2年)10月 後川エリア、富山・蕨岡エリアの市街地乗降場所を追加。						
今後に向けての課題						
・利用状況等をもとに、便数等の見直しなどを行い、適切な運行体系を実現していきたい。						

運行路線図



令和2年10月現在

四万十市デマンド交通(ふれ愛号)利用案内

出かけるとき、電話で予約すると、近くまでお迎えに行き、ご希望の目的地付近まで(中村市街地エリアはバス停まで)お送りいたします。帰るときは、商店や病院近くのバス停などに迎えに行き、自宅近くまでお送りいたします。

※ただし、道路事情などにより、乗降場所を指定される場合もありますので、ご注意ください。

利用するには

事前に予約が必要です。

利用者登録

- ◇原則、事前に利用者登録が必要です。利用者は利用者登録用紙若しくは予約受付センターに電話して利用登録(登録料は無料)をしてください。
- ◇利用者登録用紙は本庁(企画広報課)に備えています。

事前予約

- 利用の前には電話で予約が必要です。
- 予約受付センター(月～土 7:00～18:00 受付)
 - 予約受付番号 わで行く しまんと
 - フリーダイヤル 0120-019-410
- ◇予約は、利用希望日の2日前(連休を除く)から遅くても利用予定出発時刻の2時間前まで(帰りの予約は1時間前まで)に受付センターへご連絡ください。
- ※予定変更(キャンセル等)は前日にご連絡ください。
- ◇朝1便目は前日までに予約が必要です。
- ※月曜日の朝1便目は、前週の土曜日までに予約が必要。
- ◇予約したい便が定員に達している場合は、予約をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

注意点

- ◇『四万十市デマンド交通』には、基本的に停留所はありませんので、ご自宅(付近)までお待ちください。
- ※中村市街地は決められたバス停での乗降になりますので、あらかじめご了承ください。
- ◇『四万十市デマンド交通』は複数人の乗合利用となります。一般のタクシーとは異なりますので、待ち時間や到着時間が10分から20分程度前後する場合があります。到着時間に余裕をもってご利用ください。

問い合わせ先 四万十市企画広報課
TEL: 34-1129 (FAX: 35-0007)

料金

- 基本料金…200円
- 【大人(中学生以上)1エリア内の運行】
- エリアを超える場合
 - 2エリアの運行…300円(基本料金+100円)
 - 例) 東(西)山エリアから中部エリアへの運行
 - 2エリアを超える運行…500円(基本料金+300円)
 - 例) 東(西)山エリアから中村市街地への運行
- ※小人(小学生以下)並びに障害者及びその介護人は半額(介護人は、割引乗降料の乗降料のみです。お申し込みは必須となります)
- ※1歳未満の幼児、未就学児童(同乗者1人につき1人)は無料

運行

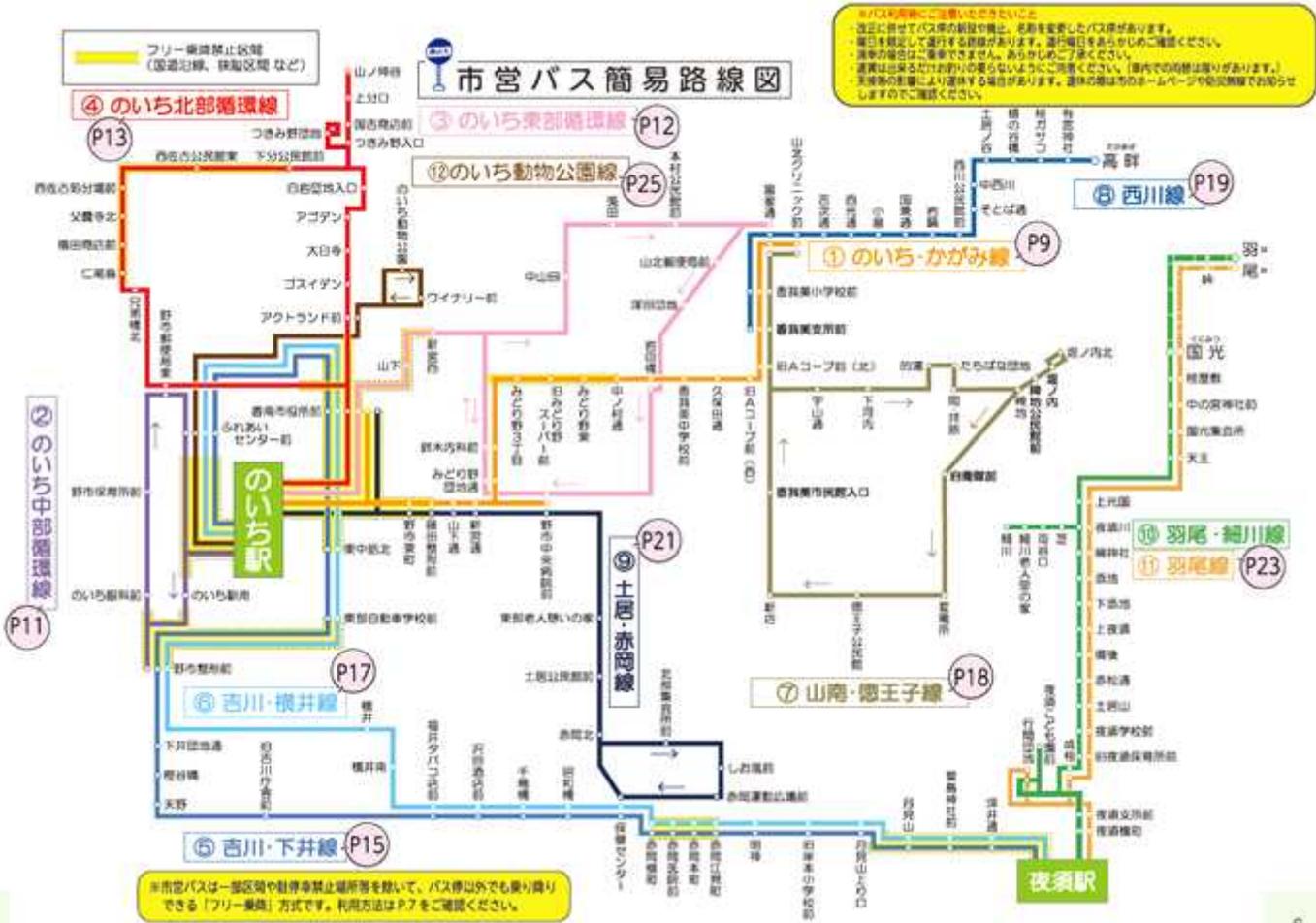
- 運行日 月～土曜日(日祝日、年始1/1～3は連休)
- 住次郎・大西ノ川・南古尾地区は、月・水・金のみ運行。排除谷地区は火・木のみ運行。
- 予約受付時間 月～土曜日の午前7時～午後6時
- ※連休日は予約受付しておりません。
- 運行エリア
 - 東山エリア、西山エリア、東山南エリア、西山南エリア
- ◇詳しい運行エリアは運行案内をご確認ください。

【ご利用方法イメージ】



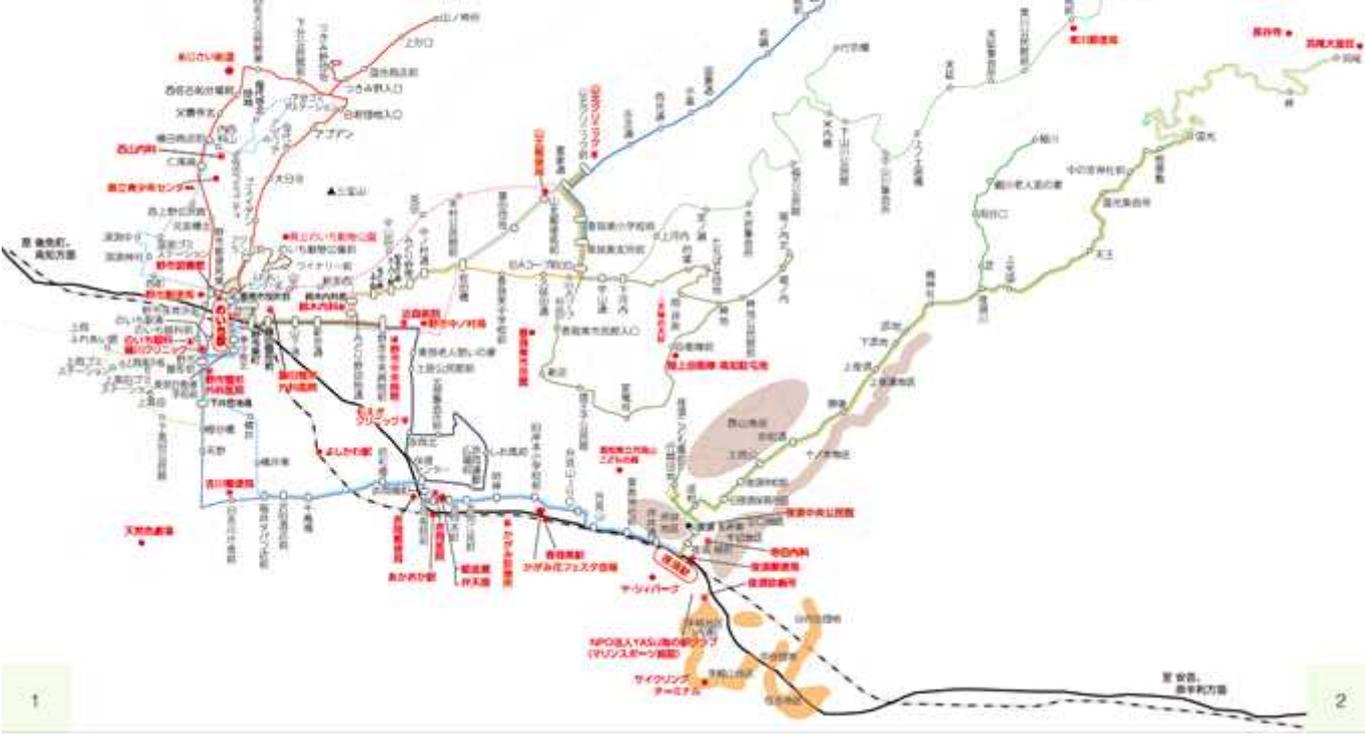
香南市		導入形態	交通空白地有償運送（自家用有償旅客運送）			
		導入地区 (導入開始)	市営バス：市内 12 路線(H19. 3 月～) デマンド型乗合タクシー：市内 5 路線(R5. 10 月～)			
運行主体	(有) 平和観光 (有) 平和ハイヤー (株) のいちタクシー ※市が運行を委託					
運行台数	市営バス…マイクロバス：4 台 ・小型バス車両：3 台 ・予備車両：3 台(中型・マイクロ・小型) デマンド型乗合タクシー…タクシー車両：各路線 1 台					
運行日・ 運行ルート	<p>【市営バス】</p> <p>▼毎日運行</p> <p>①のいち・かがみ線：のいち駅～香南市役所前～野市中央病院前～みどり野 3 丁目～岩田橋～香我美支所前～山北クリニック前</p> <p>③のいち東部循環線：のいち駅～香南市役所前～山下～野市中央病院前～兎田～富家通～岩田橋～野市中央病院前～山下～香南市役所前～のいち駅</p> <p>④のいち北部循環線：のいち駅～香南市役所前～山ノ神谷～西佐古公民館東～兄弟橋北～野市郵便局東～香南市役所前～のいち駅</p> <p>⑦山南・徳王子線：山北クリニック前～香我美支所前～たちばな団地～堀ノ内～自衛隊前～徳王子公民館～香我美支所前～山北クリニック前</p> <p>⑧西川線：高畔～西川公民館前～小島～山北クリニック前～香我美支所前</p> <p>⑨土居・赤岡線：のいち駅～香南市役所前～野市中央病院前～土居公民館前～北部集会所前～保健センター～土居公民館前～野市中央病院前～香南市役所前～のいち駅</p> <p>▼平日運行</p> <p>②のいち中部循環線：のいち駅～野市整形前～野市保育所前～ふれあいセンター前～のいち駅</p> <p>⑩羽尾・細川線：羽尾～国光～夜須川～細川～夜須川～行間団地～夜須駅</p> <p>⑪羽尾線：羽尾～国光～夜須川～行間団地～夜須駅</p> <p>▼月水金土日祝運行</p> <p>⑤吉川・下井線：夜須駅～岸本小学校前～赤岡本町～保健センター～下井団地通～香南市役所前～のいち駅</p> <p>▼火木運行</p> <p>⑥吉川・横井線：夜須駅～岸本小学校前～赤岡本町～保健センター～横井～香南市役所前～のいち駅</p> <p>▼土日祝運行</p> <p>⑫のいち動物公園線：のいち駅～ふれあいセンター前～のいち動物公園～ふれあいセンター前～のいち駅</p> <p>▼その他</p> <p>※学校線（香我美校区・夜須校区）</p> <p>【デマンド型乗合タクシー】※()内は運行曜日</p> <p>⑬東川線(月水金土日祝)：奈良橋～別役～下山川～山北クリニック前～岩田橋～野市中央病院前～香南市役所前～のいち駅</p> <p>⑭深淵・母代寺線(火木金土)：母代寺北団地～下分～佐古コミュニティ～西上野公民館～西町～香南市役所前～のいち駅</p> <p>⑮のいち西部線(火木金土)：上岡ふれあい館～高田公民館～野市保育所前～香南市役所前～のいち駅</p> <p>⑯夜須中部区域(月水金日(祝でも運行))：坪井地区、西山地区、上夜須地区、十ノ木地区、出口地区、千切地区～夜須駅</p> <p>⑰手結・住吉区域(火木土(祝でも運行))：手結地区、手結山地区～夜須駅</p>					
運賃	片道：100 円～400 円 ※市営バスは高校生以下無料、デマンド型乗合タクシーは小学生未満無料 ※75 歳以上、運転免許返納者(65 歳以上)、障がい者及びその付添人は半額					
協議機関	香南市地域公共交通会議、香南市営バス検討委員会（市、住民又は利用者代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県 等）					
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金、高知県地域公共交通支援事業費補助金、過疎債					
利用実績						
	H31/R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
利用者 計	35,238 人	30,126 人	30,557 人	33,074 人	40,079 人	
運賃収入	3,374 千円	3,021 千円	2,796 千円	3,279 千円	3,477 千円	
運行委託料	44,847,696 円	46,573,517 円	46,805,325 円	47,370,949 円	46,463,594 円	
運行に至った経過・作業等						
(H19 年) 5 月 野市町、香我美町、夜須町、赤岡町、吉川村の合併に伴い、香我美町及び夜須町で運行していた町営バスを香南市営バスとして再編成し、運行を開始する。						
(H23 年) 7 月 住民の意見や要望を反映した路線、ダイヤ改正を行う。一部区間を予約式運行に変更する。						
(H26 年) 7 月 複雑化した 54 路線を 17 路線に集約、曜日限定運行の導入、他の路線や民間鉄道及びバスへの接続を考慮したダイヤ編成、運行車両の追加を行うなど利便性の向上を行う。						
(H29 年) 9 月 マイクロバス 2 台を 14 人乗り車両へ小型化する。						
10 月 17 路線を 12 路線に集約し、運行効率及び利便性の向上を行う。						
(H31 年) 4 月 岸本小学校開校に伴い香我美小学校のスクールバスを増便する。						
(R2 年) 10 月 12 路線を 14 路線に拡大し交通空白地の解消を行う。併せてマイクロバス 1 台を小型化する。						
(R5 年) 10 月 利用者数の少ない路線・区間をデマンド型乗合タクシーに移行し、市営バス 12 路線、デマンド型乗合タクシー 5 路線とする。						
今後に向けての課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・市営バスの周知、利用促進。 ・利用者が多い停留所の環境改善（ベンチや屋根の設置）。 ・市営バス間の乗り継ぎ向上。 						

運行路線図



香南市公共交通 全体マップ [令和6年10月より]

市営バス (路線定期運行)	① のいち-かがみ線	② のいち-かがみ中部循環線	③ のいち東部循環線	④ のいち北部循環線
予約式乗合タクシー (路線型)	⑤ 吉川-下井線	⑥ 山南-徳王子線	⑦ 西川線	⑧ 吉川-横井線
予約式乗合タクシー (エリア型)	⑨ 土居-赤岡線	⑩ 羽尾-細川線	⑪ 羽尾線	⑫ のいち動物公園線
その他の交通	⑬ 土居くらしの駅	⑭ 香川交通	⑮ 香川交通	⑯ 香川交通



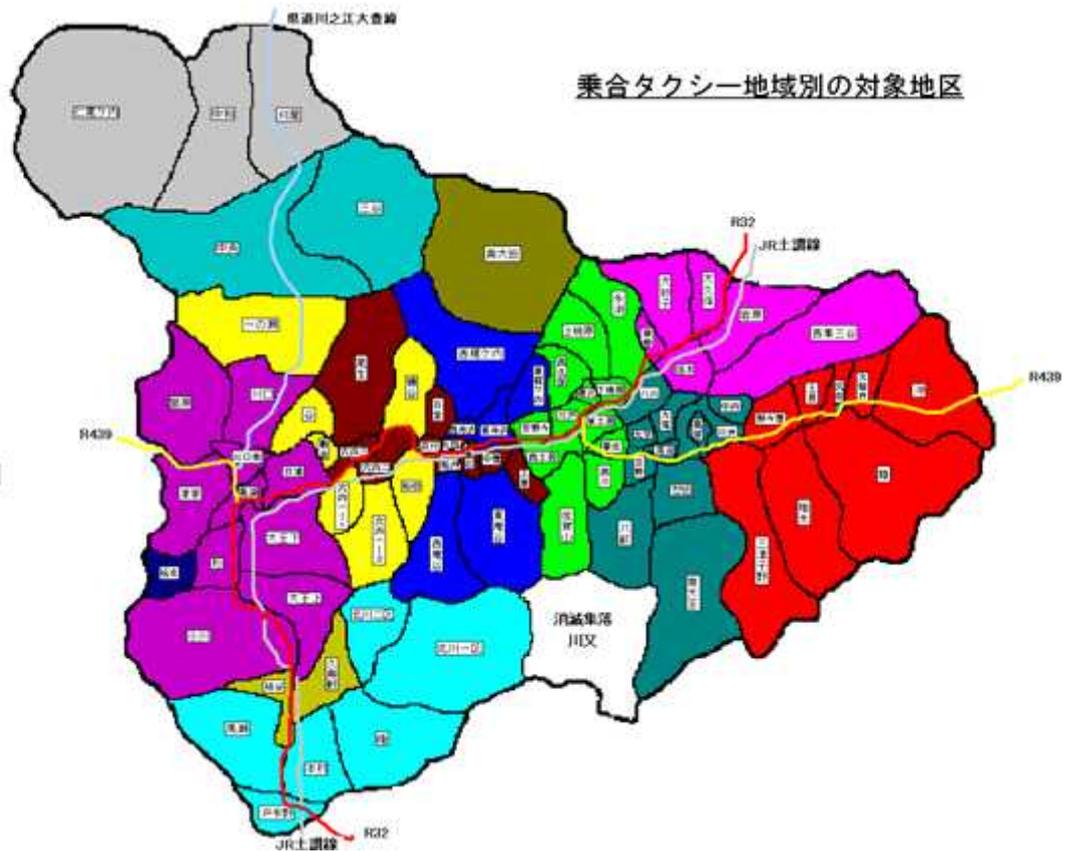
本山町 さくらバス		導入形態	交通空白地有償運送（市町村運営有償運送）		
		導入地区 （導入開始）	北山西線、吉延・大石線、上関・下関線、古田・権代線、北山東線		
運行主体	本山町 ※嶺北交通有限会社と業務委託契約を締結				
運行台数	10人乗り車両1台（本山町所有）				
運行形態・便数	月曜日：北山西線（前日17時まで受付を行うデマンド運行） 火曜日：吉延・大石線 水曜日：上関・下関線 木曜日：古田・権代線 金曜日：北山東線 ※祝祭日も運行（ただし、12月29日～翌1月3日は運休） ※国道沿線以外はフリー乗降可能				
運行日	月曜日～金曜日				
運賃	19歳以上200円、小学生から18歳以下100円、未就学児（保護者同伴）無料 身障手帳等各種手帳の所持者と介護者（1人）半額免除 回数乗車券100円券11枚綴り 定期券：1ヶ月1,000円（全線乗車可能）				
予約受付	月曜日：北山西線のみ前日までの予約運行方式				
協議機関	本山町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、病院関係、商工関係等）				
財源対策	中山間地域生活支援総合補助金（移動手段確保支援事業）、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、過疎債				
利用実績					
	本格運行 R3年4月～R4年3月	本格運行 R4年4月～R5年3月	本格運行 R5年4月～R6年3月	本格運行 R6年4月～R7年3月	
北山西線	94	32	23	30	
吉延・大石線	431	442	442	450	
上関・下関線	334	345	454	480	
古田・権代線	608	718	820	850	
北山東線	241	265	319	350	
合計	1,708	1802	2058	2160	
運行に至った経過・作業等					
<p>平成28年度 町内の公共交通空白地について調査</p> <p>平成29年度 対象地区での意見交換会実施、運行路線及び本数・ダイヤの検討</p> <p>平成30年5月 本山町地域公共交通会議設置</p> <p>平成31年1月 本山町コミュニティバスさくらバス実証運行開始</p> <p>令和元年10月 さくらバス本格運行開始</p> <p>令和4年4月 まちなかルート（中心部巡回線）運行開始</p> <p>令和4年5月 定期券販売開始</p>					
今後に向けての課題					
<p>高齢化の進行により、移動手段の確保が困難になる地域が増加することが想定される。</p> <p>そのため、公共交通網形成計画を基に利用しやすい運行形態を計画・実施しなければならない</p>					

運行路線図

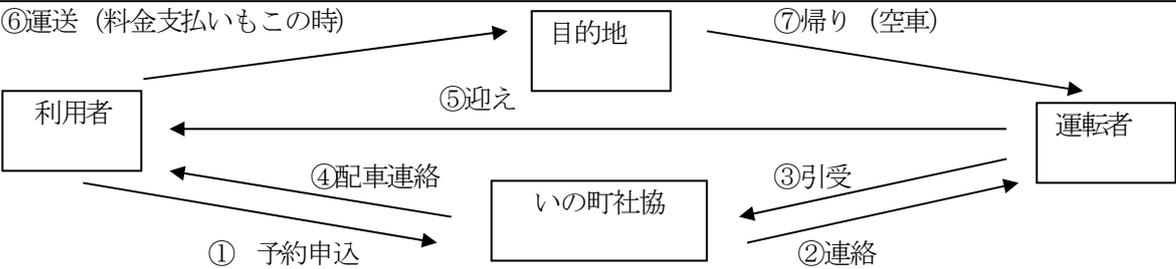


大豊町		導入形態	デマンド型乗合タクシー	
		導入地区 (導入開始)	町内全域 (H18.5.1～)	
運行主体	・(有)大豊ハイヤー ・豊永観光(有) ※2社での共同運行。運行は2週間ごとのローテーション			
運行台数	4人乗り車両2台(各社1台ずつ)			
運行形態・便数	<ul style="list-style-type: none"> ・町内14エリア～目的地までの区域運行(利用者宅～下記7か所) ・①大豊町役場周辺 ②大豊町総合ふれあいセンター周辺 ③本山町役場周辺 ④早明浦病院 ⑤高知日赤病院周辺 ⑥J A高知病院 ⑦高知大学医学部付属病院付近 ※①～⑦の行き先を設定。 ・1日1便(不定期) 			
運行日	週3日(月・火・水・木・金)運行			
運賃	片道料金:町内 500円、本山町・土佐町 1,000円、南国市・高知市 3,000円 ※福祉タクシーチケットの利用可。			
予約受付	利用日の前日17時までに受付(2社の電話番号(当番制))に予約			
協議機関	大豊町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県等)			
財源対策	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(通常は過疎債)			
利用実績				
	R3年度	R4年度	R5年度	
延べ輸送人員	788	723	440	
延べ運行台数	381	462	293	
1台当乗車人数	2.1	1.6	1.5	
運行助成金※	3,522,230	3,606,610	2,311,970	
<p>※タクシー事業者が高知運輸支局に届出た料金と、実際の運賃収入の差額 1人乗車があった場合、1人分の乗車料金を助成</p> <p style="text-align: right;">※令和4年9月までは3社、10月からは2社で運行。</p>				
運行に至った経過・作業等				
<p>(H17年) 4月 地域交通の意見交換会(高齢者を中心とした交通弱者の足の確保について) 高知県ハイヤー協会来庁(乗合タクシー特区申請について協力依頼)</p> <p>6月 高知県ハイヤー協会「大豊町乗合タクシー特区構想」提案書を国に提出</p> <p>7月 「特区構想」について、国土交通省から現行の制度で運行できるとの回答</p> <p>10月 乗合タクシー制度について説明会</p> <p>11月 乗合タクシーについて協議</p> <p>(H18年) 1月 高知県の移動サービスを考える会主催、移動サービス学習会</p> <p>2月 四国運輸局へ乗合タクシー制度申請</p> <p>3月 高知運輸支局からハイヤー業者3社に許可証交付 大豊町交通問題を考える会を設立</p> <p>5月1日 乗合タクシー 運行開始</p> <p>(H23年) 1月 地域公共交通会議を開催 乗合タクシー継続運行申請に伴う会議</p> <p>3月 四国運輸局へ乗合タクシー継続運行申請</p> <p>4月 高知運輸支局からハイヤー業者3社に許可証交付</p>				
今後に向けての課題				
<p>数名で乗り合わせた際、最初に乗った乗客の目的地と、2番目3番目に乗ってくる乗客の乗車地が、必ずしも運行ルート上でつながるわけではないので、最初の乗客の乗車時間が長くなり、負担となっている。</p> <p>往復の場合、帰りも同様。</p>				

管内図



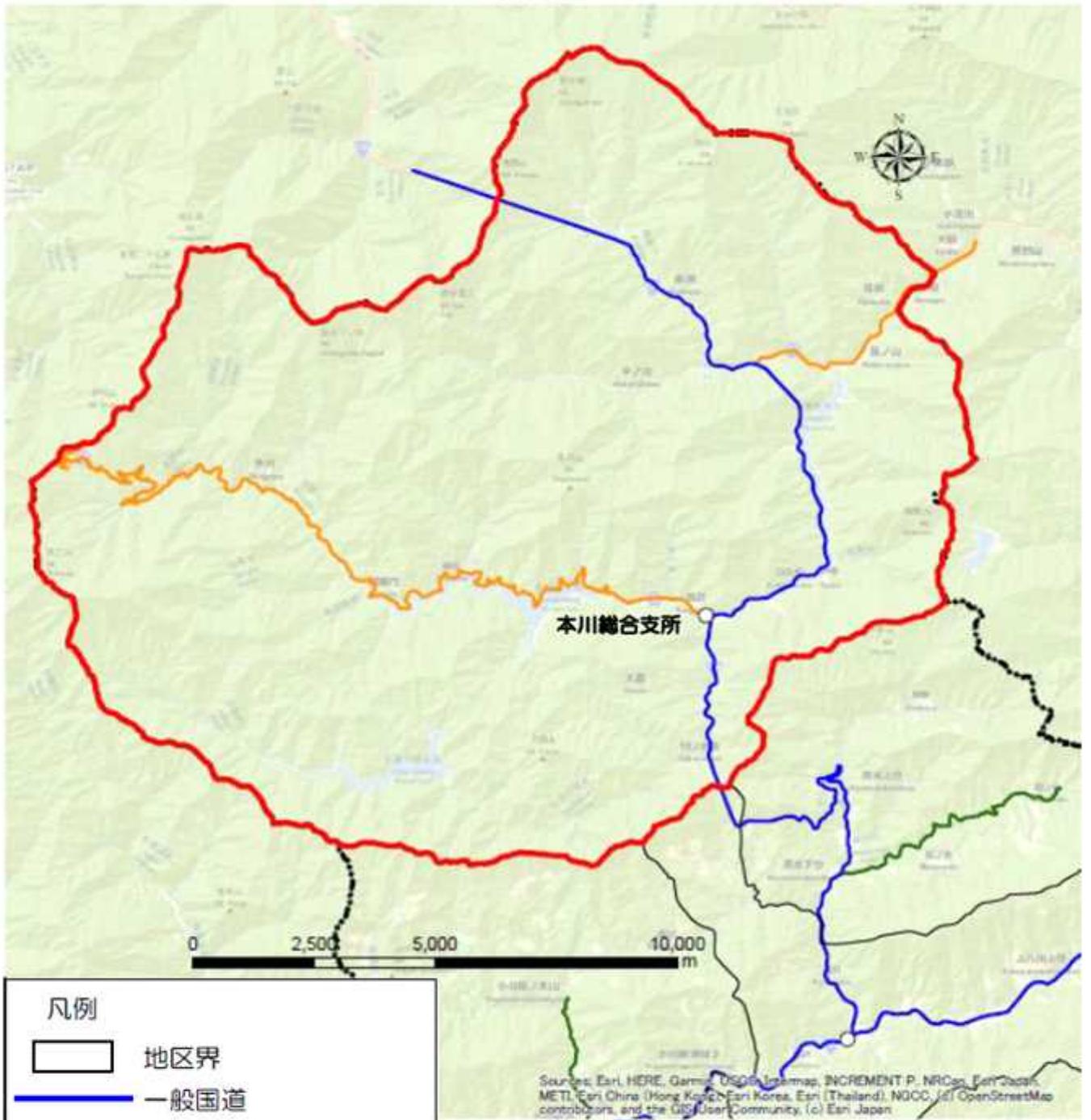
土佐町 (「チョイソコとさちょう」)		導入形態	交通空白地有償運送
		導入地区 (導入開始)	町内全域 (R6. 10月～)
運行 主体	土佐町 *運行は(有)嶺北観光自動車に業務委託		
運行台数	月～金曜日：2台 土曜日：1台 (保有車両はセレナ1台、ルーミー2台)		
運行形態 ・便数	・区域運行(町内全域、町内から本山町本山(嶺北中央病院)) (路線バスと同時間帯同方向に運行しない)		
運行日	月～土曜日(祝日、年末年始12/29～1/3は運休)		
運賃	500円(500円券15枚綴りの回数券を5,000円で販売。) 高校生以下及び障害者は300円。未就学児は無料で会員と同乗可。		
予約受付	予約受付は(合)いしはらの里に業務委託 月～金 8:30～16:00(祝日、年末年始12/29～1/3除く) ※10時までの乗車、土曜日の乗車、南川・下瀬戸・黒丸方面は前日の正午まで受付。それ以外は、利用希望の1時間前まで。		
協議機関	土佐町地域公共交通協議会(町、住民代表、交通事業者、高知運輸支局、県等)		
財源対策			
利用実績			
R6(10月以降)	利用人数	1,200人	
	利用料金	500,000円	
	町負担額	10,055,000円	
※町負担額は委託料。			
運行に至った経過・作業等			
(R3年) 一部地区で運行実証開始			
(R4年) 運行地区を拡大して運行実証継続			
(R5年) 町内全域で運行実証継続 アンケート調査実施、利用者ヒアリング調査 土佐町地域公共交通計画策定			
(R6年) 10月 自家用有償旅客運送開始			
今後に向けての課題			
・利用状況等に応じて、適切な運行体系を維持していきたい。			

いの町		導入形態	交通空白地有償運送
		導入地区 (導入開始)	本川地区 (H23.4月～)
運行主体	社会福祉法人 いの町社会福祉協議会		
運行台数	21台 ※運転者の自家用車 20台、社会福祉協議会保有車 1台		
車両設備	有償運送車両の表示「運送者・有償運送車両・登録番号」(マグネットシート) 交通空白地有償運送 登録証の写し、運転者証 損害賠償保険に全車加入 対人：無制限、対物：300万円以上		
運転者	18名 ※区長、民生委員、社協職員、森林組合職員、町職員(兼務)等 (R6稼働運転者数 8名)		
	報酬	売り上げの90%(残りは社協)	
	自己負担	車検・修理費、自動車保険料、燃料代	
	要件	免許取得後5年以上経過した人で、78歳以下の人	
運行時間	特に制限なし(利用日の3日前までに予約)		
運賃	初乗り6km未満 500円+6km超過後は1kmあたり100円増額(1kmに満たない部分は切り捨て) 待ち時間：30分あたり100円 迎車(行政区を超えるもの)：200円		
運行範囲	運送の発地又は着地がいの町本川地区内にあるものとする		
登録会員	49名(年会費 1,000円)		
連絡体制	 <pre> graph TD User[利用者] -- ① 予約申込 --> Soc[いの町社協] Soc -- ② 連絡 --> Driver[運転者] Driver -- ③ 引受 --> Soc Soc -- ④ 配車連絡 --> User Driver -- ⑤ 迎え --> User User -- ⑥ 運送 --> Dest[目的地] Dest -- ⑦ 帰り(空車) --> Driver </pre>		
協議機関	いの町有償運送運営協議会 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、学識経験者等 ※いの町地域公共交通活性化協議会と同一委員)		
役場負担	初期費用：ステッカー代、連絡用携帯電話代、市町村有償運送等運転者講習受講料		
利用実績	(R4年度) 件数：304件 (R5年度) 件数：266件 (R6年度) 件数：174件		
運行に至った経緯の概要・作業等			
<p>(H17年) 地元タクシー業者 廃業 交通網が貧弱な本川地区では、日常生活に車が不可欠であるが、車を運転しない(できない)高齢者などの地域住民にとって、不便な状態が続いていた。</p> <p>(H22年) 11月 いの町有償運送運営協議会 設置 12月 本川地区交通空白地有償運送について地区住民への説明会(町主催)</p> <p>(H23年) 1月 社会福祉法人 いの町社会福祉協議会を運営主体者として、取り組み開始 (研修、講習会、運転者への説明会、交通安全講習会等) 3月 2回目 住民説明会 具体的な運営方法について、運営協議会で承認 4月 運行開始(実質運行開始は6月)</p> <p>(H25年) 4月 運送料金の見直し(1kmあたり100円→現行) (近距離(本川地区内)での利用が7割を超える中での収入の確保と、近距離利用者の利用控えを解消するため。)</p>			
今後に向けての課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・運行範囲の拡大(県外：特に愛媛県西条市方面) ・事業運営のための資金ならびに運転者確保 			

※数値はいずれも令和7年2月末時点のものです。

管内図

▼運行範囲



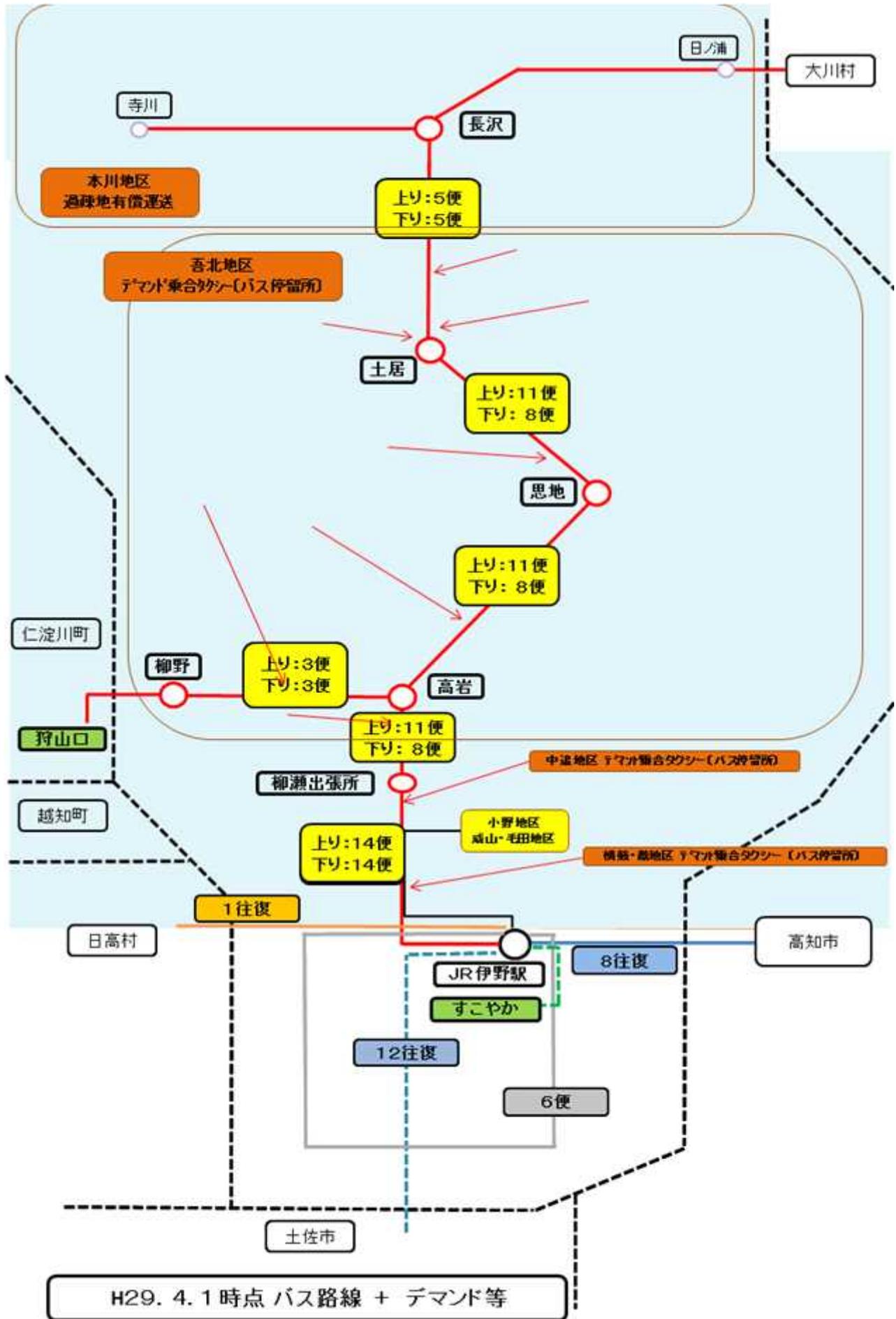
凡例

-  地区界
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  主な行政施設
-  運行範囲 (本川地区)

Sources: Esri, HERE, Garmin, USGS, Imagmap, INCREMENT P, NRCan, Esri Japan, METI, Esri China (Hong Kong), Esri Korea, Esri (Thailand), NOAA, JGI, OpenStreetMap contributors, and the GIS User Community. (c) Esri Japan

いの町		導入形態	デマンド型乗合タクシー			
		導入地区 (導入開始)	①小野 (H19.9月～) 毛田、成山地区 (H20.10月～) ②吾北、中追、横藪・蔭地区 (H24.6月～)			
運行主体	①(有)明神ハイヤー ②(有)吾北ハイヤー (吾北地区)、大はらハイヤー (中追地区) (有)明神ハイヤー (横藪・蔭地区) ※高知県ハイヤー協会いの支部と協議、手順を踏んで選定。					
運行台数	①5台 (予備車1台必要) ②3台 (最低車両数: 2台) ※道路運送法第4条許可申請における処理方針で、最低車両数が決められている。					
運行形態・便数	① (路線定期運行+予約運行) 1日3便、廃止路線バス停～いの町中心部 ② (区域運行+バス停への着時間設定→路線バスへ接続+予約運行) 路線バスの通過時刻に合わせて運行、自宅付近～最寄りのバス停					
運行日	①毎日運行 (吾北地区では、集落ごとに予約優先曜日あり)					
運賃	①乗車1人 300円 (成山地区は500円) ②1乗車1人 300円 ※小児運賃半額					
予約受付	①朝1便目は前日まで 昼・夜便は利用する3時間前までに運行業者に予約 ②利用日前日の9時～19時の間に、運行業者に予約					
協議機関	いの町地域公共交通活性化協議会、いの町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、学識経験者 等)					
財源対策	過疎債等					
利用実績						
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①小野、毛田、 成山地区	輸送人員	681人	686人	472人	集計中	
	運賃収入	296,300円	278,900円	212,900円		
	運行委託料※	964,760円	857,240円	748,540円		
②吾北、中追、 横藪・蔭地区	輸送人員	3,588人	3,463人	3,465人		
	運賃収入	1,036,500円	996,000円	1,039,350円		
	運行委託料※	6,794,020円	5,664,110円	6,174,190円		
※1運行ごとの実際のタクシーメーター料金で委託契約(運賃は町収入としているので、実質差額を委託料として負担。)						
運行に至った経過・作業等						
(S45年) 11月～ 県交通の路線廃止に伴う代替路線(町営:市町村有償運送)として、1日3便運行開始。 (H19年) 9月～ 定時制デマンド式乗合タクシーに移行(小野線) (H20年) 10月～ 毛田(毎週火曜日)、成山(毎週水曜日)地区に延伸 (H23年) 9月～ 毛田・成山地区 毎週金曜日運行開始(週2日運行) (H24年) 6月～吾北地区、中追地区、横藪・蔭地区に運行範囲拡大(毎日運行) (H25年) 4月～吾北地区内の県北部交通休止区間(思地～若宮)に運行範囲拡大 (H31年) 4月～毛田・成山地区を毎日運行に変更						
今後に向けての課題						
・事業者の確保と事業の継続(全地区) ・運賃の見直しとダイヤ改正(小野・毛田・成山地区)						

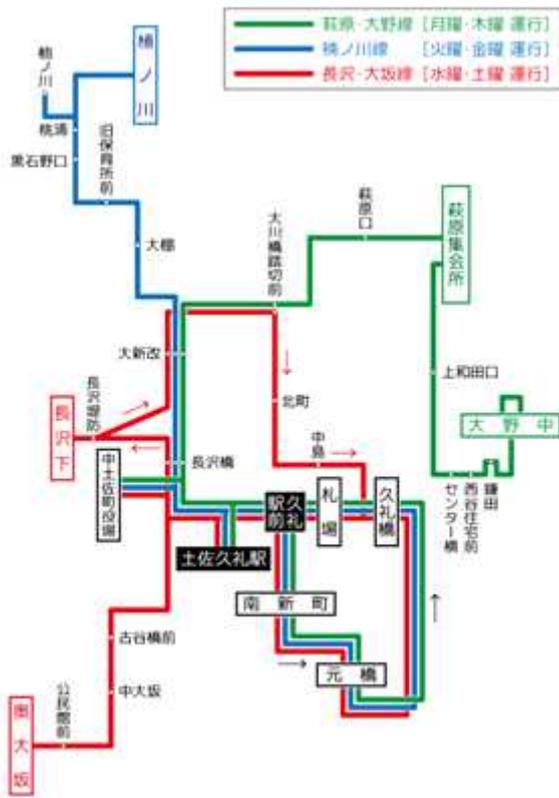
運行路線図



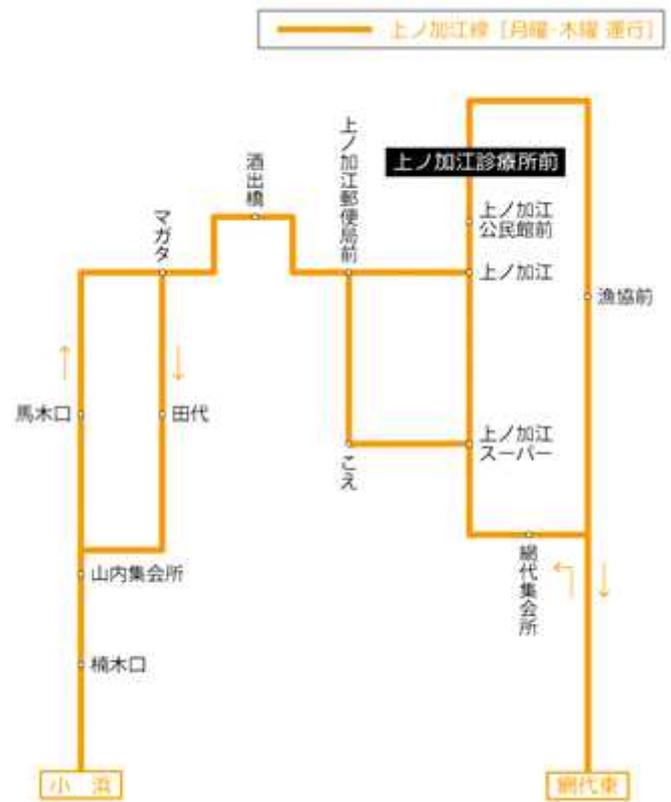
中土佐町		導入形態	路線バス（民営）						
		導入地区 （導入開始）	①久礼地区：3系統 ②大野見地区：3系統 （H25.1月～9月 無料で実証運行 6系統） ※3月途中より+1系統となる （H25.10月～本格運行） （H27.10月に路線再編：計10系統となる） （H30.10月に路線再編：計6系統となる） （R02.10月に路線再編：計7系統となる）						
運行主体	(有)中土佐ハイヤー ※公募型プロポーザル方式により、選定。								
運行台数	10人乗りワゴン車 2台+予備車（運行主体所有車両）※町が購入し、本格運行開始直前に無償譲渡した。								
運行日・ 運行 ルート	曜日	久礼地区	大野見地区	上ノ加江地区					
	月曜日	萩原・大野線	下ル川線	上ノ加江線					
	火曜日	楠ノ川線	萩中線	—					
	水曜日	長沢・大坂線	高樋線	—					
	木曜日	萩原・大野線	萩中線	上ノ加江線					
	金曜日	楠ノ川線	下ル川線	—					
	土曜日	長沢・大坂線	高樋線	—					
	※路線定期運行。1月1日、2日は全便運休。								
運賃	一回の乗降で 大人 100円、小人 50円 ※65歳以上は無料。（中土佐町高齢者等外出支援・路線バス無料化事業 適用）								
協議機関	中土佐町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、社会福祉協議会等）								
財源対策	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）、過疎債								
利用実績									
	R1.10～R2.9月		R3.10～R4.9月			R4.10～R5.9月			
	久礼地区	大野見地区	久礼地区	大野見地区	上ノ加江地区	久礼地区	大野見地区	上ノ加江地区	
利用人数	2,504人	3,435人	2,282人	3,283人	1,069人	2,222人	3,765人	1,248人	
運賃収入	593,550円		661,550円			723,400円			
補助金額	14,959,000円（※1）		16,295,000円（※1）			16,968,000円（※1）			
	R5.10～R6.9月			※1国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）」を含む。					
	久礼地区	大野見地区	久礼地区						
利用人数	1,966人	3,613人	1,608人						
運賃収入	717,850円								
補助金額	17,460,000円（※1）								
運行に至った経過・作業等									
(H23年)8月～12月	集落別によるヒアリング及び意見交換会								
(H24年)3月	「中土佐町生活交通再編計画」策定								
11月～12月	住民説明会・交通事業者との協議								
(H25年)1月	コミュニティバス（6系統）実証運行 同時に利用者アンケート（バス車内に設置、回答） バス乗務員による利用者意見の聞き取り調査 等実施								
2月	交通事業者との協議（運行の状況や住民の意見等、今後の調整についてのヒアリング）								
3月	生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）策定								
4月	運行事業者選定（プロポーザル方式）								
6月	中土佐町公共交通会議								
8月	中土佐町地域公共交通確保維持改善事業による路線運行に関しての協定を締結 道路運送法第4条一般乗合の許可申請（9月に許可となる）								
10月～	本格運行開始								
今後に向けての課題									
利用者の維持拡大が課題となるが、利用促進活動や状況に応じた運行内容の変更を行っていく必要がある。また、令和6年度から本格運行を開始した、バスパスマイナンバーカード乗降システムについて課題解消に努める必要がある。									

運行路線図

■久礼地区運行路線



■上ノ加江地区運行路線



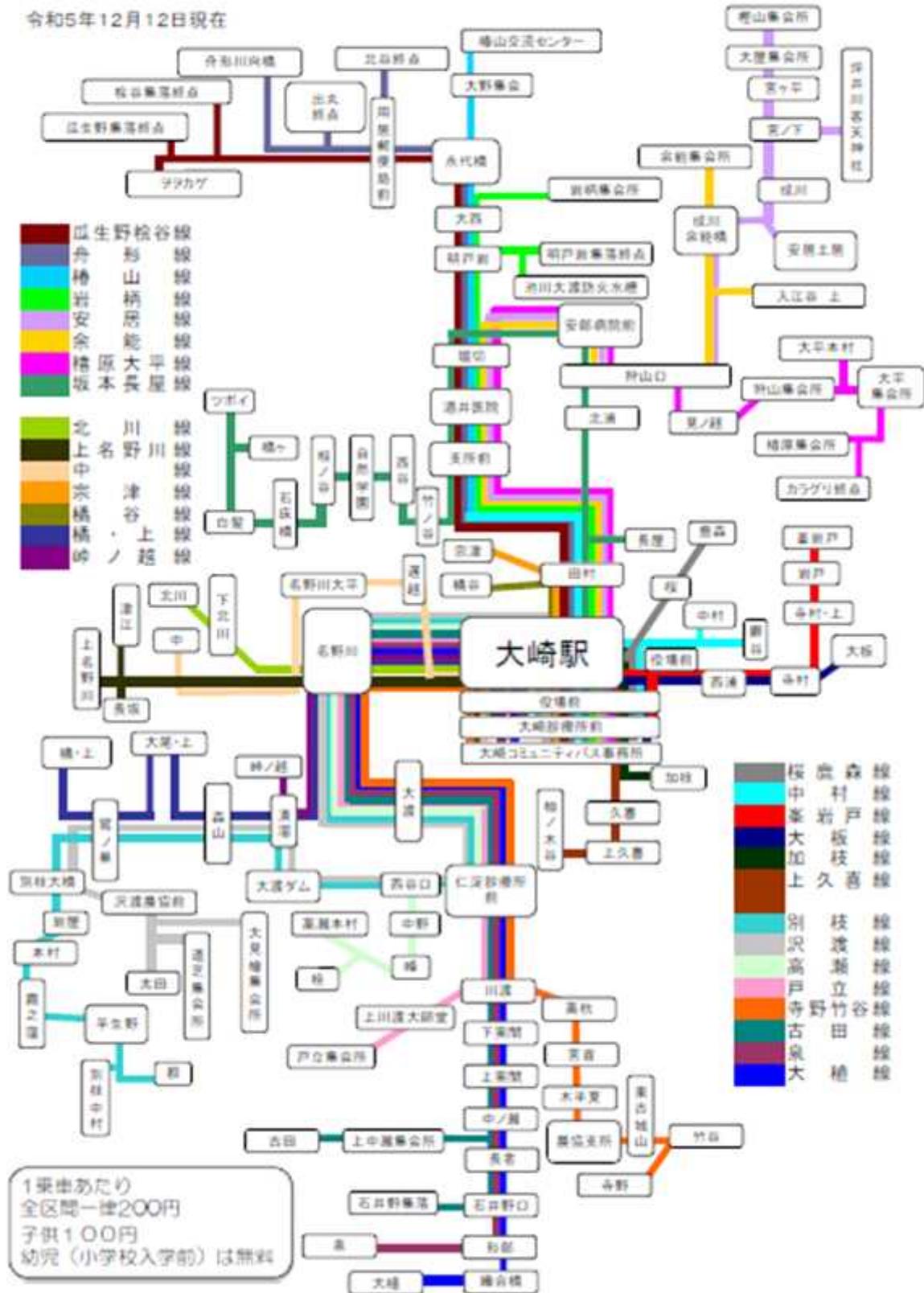
■大野見地区運行路線



仁淀川町		導入形態	路線バス（市町村営）		
		導入地区 （導入開始）	町内全域 30 路線 (H19. 8 月) ※町民バス（10 路線）と民間バスを補完		
運行主体	有限会社 仁淀川観光 ※町からの指定管理者の指定を受ける。				
運行台数	14 人乗り車両 4 台（町所有車両を有限会社 仁淀川観光へ無償貸与）				
運行日・ 運行ルート	月曜日：4 路線 火曜日：7 路線 水曜日：6 路線 木曜日：6 路線 第 1, 3 木曜日：1 路線 金曜日：5 路線 第 1, 3 金曜日：1 路線 ※全て 1 日 1 往復運行。 ※祝日は運休。 ※一部デマンド運行区間あり。（前日のお昼までに予約） ※国道 33 号及び国道 439 号では既存のバス停を利用。それ以外は乗降自由区間。				
運賃	片道 大人 200 円（中学生以上）、高校生以下 100 円 ※幼児（小学校入学前）は無料。 ※身体障害者手帳等を持っている一般は半額、高校生以下は無料。				
協議機関	仁淀川町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県 等）				
財源対策	中山間地域生活支援総合補助金（移動手手段確保支援事業）、過疎債（平成 24 年度まで）				
利用実績					
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計
	利用者計	5,155 人	5,034 人	4,704 人	14,893 人
	運賃収入	972,200 円	945,300 円	878,300 円	2,795,800 円
	運行委託料	18,175,600 円	18,164,800 円	22,029,500 円	58,369,900 円
運行に至った経過・作業等					
<p>仁淀川町行政改革大綱に住民の利便性向上のための見直しが記載される。 （吾川村実施の患者輸送バスの取扱いが課題として残る。） 平成 17 年 8 月の合併後、12 月の住民アンケートから交通弱者の課題が浮かび上がる。</p> <p>(H18 年) 4 月 町長、副町長が地域に伺い懇談会を開催 5 月 仁淀川町営バス運行管理検討会を行い、以後協議を重ねる 7 月 町職員による地域訪問を実施 8 月 既存バス乗客への聞き取り調査を実施 12 月 町議会定例会でコミュニティバスの設置、管理条例が可決</p> <p>(H19 年) 8 月 運行開始</p>					
今後に向けての課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・車両の更新 ・運転手の確保 					

仁淀川町コミュニティバス路線図

令和5年12月12日現在



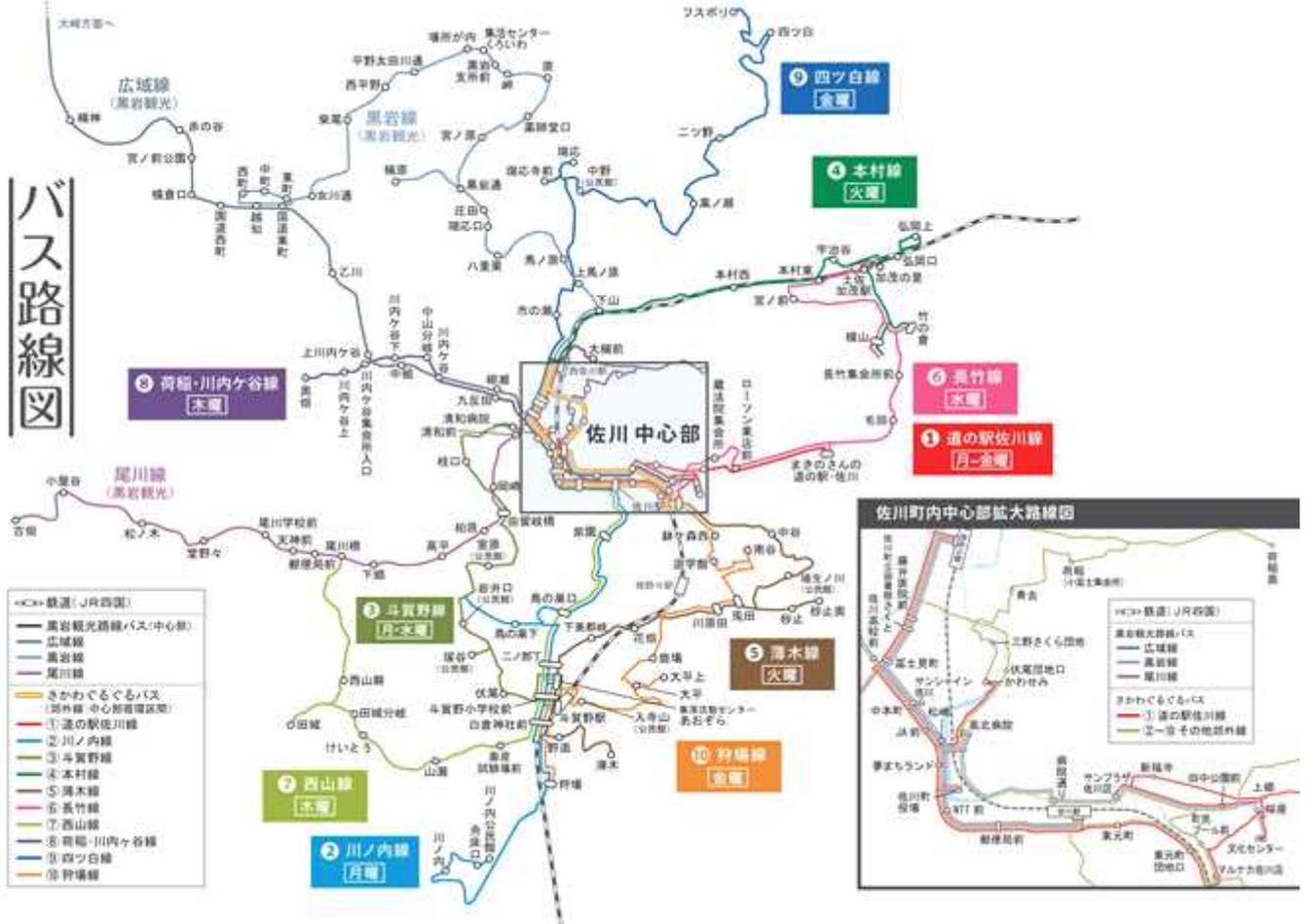
※全て大崎駅を発着

※上久喜線、上名野川線、橘・上線、中村線、北川線、瓜生野松谷線、舟形線、余能線、坂本線、岩柄線、安居線、椿山線、別枝線、大野 泉線、古田線、高瀬線、沢渡線の一部でデマンド運行。

佐川町		導入形態	交通空白地有償運送	
		導入地区 (導入開始)	町内全域 10 路線 (H29. 10 月)	
運行主体	佐川町 (運行事業の総称: さかわぐるぐるバス) ※町から運行業務委託→(有)近藤ハイヤー、島崎商事(株)、佐川明神観光(資)			
運行台数	10 人乗り車両 4 台 (町所有車両を運行受託業者 3 社へ無償貸与)			
運行日・ 運行ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・町中心部市街地の主要集客施設と道の駅をつなぐ路線 (1 路線) 運行日: 月～金曜日 (毎日) 便数: 5.5 便 ・町周辺部と中心部を循環し、主要集客施設を經由する路線 (9 路線) 運行日: 週 1 日 (1 路線のみ週 2 日) の曜日限定→月曜 2 路線 火曜 2 路線 水曜 2 路線 木曜 2 路線 金曜 2 路線 便数: 各路線とも 1 日 3.5 便 <p>※全路線土日及び 12/29～1/3 運休。 ※全路線バス停設置。ただし、1 部区間 (国道 33 号等) を除き自由乗降。</p>			
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・全路線→1 回乗車 200 円 ※身障手帳等各種手帳の所持者と介護者 (1 人) →半額 免許返納者→半額 小学生→半額 ※乳幼児 (保護者同伴) →無料 乳幼児数が保護者数を超える場合→1 人につき小人料金 			
協議機関	佐川町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、病院関係、商工関係、高知運輸支局、県 等)			
財源対策	高知県地域公共交通支援事業費補助金・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国)			
利用実績				
	R5 年度 (10/1～9/30)	R6 年度 (10/1～9/30)	合計	
町中心部を循環する路線 (1 路線)	3,982 人	4,369 人	8,351 人	
町周辺部と中心部をつなぐ路線 (9 路線)	6,179 人	7,125 人	13,304 人	
利用者 計	10,161 人	11,494 人	21,655 人	
運賃収入 (回数券販売分含む)	1,124,100 円	1,228,700 円	2,352,800 円	
運行委託料	21,901,761 円	23,087,544 円	44,989,305 円	
運行に至った経過・作業等				
<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の周辺部から中心部へ車で 10～20 分で行けるコンパクトな町 ・JR 土讃線 (5 つの駅、佐川駅に特急停車) と 3 路線の廃止路線代替バスがあり ・バス路線が通っていない周辺部で高齢化が進展 ・中心部に量販店、病院等が集中しているため、移動手段のない周辺部の高齢者は行けない ・鉄道は高知市内等に行くとき利用するので、町中を簡便に移動できる手段が欲しい <p>(経過・作業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度 町長の命により新公共交通網の立ち上げに着手。現状の調査 (公共施設・商業施設・病院等の分布状況、地区別人口・世帯数の推移、通勤・通学流動、住民アンケート、住民懇談会 等)。課題の抽出 (公共交通空白地域の存在、高齢化の進行による新公共交通ニーズの高まり、公共交通利用者数の減少 等)。 ・H27 年度 前年度で得た課題の解消をめざす計画づくりに着手。「佐川町地域公共交通網形成計画」の策定。 ・H28 年度 新公共交通網の運行に向けての各種作業。 ・H29 年度 「さかわぐるぐるバス」として実証運行実施 (4 月～9 月)。10 月から本格運行開始。 				
今後に向けての課題				
・利用者増加への取組				

運行路線図

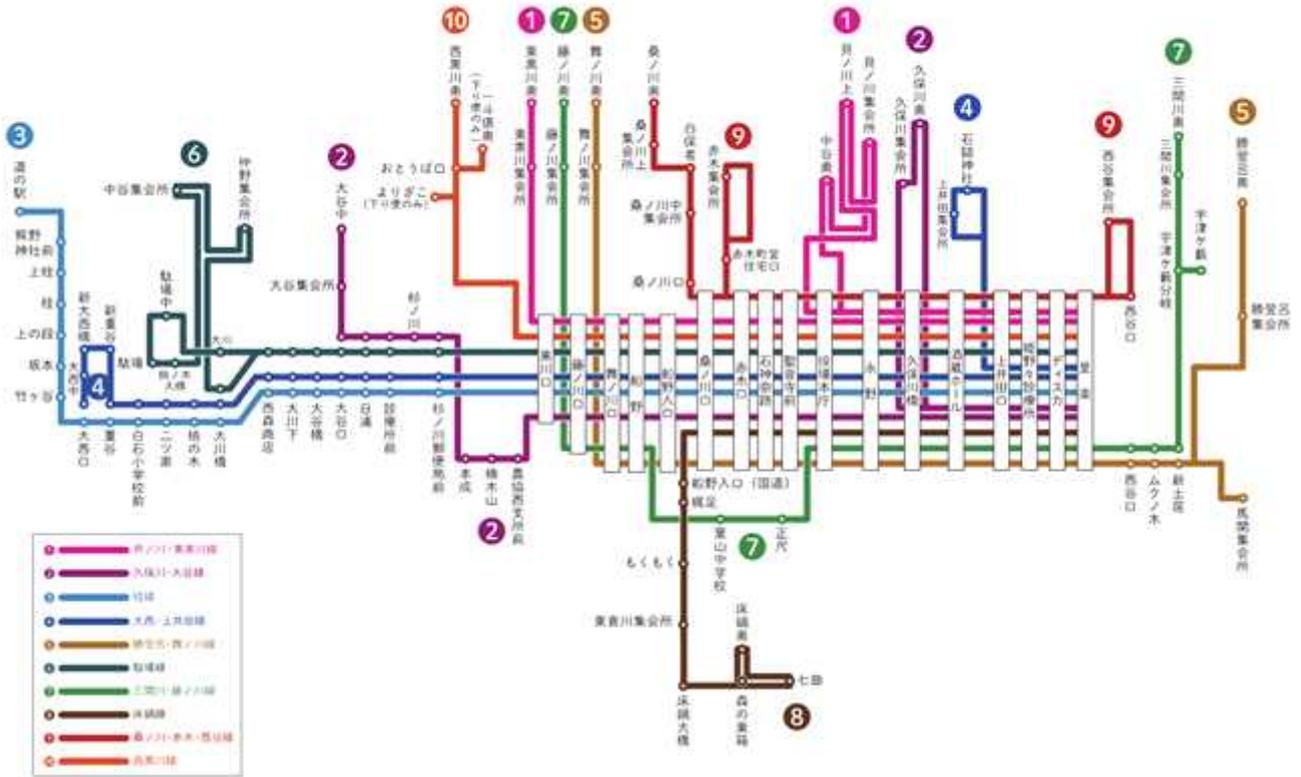
バス路線図



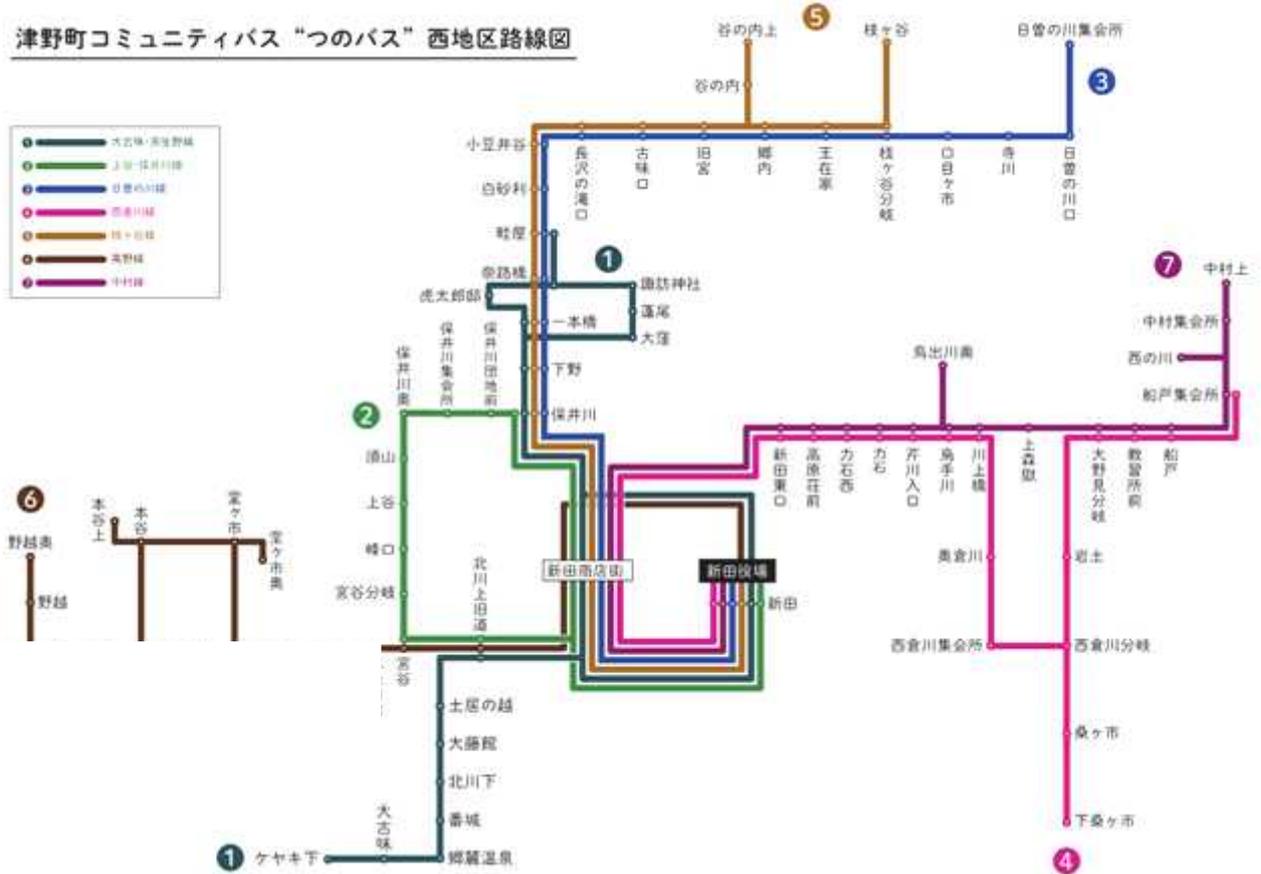
津野町		導入形態	コミュニティバス（市町村営）	
		導入地区 （導入開始）	町内全域 17路線（R元.10月）	
運行主体	津野町 ※東地区：（有）葉山ハイヤー、西地区：（有）新田ハイヤーに運行委託			
運行台数	10人乗り車両 4台（町所有車両を（有）葉山ハイヤーへ2台、（有）新田ハイヤーへ2台を無償貸与）			
運行日・ 運行ルート	■東地区（11路線） 月曜日：3路線 火曜日：2路線 水曜日：2路線 木曜日：2路線 金曜日：2路線 ■西地区（9路線） 月曜日：1路線 火曜日：2路線 水曜日：2路線 木曜日：2路線 金曜日：2路線 ※週1回運行（一部週2回） 1日4往復運行（一部3.5往復または2往復） 定時定路線 ※土曜日、日曜日は運休、祝日は運行 ※国道197号沿いは高知高陵交通路線バス停を利用、それ以外はバス停を設置、全て乗降自由区間。			
運賃	普通運賃 未就学児 無料、大人・小人（小学生以上）乗車1回につき100円 回数乗車券 100円券12枚綴り 1,000円			
協議機関	津野町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、高知運輸支局、県 警察署、町社会福祉協議会等）			
財源対策	中山間地域生活支援総合補助金（移動手段確保支援事業）、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、過疎債			
利用実績				
■令和6年度（期間：R5.10月～R6.9月）				
	区分	東地区	西地区	合計
	利用者合計	5,275人	2,342人	7,617人
	運賃収入	527,500円	234,200円	761,700円
	運行委託料	10,948,183円	10,951,780円	21,899,963円
運行に至った経過・作業等				
<p>高齢化等による交通弱者の増加、民間路線バスの廃止及び休止、地域商店の廃業、町内外への通院などにより、町内公共交通の利便性の低下が課題となっていた。</p> <p>【H27年】10月～公共交通再編に向け基本方針策定への取組開始 ●公共交通再編可能性調査（現状調査、現地実走調査、高齢者等ヒアリング、基本方針まとめ・評価）</p> <p>【H28年】3月 公共交通再編の基本方針策定</p> <p>【H28年】4月 地域公共交通網形成計画（再編計画）策定への取組開始 ●地区別意見交換会開催、交通事業者等ヒアリング、高齢者等意識調査、試行運行計画策定、試験運行準備等</p> <p>H28年】11月～コミュニティバス試験運行開始（町運行：町内20路線） ●地区別意見交換会開催、試験運行利用状況調査、評価・検証・改善等</p> <p>【H29年】8月 津野町地域公共交通網形成計画策定</p> <p>【H29年】9月 津野町コミュニティバス条例制定</p> <p>【H29年】10月～コミュニティバス本格運行開始 ●地区別意見交換会開催、利用状況調査、評価・検証・改善等</p> <p>【H30年】4月 コミュニティバス路線ダイヤ見直し変更</p> <p>【R元年】10月 コミュニティバス路線再編</p> <p>【R2年】4月 コミュニティバス路線一部再編</p> <p>【R3年】2月 コミュニティバス路線一部再編</p>				
今後に向けての課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の増加 ・路線ダイヤ見直し（デマンド方式検討） ・車両の更新 				

運行路線図

津野町コミュニティバス“つのバス”東地区路線図



津野町コミュニティバス“つのバス”西地区路線図



四万十町		導入形態	路線バス（民营）		
		導入地区 （導入開始）	①十和地区：H23. 9月～4路線 H24. 8月～+2路線 ②大正地区：H24. 10月～4路線 ③窪川地区：H25. 12月～6路線 ④ " H27. 2月～4路線 ⑤大正地域：R4. 10月～+2路線 ⑥大正地域：R6. 10月～+2路線		
運行主体	①③④⑤株式会社 四万十交通 ②有限会社 丸三ハイヤー ※基本的には運行地域の路線バス業者（既存バスの見直しを含むため）				
運行台数	①12人乗り車両／2台 ②10人乗り車両／1台 ③12人乗り車両／1台 ④25人乗り車両／1台 ⑤12人乗り車両／2台（①と同車両） ⑥28人乗り車両／1台				
運行日・ 運行ルート	※別紙 運行ルート図 参照。 ※いずれの路線も、J R予土線停車駅や診療所へのアクセス、買い物等を意識したダイヤで運行。				
運賃	一回の乗降で 100円				
協議機関	四万十町地域公共交通会議（町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局 等）				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）				
利用実績					
年度		十和地区	大正地区	窪川地区	
R5	輸送人員	6,094人	2,821人	11,120人	
	運賃収入	533,959円	276,026円	1,010,477円	
	補助金等	10,746,000円	10,487,130円	13,124,472円	
R6	輸送人員	5,697人	606人	9,604人	
	運賃収入	497,867円	54,725円	872,804円	
	補助金等	10,195,000円	3,138,000円	13,387,000円	
※「補助金等」は、株式会社四万十交通への補助金と有限会社丸三ハイヤーへの委託料を合計した額。					
※R6の有限会社丸三ハイヤーが運行するコミュニティバスに係る数値は確定していないため除く。					
運行に至った経過・作業等					
(H20年)	9月	第1回地域公共交通会議開催			
(H21年)	1～3月	利用実態アンケート調査、地域座談会（3ヶ所）、事業者ヒアリング実施 四万十町生活交通再編基本方針おろしい行動計画策定			
(H23年)	2～9月	十和地域での実証運行開始（2～8月）、4路線の本格運行開始（9月）			
(H24年)	8月・10月	2路線の本格運行開始（8月）、大正地域3路線の本格運行開始（10月）			
	3月	窪川地域生活交通再編計画の策定			
(H25年)	12月	窪川地域6路線の実証運行開始			
(H26年)	10月	窪川地域6路線の本格運行開始			
(H27年)	2月・10月	窪川地域4路線での第2期実証運行開始（2月）、窪川地域4路線の本格運行開始（10月）			
(R3年)	5月	大正地域1路線の実証運行開始			
	11月	大正地域1路線の実証運行開始			
(R4年)	4月・10月	大正地域2路線の実証運行継続（4月）、大正地域2路線の本格運行開始（10月）			
(R5年)	3月	大正地域2路線の実証運行開始			
(R6年)	4月・10月	大正地域2路線の実証運行継続（4月）、窪川地域1路線の実証運行開始（10月）			
今後に向けての課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保 ・既存バス（路線、スクールバス、病院バス）との調整 ・外出機会の創出 ・タクシー事業者への影響（デマンドの導入検討） ・利用者数が減少している路線バス及びコミュニティバスの縮小 ・公共交通事業者の人材不足 					

令和6年10月1日 運行概要変更 **四万十町 窪川地域コミュニティバス 路線図** (運行事業者) ・四万十交通 ☎0880-22-1131



令和6年10月から奥興地域の運行経路を、鳥の川の本神社方面に乗り入れ、新しいバス停「シンバヤブ」で折り返すものに変更します。これに伴い、運行ダイヤも新しくなります。他の路線に変更はありません。

- 《コミュニティバス利用の際の注意点》
- 路線ごとに運行曜日が決まっていますので、ご確認の上ご利用ください。
 - 国道や窪川中心部以外では、停留所以外でも乗降できます。乗る時は必ず手を挙げて運転手にわかるように合図をしてください。
 - 急な停車は危険ですので、降りたい場所を前もって運転手にお知らせください。
 - 運賃は1乗車100円(小学生以下50円)です。ただし、大人ひとりにつき、未就学のお子さまひとりには無料となります。
 - 運賃の換金は乗車できませんので、あらかじめご了承ください。
 - 天候などの影響により運休する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



令和6年10月1日 運行概要変更 **四万十町 大正地域コミュニティバス 路線図** (運行事業者) ・四万十交通 ☎0880-27-0040 ・丸三ハイヤー ☎0880-22-1251

令和6年10月1日の運行便から、次の変更を行います。

- コミュニティバスとして実証運行を行ってきた、中津川線(水曜日)と下津線(水曜日)を、コミュニティバスとして本格運行に移行します。
- 打井川線(水曜日)の運行ダイヤを変更します。
- 下津線(水曜日)の運行ダイヤを変更します。

コミュニティバスの他、路線バスにも変更がありますのでご注意ください。

- 《コミュニティバス利用の際の注意点》
- 路線ごとに運行曜日が決まっていますので、ご確認の上ご利用ください。
 - 国道や窪川中心部以外では、停留所以外でも乗降できます。乗る時は必ず手を挙げて運転手にわかるように合図をしてください。
 - 急な停車は危険ですので、降りたい場所を前もって運転手にお知らせください。
 - 運賃は1乗車100円(小学生以下50円)です。ただし、大人ひとりにつき、未就学のお子さまひとりには無料となります。
 - 運賃の換金は乗車できませんので、あらかじめご了承ください。
 - 天候などの影響により運休する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

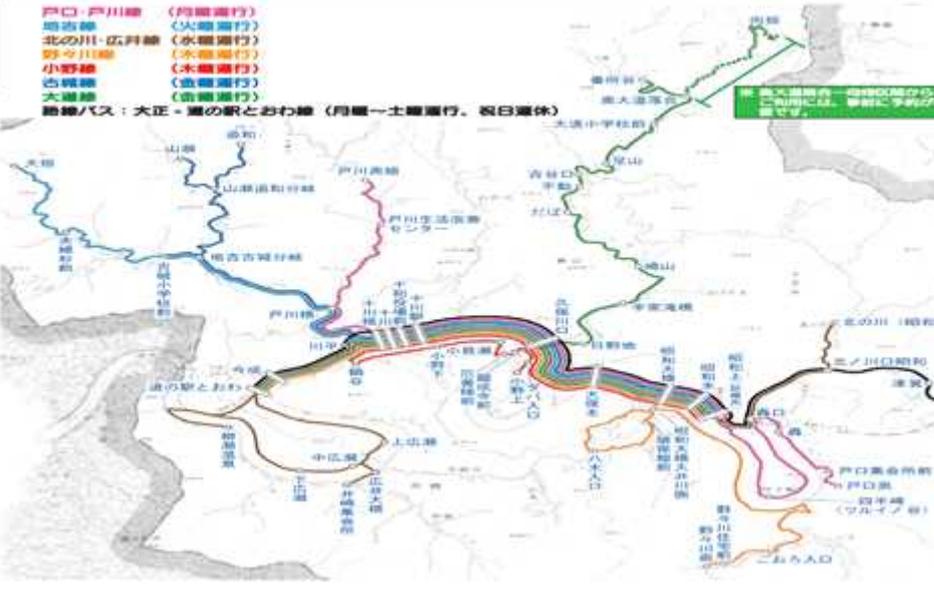


四万十町 十和地域コミュニティバス 路線図 [令和6年3月1日より]

いつも十和地域コミュニティバスをご利用いただき、ありがとうございます。

令和6年3月運行便から、古城線の山瀬停留所を移設します。これに伴い、運行ダイヤも合わせて変更します。

引き続きご利用いただき、感想やご意見、ご要望をお聞かせください。皆さんと一緒に、より良い路線に育てていきたいと考えています。

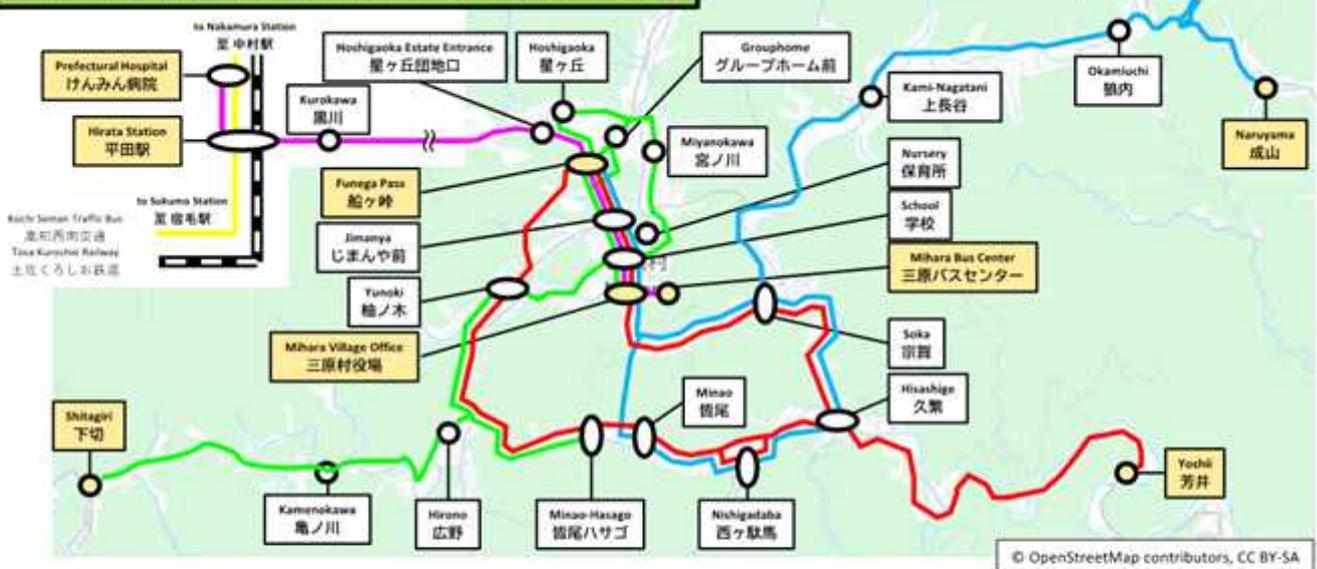


三原村 (「三原バス」)		導入形態	交通空白地有償運送	
		導入地区 (導入開始)	村内全域及び宿毛市 (一部地域)	
運行主体	三原バス有限会社			
運行台数	5台 (バス4台、ハイエース1台)			
運行形態・便数	・路線定期運行【村内全域～宿毛市 (一部地域)】 4路線 ・区域運行【村内】 ※別紙路線図 参照			
運行日	・平日：路線定期運行 各路線4便運行 ・祝日：東便・南便・西便は各路線1便運行 村内から土佐くろしお鉄道や幡多けんみん病院へのアクセスとなる北便については2便運行 ※区域運行については予約若しくは乗車中申し出があった場合に運行 ※全路線土日及び12/31～1/2は運休			
運賃	全区間 大人100円 中学生以下無料			
予約受付	区域運行：①接続している北便の運転手への申出 (昼便は北3便、夕方便は北4便/北祝4便) ②事前に電話予約 ※祝日については夕方便のみ運行			
協議機関	三原村地域公共交通会議			
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国)、特別交付税			
利用実績				
	R4. 10～R5. 9月	R5. 10～R6. 9月	合 計	
利用者計	10,294人	9,704人	19,988人	
運賃収入	313,300円	284,200円	597,500円	
運行費用	13,304,046円	14,176,291円	27,480,337円	
運行に至った経過・作業等				
R3年8月	三原村地域公共交通会議 設置			
9～12月	既存の交通空白地有償運行の路線再編等を目的に地域公共交通計画を策定するため、バス利用実績調査、アンケート調査、関係者へのヒアリング、資料整理等を実施			
R4年2月	バス利用実態調査等を進める中で、三原村～幡多けんみん病院のルート中に位置する交通空白地であった宿毛市平田町黒川地区の住民から、幡多けんみん病院まで移動手段として三原バスを利用したい声があがっていたため、対応を検討し宿毛市と協議を実施			
R4年3月	「三原村地域公共交通計画」策定			
R4年4月	路線の再編、ダイヤ改正、区域運行を開始			
R4年6月	宿毛市地域公共交通会議にて黒川地区における三原バスへの乗車について協議			
R4年6月	三原村地域公共交通会議にて黒川地区における三原バスへの乗車について協議			
R5年3月	宿毛市に三原バスの旅客の範囲に黒川地区を含めること等についての意見聴取			
R5年6月	自家用有償旅客運送の運送しようとする旅客の範囲に黒川地区も含めるよう変更登録			
R5年6月	黒川地区を含めた運行ダイヤへの改正			
今後に向けての課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保 ・車両の更新 ・利用者数の増加 				

運行路線図

三原バス(定時定路線):路線図 [MIHARA Bus Route Map]

令和5年(2023年)6月1日改正

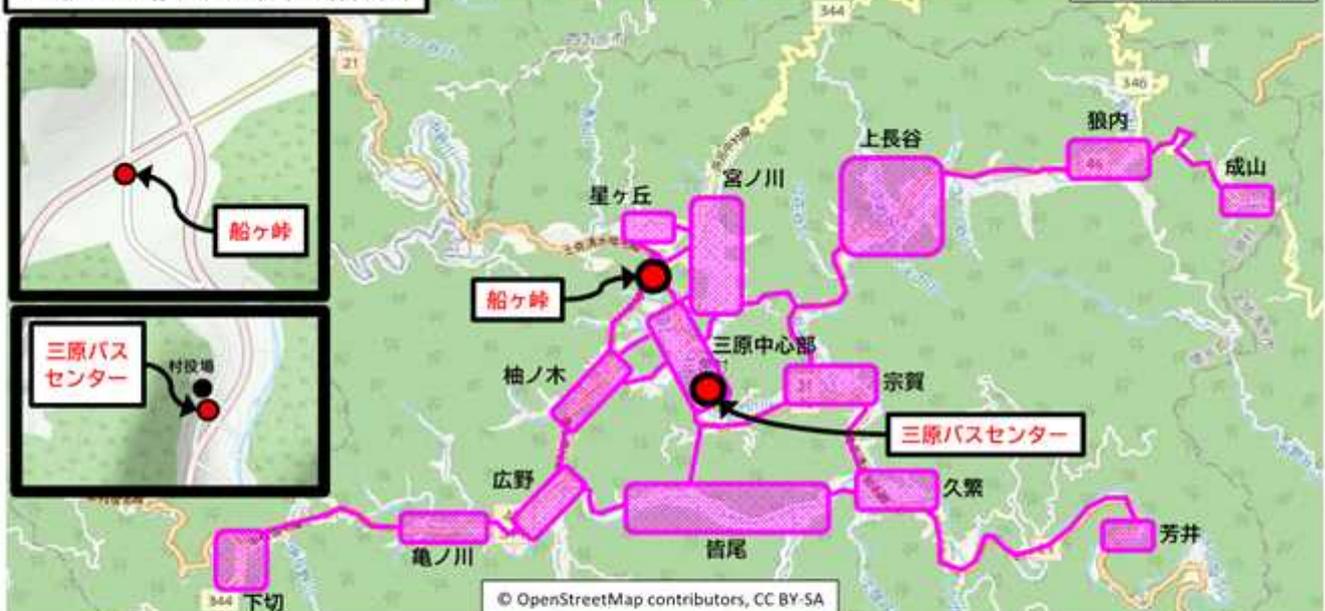


- ◆フリー乗降については、三原村村内～平田駅交差点等を除き、全線でフリー降車が可能です。事前に運転手へお伝えください。
 - けんみん病院～平田駅間はフリー乗降ではありません。バス停でのみ乗降可能です。
 - 交差点等を除き、三原村村内と平田駅まではフリー降車が可能です。事前に運転手へお伝えください。
- ◆運賃は大人100円、中学生以下は無料です。三原バスとの乗換割引もあります。
- ◆両替は1,000円札、500円硬貨のみの対応です。また支払いは現金のみです。クレジットカードやICカード等は利用できません。
- ◆問合せ先

当日の運行に関すること：三原バス有限公司	電話：0880 - 46 - 2603
上記以外の問合せ：三原村役場 地域振興課	電話：0880 - 46 - 2111

三原バス(区域運行):路線図

令和4年(2022年)5月2日改正



- ◆乗車箇所、降車区域を限定しています。また、出発時に利用者が居ない場合は運行しません。
- ◆降車区域の到着時間は目安です。当日の利用状況により前後します。
- ◆交差点等を除き、全線でフリー降車が可能です。事前に運転手へお伝えください。
- ◆運賃は大人100円、中学生以下は無料です。三原バス(定時定路線)との乗換割引もあります。
- ◆両替は1,000円札、500円硬貨のみの対応です。また支払いは現金のみです。クレジットカードやICカード等は利用できません。
- ◆問合せ先

デマンド運行の予約：三原バス有限公司	電話：0880 - 46 - 2603
上記以外の問合せ：三原村役場 地域振興課	電話：0880 - 46 - 2111

黒潮町	導入形態	路線バス（民営）	
	導入地区（導入開始）	町内全域7路線 2区域運行 ※H24.4月～川奥地区・市野々川地区で新規路線運行。 ※H25.5月～北郷加持エリアでエリアデマンドバスを運行。 ※H31.3月～かきせエリアでエリアデマンドバスを運行。	
運行主体	佐賀地区：(株)四万十交通 大方地区：高知西南交通(株)		
運行台数	9台（(株)四万十交通2台 高知西南交通(株)7台）		
運行日・運行ルート	※別紙 バス路線網図 参照 ・北郷加持エリアデマンドバス （運行日）月・水・金曜日（5往復/1日） （運行形態）区域運行（自宅近く⇄土佐くろしお鉄道入野駅周辺） ・かきせエリアデマンドバス （運行日）月・水・金曜日（3往復/1日） （運行形態）区域運行（自宅近く⇄土佐くろしお鉄道入野駅周辺）		
運賃	距離制 ※割引制度：障害者割引（身体・精神・療育）、小人割引 ※北郷加持エリアデマンドバス、かきせエリアデマンドバス：1乗車100円		
協議機関	黒潮町地域公共交通活性化協議会		
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）、 高知県公共交通活性化支援事業費補助金、特別交付税、過疎対策事業債		
利用実績			
※路線バス（デマンドバス含む）			
	R4年度	R5年度	R6年度
乗車人員	10,244人	13,837人	13,891人
運賃収入	2,483,971円	3,479,953円	3,759,610円
運行補助金	25,889,000円	29,450,000円	37,065,945円
※内エリアデマンドバス			
	R4年度	R5年度	R6年度
運行日数	月・水・金曜日	月・水・金曜日	月・水・金曜日
運行便数	1日5往復 （予約のあった時のみ運行）	1日5往復 （予約のあった時のみ運行）	1日5往復 （予約のあった時のみ運行）
利用者数	1,193人	1,547人	1,584人
運行費用	6,920千円	7,685千円	8,139千円
運行に至った経過・作業等			
(H21年)2月	黒潮町地域公共交通活性化協議会 設立		
10～12月	・バス利用実態調査 ・全世帯アンケート調査 ・地区懇談会（ワークショップ）：旧小学校区を基本とした19会場で開催		
(H22年)3月	「黒潮町地域公共交通総合連携計画」完成 初年度事業として、交通空白地域の解消を目標とした、路線バスの実証運行を計画		
(H23年)1～3月	市野々川地区～佐賀駅、川奥地区～佐賀駅で路線バスの実証運行 同時に乗車状況調査、利用者アンケート調査、住民アンケート調査を実施		
7～H24.2月	川奥～（拳ノ川・市野々川）～佐賀線・佐賀かしま荘で路線バスの実証運行		
(H24年)4月	本格運行開始		
(H25年)5月	大方地区・大井川線で「北郷加持エリアデマンドバス」の実証運行開始		
8月	北郷加持エリア（6集落）でデマンドバスに関する意見交換会を開催		
(H26年)4月	「北郷加持エリアデマンドバス」の本格運行開始		
(H30年)12月	かきせエリア（3集落）でデマンドバスに関する説明会を実施。		
3月	「かきせエリアデマンドバス」の実証運行開始（R2.10月）本格運行開始		
(R5)10月	AI オンデマンドについて学習会、地域ヒアリング開始		
今後に向けての課題			
・地域公共交通計画にもとづいた路線再編等			

運行路線図



枝線 (フィーダー) 月・水・木

① 鈴・中の川・熊野浦

～佐賀エリア・華ノ川診療所

①

枝線 (フィーダー) 月・水・金

① 北郷加持エリアデマンド

② 川奥～佐賀 (かしま荘) 線

③ かきせエリアデマンド

枝線 (フィーダー) 月～土

① 森ノ下～入野線

② 伴太郎～入野線

貸切契約 月～土

① 米原～新～上川口小～入野

※ 灘～上川口小区間はスクールバス

幹線 毎日運行

① 中村駅～佐賀駅線

② 窪川駅～佐賀線

③ 中村駅～田野浦 (出口) ～入野駅線

各市町村の取組状況一覧(令和7年3月31日時点)

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、乗合タクシー、自家所有有償運送 ※路線バスは緑色、乗合タクシーはオレンジ色				スクールバス	タクシ- 事業者数	その他の移動手段 福祉・社福、あつたかふれあいセン ター、病院、商店等による送迎 ※あつたかふれあいセンター年齢や 障害の有無にかかわらず、誰もが感 應しやすい、必要なサービスを受けるこ とができる地域福祉の拠点	運営支援				地域公共 交通企画 等 ○有 ●無	
	バス会社	運行概要	名称	運行主体						運行路線・区域	タクシ-	バス	免許 取得		内容
東洋町	東部交通 徳島バス南部	安芸～室戸岬・甲浦(東) 牟岐～甲浦(徳)	福祉バス (町から東洋ハイヤーへ委託)	○			東洋ハイヤー前を起点に2路線 ①真砂湖方面:火、木、金 3往復/日 ②別役・押野・内田方面:水 2往復/日		1	あつたか送迎あり	○			【タクシーチケット】 ・高齢者もしくは障害のある方 ・町に住居が有り継続3ヶ月以上居住 など ・5,000円/月を上限とし、通院に係る費用の9割助成	●
室戸市	東部交通	安芸～室戸岬・甲浦	室戸市コミュニティバス (市から合同会社おらんくタクシーへ運行委託)	○			●路線定期運行(9路線) 月～金(各路線1回/週、曜日限定運行) ①奥島線 :毎週月曜日 4.5往復/日 ②佐喜浜線 :毎週火曜日 5.0往復/日 ③崎山台地線 :毎週火曜日 4.5往復/日 ④西の川線 :毎週火曜日 4.0往復/日 ⑤室津・河内線 :毎週木曜日 4.5往復/日 ⑥西山台地線 :毎週木曜日 4.0往復/日 ⑦入木線 :毎週金曜日 5.0往復/日 ⑧東の川線 :毎週金曜日 4.5往復/日 ⑨羽根線 :毎週金曜日 4.5往復/日 ●デマンド運行(1路線) ①釣の口・西谷口線:毎週火曜日 8.0回/日	□室戸岬地区・羽根地区・佐喜浜 地区 ※民間事業者へ委託	2	あつたか送迎あり	○	○	【タクシーチケット】 ・75歳以上の高齢者 ・65歳以上の免許返納者 ・算定は各地区へ別途までで年間交付料金を算定。 ※使い方は自由 【コミュニティバス運賃】 ・中学生以下:無料 ・65歳以上、運転免許返納者、各種手帳(障害者手帳等)所持者:半額	○	
北川村	東部交通	安芸～馬路・魚梁瀬	村営バス (村から社協へ委託)	○			・定期定路線(一部デマンド)で3路線を運行 田野～久木線、田野～赤ノ上線、野友～野川線 ・住民が少ない地域はタクシー(赤半利町の事業者)でカバー 赤半利～竹屋敷線、赤ノ上築瀧・崎山大戸・西谷線	○村営バスのスクール対応 ダイヤを学校始業に合わせてい る。学生には助成あり	0	あつたか利用者の送迎	○	○	【タクシーチケット】 ・65歳以上で自身の障害、疾病等により臥床しているものなど ・収入等により50%～100%の助成率 【バス運賃】 ・小学校就学前児童:無料 ・村内在住の後期高齢医療の被保険者、小学生以下、各種手帳 (障害者手帳等)所持者:半額	○	
赤半利町	東部交通	安芸～室戸岬・甲浦							1	あつたか利用者の送迎	○		【外出支援サービス事業】 ・赤半利町に住所がある者 ・65歳以上で一般の交通機関利用困難な方 ・障がい者手帳所持者 ・5,000円/月上限 ※米ヶ岡、加藤郷など一部地域は8,000円/月上限 ※事業者から利用に応じた請求を受け、補助する	●	
田野町	東部交通	安芸～室戸岬・甲浦	たのくるバス (町から丸中タクシーへ運行委託)	○			コミュニティバス/定期定路線 田野駅を起点に町内2路線運行 ①大野線 2日/週運行 5往復 ②土生岡線 2日/週運行 4往復		1	あつたか利用者の送迎 買い物・通院支援あり	○	○	【タクシーチケット】 ・田野町に住居があるもの ・65歳以上の者であって、町長が下肢が不自由または視覚障害を 認めた者 ・自宅～田野町35分運行路線まで1km以上離れておりかつ運転免 許を保有しない者 など 【バス運賃】 ・運転免許返納者:半額 ・各種手帳(障害者、療育など)所持者は全額免除 ・回数券(100円×12回/50円×12回)	○	
馬路村	東部交通	安芸～馬路・魚梁瀬							1	あつたか利用者の送迎あり 買い物・通院支援もあり				●	
菟西村	東部交通	高知～安芸	村営バス (村から菟西観光へ委託)	○			①西分乙方面線:2日/週 3.5往復 ②瓜生谷方面線:2日/週 3.5往復 ③和食乙方面線:2日/週 3.5往復 ④久重・道東方面線:無休 2.5往復 ※久重・道東方面線はデマンド運行		1	ふれあいバス(無償) ・予約者の家とふれあいセンター間の 送迎 ・社員職員がドライバー		○	【バス運賃】 (村長の方) 下記①～④の方は無料 ①18歳以下の方 ②65歳以上の方 ③身体障害者手帳、療育手 帳、精神福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ④生活保護 受給者 (村民ではない方) 中学生以下:半額(10円未満切り捨て)、未就学児:無料	○	
安田町	東部交通	安芸～室戸岬・甲浦 安芸～馬路・魚梁瀬	安田町コミュニティバス やすら号 (町から町内タクシー会社2社に運行委託)	○			【路線定期】 ①東島線:毎週火曜日 4往復/日 ②東谷線:毎週木曜日 4往復/日 【デマンド】 ①中里線:毎週月・木曜日 3.5往復/日 ②中ノ川線:毎週金曜日 3.5往復/日	●船着～安田小中学校間 徒歩が通常、一般混乗可能だが生 徒優先	2	あつたか利用者の送迎あり おしゃべりバス(集活なかやま) 年に3回ほど町外(香南市、豊浦市など) へおでかけ※買物がメイン	○	○	【タクシーチケット】 ・7,000円/年間(チケット500円×14枚) ・80歳以上の独居老人及び高齢世帯 ・障がい者手帳所持者 ・療育手帳の交付を受けている者 など 【コミュニティバス運賃】 ・運転免許返納者:半額(3年間のみ) ・各種手帳(障害者等)所持者:半額 ・回数券(100円券×12枚・1,000円、50円券×12枚・500円) 【東部交通バス】※町事業「らく買おでかけデスカ」申込者 ・1か月・1,000円、3か月・3,000円、6か月・5,000円 ・運転免許返納者:半額(3年間のみ) ・各種手帳(障害者等)所持者:半額	○	
安芸市	東部交通	高知～安芸 安芸～室戸岬・ジオパーク 安芸～馬路・魚梁瀬	元氣バス (市から安芸ハイパー協会へ委託)	○			9路線を運行 月～日 ①東川線 :毎日運行 4往復/日(火・木5往復) ②八ノ谷線 :2日/週運行 2往復/日 ③穴内赤野線 :2日/週運行 2往復/日 ④徳尾一言線 :毎日運行 3便/日 ⑤常盤宮田線 :毎日運行 3便/日 ⑥畑山線 :毎日運行 3往復/日 ⑦尾川線 :2日/週運行 2往復/日 ⑧安芸市役所線 :開庁日のみ 3往復/日		4	あつたかふれあいセンター:あつたか 利用者の送迎あり ・令和6年度から「安芸市介護障害移 送サービス事業」を実施 ・車椅子を常用している高齢者及び身 体障害者等が自立と福祉、保健、医療 施設等の移動に移送用車両による介 護タクシーを利用する場合、事業者に 対し片道1,500円を上限に料金の一部 を助成		○	【バス運賃】 元氣バス助成※半額 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者と介護人 など	○	

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、乗合タクシー、自家用有償運送 ※路線バスは緑色、乗合タクシーは赤色、自家用有償運送は黄色				スクールバス	タクシー 事業者	その他の移動手段 福祉・社協、あつたかふれあいセン ター、病院、商店等による送迎 ※あつたかふれあいセンター・年齢や 障害の有無にかかわらず、誰もが 気軽に利用できるサービスを受けるこ とができる地域福祉の拠点	運賃支援			地域公共 交通機関 等 ○有 ●無
	バス会社	運行概要	名称	運行主体 民営 市町村 NPO等	運行路線・区域	タクシー 内容				バス	免許 運給		
香南市	とさでん交通	県庁前～医大(と)	路線バス (1)福、県、市から補助 (2)委託運行	○		①土佐山田駅～美良布 : 平日13往復/日、土日祝日12往復/日(ジェイアール西国バス) ②土佐山田駅～龍河洞: 5往復/日(とさでん交通)	※○路線バスのスクール対応、定 期的無料発行あり、土佐山田 町、香北町、物部町 口物部町小中学校(無償)	12	デイサービス送迎あり	○	○	○	【タクシーチケット】 70歳以上 障害のある方、介護認定を受けている方 ※片道につき支払った料金を1000円を差し引いた ※視覚障害の方などは1000円を差し引いた 金額(上限4000円) 【バス運賃】 75歳以上 市営バス料金無料 【免許送給】 運転経歴証明書(要申請)を提示すると、料金割引が受けられる 運賃100円 (有)天祥観光 (有)香北観光タクシー (有)さくらハイヤー (有)平和ハイヤー (有)香北観光 (有)在所ハイヤー 美良布ハイヤー (有)大新観光ハイヤー 片道普通運賃 半額料金 JR西国バス(株)
			市営路線バス ※市から下記事業者へ委託 (土佐山田町、天祥観光・第2さくら交通・香北観光 タクシー) (香北町・香北物部間: 香北観光) (物部町: 大新観光タクシー)	○	(香北町)美良布近辺から3路線 ①廣野線 : 毎日、3往復 ②白川線 : 5日/週、2往復 ③谷相線 : 5日/週、3往復 ④かほくあじさい号(デマンド) : 各集落⇄JR土佐山田駅、2日/週、4往復								
		○	(香北町・物部町間) ①美良布・大新線: 平日10往復/日、土日祝日10往復/日										
		○	(物部町)大新から4路線、1デマンド ①船本線 : 5日/週、3往復 ②形線 : 毎日、4往復 ③別府線 : 毎日、4往復 ④神池線 : 1日/週、3往復 ⑤ものゆき号(デマンド) : 各集落⇄バス大新駅周辺、2日/週、5往復										
香南市	東部交通	高知～安芸 空港乗合タクシー のいち駅⇄空港	■香南市営バス (市から(有)平和観光へ運行委託) ■香南市予約式乗合タクシー (市から(株)のいちタクシーと(有)平和ハイヤーへ運 行委託)	○		●のいち駅を起点 【市営バス(定時定路線)】 ①のいち・かがみ線: 平日12.5往復/日、土日祝日9.5往復/日、②のいち中部循環線: 平日10便/日 ③のいち東部循環線: 平日7便/日、土日祝日5便/日、④のいち動物公園線: 平日8便/日、土日祝日5便/日 ⑤吉川・下井線: 月・水・金5往復/日、土日祝日4.5往復/日、⑥吉川・横井線: 火・木5往復/日 ⑦山崎・松玉子線: 平日6便/日、土日祝日5便/日(※山北クリニック前で①のいち・かがみ線に接 続) ⑧西川線: 平日5往復/日、土日祝日3.5往復/日(※山北クリニック前で①のいち・かがみ線に接 続) ⑨土居・赤岡線: 平日5便/日、土日祝日3便/日、⑩のいち動物公園線: 土日祝日8便/日 【予約式乗合タクシー(デマンド)】 ⑬美川線: 月・水・金・土・日・祝日5往復/日、⑭深瀬・母代寺線: 火・木・金・土6便/日 ⑮のいち西線: 火・木・金・土6便/日 ●夜須駅を起点 【市営バス(定時定路線)】 ⑰羽尾線: 平日2.5往復/日 ※一部区間は予約運行 ⑱羽尾線: 平日2.5往復/日 ※一部区間は予約運行 【予約式乗合タクシー(デマンド)】 ⑲夜須中部エリア: 月・水・金・土6便/日、⑳手給・住吉エリア: 火・木・土6便/日	●路線バスのスクール対応	3	社によるリフレッシュ移動サロン(年 金額500円)で車なし・運転できない 方の買い物送迎を実施	○	○	○	【市営バス・予約式乗合タクシー運賃】 ＜料金無料＞ ・市営バス: 18歳未満の方及び18歳以上で高等学校等(特別支援 学校の高等部、高等専門学校を含む。)に在籍している方 ・予約式乗合タクシー: 小学生未満 ＜料金半額＞ ・75歳以上: 市内在住に限る。 ・運転免許送給者(65才以上) ※市内在住に限る。 ・障害のある方とその付添人 【タクシー運賃】(医療機関送迎サービス) 運賃の一部を助成(月に1回まで) ・高知市内の医療機関: 5,000円まで ・南国市・香南市・芸西村の医療機関: 3,000円まで ・香南市内の医療機関: 全額 ※市内在住で、市民税非課税かつ要介護状態区分が1から5まで の方
南国市	とさでん交通 東部交通 嶺北観光自動 車	①高知医大⇄久枝線 ②穂田⇄JA高知病院線 ③前浜⇄JA高知病院線 ④医療センター⇄市⇄後免町線	南国市コミュニティバス ※市がタクシー事業者へ委託 ①南田⇄ハイヤー ②南いだしいハイヤー ③前浜⇄JA高知病院線 ④南いだしいハイヤー ⑤南日車ハイヤー	○		①高知医大⇄久枝線6往復/毎日 ※第6便のみ「後免町」で折り返し ②穂田⇄JA高知病院線 7往復/日毎日 ※上り専用のみ「穂田⇄JA高知病院」で往復なし。 ※上り第7便のみ「JA高知病院」止まり。 ③前浜⇄JA高知病院線 6往復/毎日 ※第6便のみ「後免町」で折り返し ④医療センター⇄市⇄後免町線 7往復/毎日	□久礼田小 □奈路小 □白木谷小	5	あつたかふれあい 南国中央病院による送迎サービスあり	○			【タクシーチケット】 障害・療育手帳交付のある方 タクシー券12,000円/年 要介護の方の通院 タクシー券(3,000円/月) 【南国市コミュニティバス支援】 1. 運賃半額 障害者手帳提示(介助者1名も半額) ・小学生以下 ・乗継券(市バス⇄市バス、市乗合タクシー⇄市バス) 2. 100円割引 ・乗継券(市バス⇄市乗合タクシー) 3. 無料 ・大人の同伴する未就学児童1名 ※R4.10月より免許証自主返納者への支援として半額割引実施。 対象者は、利用者本人及び同伴者1名に限る。 【南国市予約式乗合タクシー】 上記、取次と同様の割引制度。 【予約式乗合タクシー】 障害者手帳提示(介助者1名も半額)
			路線バス ①久礼田⇄とさでん交通へ補助 ②前浜・パークタウン線(と) ③安芸線(東) ④田井・医大病院線(嶺北観光) ⑤湖見台⇄JA高知病院線(と) ※⑤のみ補助なし。	○	①磐石・南国オフィスパーク・高岡線 平日 上り19便 下り18便 / 土日祝 上り13便 下り15便 ②前浜・パークタウン線 平日・土日祝 上り9便 下り8便 ③安芸線 平日・土日祝 上り10便 下り11便 ④田井・医大病院線 平日・土日祝 3便								
			南国市予約式乗合タクシー(南国市単独) 「せいらん」[うめの里交通] (市から南田⇄ハイヤーへ補助) ※⑤のみ補助なし。 予約型医大病院乗合タクシー(南国市・高知市共 同) 「一宮線」[美術館通線] (市から(株)第二さくら交通へ補助)	○	エリア運行 「せいらん」: 会路地区等⇄磐石バス停留所、行き5便・帰り5便/平日、祝日 「うめの里交通」: 白米谷地区等⇄高知医大、行き5便・帰り5便/平日、祝日 ※RS.10月より、上記2区域共、市内中心部へのワンストップ運行を開始、各4便を増便。 路線運行 「一宮線」: 刑務所前、医大⇄一宮BT、4往復/毎日 「美術館通線」: 美術館通⇄医大、4往復/毎日→R4.10月より8便に増便。								

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、乗合タクシー、自家用有償運送 ※路線バスは緑色、乗合タクシーは黄色、自家用有償運送は赤色				スクールバス	タクシー 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、あつたかふれあいセンター、福祉、商店等による送迎 ※あつたかふれあいセンター：年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点	運賃支援				地域公共交通 支援等 ○有 ●無		
	バス会社	運行概要	名称	運行主体						運行路線・区域	タクシー	バス	免許 運給		内容	
			名称	民営	市町村	NPO等										
高知市	とさでん交通 北部交通 東部交通	省略	省略	○			省略									
			市から下記事業者へ補助 (補助事業。運行経費から運賃収入を控除した額を補助。)	○			エリア運行(予約型) 『ああい号』 窪地城⇨川口バス停⇨鳥越バス停、4往復/平日、3往復/土 窪地城⇨川口バス停⇨鳥越バス停・サンフラザ履/原・鏡川橋・旭町三丁目、6往復/日祝 『かわせみ号』 土佐山地域⇨小坂峠バス停、行き7往、帰り6往/平日、3往復/土 土佐山地域⇨立山(香野前)バス停、行き9往、帰り10往/平日、4往復/土 土佐山地域⇨エース温泉系等・中泉系バス停・サンシャインベルテイス、6往復/日祝 土佐山・円行寺地域⇨みつき坂中央バス停、4往復/平日、土 土佐山・円行寺地域⇨サニーマートの方・宗安寺分岐バス停、4往復/日祝 久重地域⇨土佐山(香野)バス停、4往復/平日、土 久重地域⇨小坂峠バス停、4往復/平日、土 久重地域⇨エース温泉系等・中泉系バス停・サンシャインベルテイス、6往復/日祝 『はるちゃん号』 行川地域⇨鳥越バス停・福井分岐バス停、4往復/平日、3往復/土 行川地域⇨鳥越バス停・福井分岐バス停・サンフラザ履/原・鏡川橋・旭町三丁目、3往復/日祝 『はるちゃん号』 香野地域⇨団地南口バス停・サニーマート瀬戸・サンシャインヴィア、8往復/毎日 香野地域⇨JAはるの・香野庁舎・香野公民館・香野郵便局等、行き6往、帰り7往/毎日 香野地域⇨新川バス停・サンシャイン広場、7往復/毎日 路線運行(予約型) 『みませ号』：サンシャインヴィア⇨団地南口バス停⇨御豊瀬道⇨団地南口バス停・サンシャインヴィア、10往復(循環)/毎日 『うらと号』：桂浜⇨団地南口バス停・サンシャインヴィア⇨桂浜、6往(循環)/毎日 『三重しだり号』：穂積⇨医療センター⇨美術館⇨サニーマート高須、10往復/毎日 『一宮線』：一宮⇨刑務所前・医大、4往復/毎日 『美術館通線』：サニーマート高須⇨美術館⇨サニーマート高須⇨医大、8往復/毎日	□土佐山学会 □鏡小、中学校 □香野西小学校 □高知市特別支援学校	27	○		福祉有償運送 地域サポートの傘さやわか高知 (利用者等～目的地までの送迎) ・元気号 株式会社東交北部交通 (障害者団体の送迎)	○			【タクシーチケット】 障害のある方 ・400円×33枚(上限)/年
大豊町	南北観光自動車	田井～大杉駅 大杉駅～医大	デマンド型乗合タクシー ※町から下記事業者へ助成 (有限会社大豊ハイヤー、豊永観光有償運送)	○			【乗合タクシー】町内タクシー事業者2社に助成 毎週平日(祝日除く) 町内各地域から下記目的地までの運行 利用日の前日17時までに予約 ・町役場周辺(片道500円) ・総合ふれあいセンター周辺(片道500円) ・本山町交差点周辺(片道1000円) ・病院各種(高知日赤、JA高知、高知医大 片道3000円)	●4路線を運行 町内2者のハイヤー事業者へ委託(教 妻から) ※総合高等学校生徒対象 ・天来線 ・立川線 ・岩間線 ・西峰線	2	○		【送迎バス制度】 町内居住で町内の医療機関を受診した際のタクシー料金の一部を助成 ・利用者負担500円、それ以上は自己負担 ※各地区2回/月程度 あつたか送迎あり ※各地区2回/月程度 あつたか施設周辺には銀行、スーパーなど一定範囲でおり、ついでに用事を済ませる利用者も	○		【福祉タクシー制度】 町内住所がある ・身体障害者手帳1～3級該当者 ・障害者手帳1～2級該当者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級該当者 ・申請月から年度末までの月数×3の枚数(500円/枚、最大36枚)	○
本山市	南北観光自動車	田井～大杉駅 大杉駅～医大 田井～冬の瀬 本山～田井・西石原	本山市コミュニティバス さらバス (町から南北ハイヤーへ委託)	○			【自家用有償旅客運送】 本山市立国保南北中央病院を起点とし、運行は町内タクシー事業者へ委託 月曜～北山西線(一か月前までに予約)(デマンド運行) 火曜～吉証・大石線(路線定期運行) 水曜～上野・下園線(路線定期運行) 木曜～吉田・帯村線(路線定期運行) 金曜～北山東線(路線定期運行)	□本山市小中～ 吉田、助藤、北山方面 ※南北観光へ委託	1	○	○	あつたか送迎あり	○		【タクシーチケット】 75歳以上で町税等滞納の無い方 ※障害者手帳1級・2級=36枚/年、一般=24枚/年を交付 本山市、土佐町、大豊町の病院に送迎した場合の初乗運賃以降を助成 【バス運賃】 70歳以上で町税等に滞納が無い方 60枚/年を交付 ※本山市、土佐町、大豊町の病院に送迎した場合のバス代を全額補助	○
土佐町	南北観光自動車	田井～大杉駅 田井～医大 田井～冬の瀬 本山～田井・西石原 長沢～黒丸	路線バス (町から南北観光へ補助)	○			田井～西山 田井～西石原・峯石原・伊勢川・平石・有間分岐	※○南北観光の路線バスがスクールバスを兼ねている。土佐町小中。	2	○	○	あつたか送迎あり 送迎あり	○		【タクシーチケット】 75歳以上、障害者、透析患者の送迎：48枚/年 (土佐町内、南北中央病院) 自己負担500円を除く金額を助成 【バス運賃】 70歳以上の送迎 (土佐町内、本山市、大川村の病院) 路線バスの片道料金助成	○
			デマンド型自家用有償運送「チョイコトさちょう」	○			町内及び町内から本山市の南北中央病院までの区域運行 月～土曜日(祝日、年末年始除く) 運賃：500円、障害者・高校生以下は300円、未就学児は無料 500円券×15枚綴りあり、1000円で販売 10時までの乗車、一部地区、土曜日の予約は1営業日前の正午まで、その他は1時間前まで予約受付									
大川村	南北観光自動車	大川村分岐～日の浦局前 田井～大川局前・黒丸・日の浦局前・長沢 長沢～黒丸	大川村コミュニティバス	○			(予約型定路線方式) ※火曜日(隔週運行) 北ルート：大北川・白滝方面 西ルート：井野川・小北川方面 (デマンド方式) (※年末年始のみ休業 運行範囲：村全域(前日までの予約制)	□大川小中⇨朝谷、井野川	0	○	○	デイスサービスやあつたか送迎に買い物等支援あり バスで送迎が出来ない高齢者に対し、原居介護等内の医療機関までの送迎を行う	○		【バス運賃】 70歳以上 障害者手帳所持者 大川村から南北中央病院(本山市)までの送迎におけるバス料金96 回分を助成	○
いの町	とさでん交通 北部交通 南北観光	高知市～天王ニュータウン(土) 高知市～すこやかセンター(北) すこやかセンター～西北・本川(北) 長沢～田井(南)	【いの】 町営バス (伊野循環線：町から明神観光へ委託)	○			すこやかセンター⇨池ノ内・天王ニュータウンまわりとすこやかセンター～波川まわりの2路線、 年中無休・6往復/日(土日祝・12/30～1/3は2往復のみ運行)									
			定時デマンド乗合タクシー (小野、毛田、成山町から明神ハイヤーへ委託)	○			すこやかセンター⇨小野・毛田・成山の1路線、6往復/日、毎日運行									
			デマンド型乗合タクシー (中道町から大はらハイヤーへ委託 横敷・塚町から明神ハイヤーへ委託)	○			区域運行(自宅付近⇨路線バス停)、毎日運行 ※横敷・塚は路線バス停を超えてすこやかセンターまで運行			あつたか送迎に買い物支援あり サニーマートアスレシアの店 無料送迎(桂川線)～いの町役場周辺の東西コースそれぞれ5往、天王(便も有) ・町田病院(送迎) ・さくら病院(送迎)	4	○	○	【タクシーチケット】 障害者手帳所持者 ・15,000円分(500円×30枚)/年 ・乗車直後提示により1割引	○	
			デマンド型乗合タクシー (新北町から善北ハイヤーへ委託)	○			区域運行(自宅付近⇨路線バス停)、毎日運行			【バス運賃】 障害者手帳の所持者は半額						
			【本川】 町営バス (長沢～寺川) (長沢～大森) ※置き(地元のを雇用、公用車)	○			長沢⇨寺川、朝・昼・晩に1往復ずつ/毎日 ※平日の昼、土日祝の朝晩は予約制 長沢⇨大森、朝1往復、昼・晩に2往復ずつ/毎日 ※全便予約制	○【善北・本川】 小、中学校 ※善北分校生は2/3減免								
			いの町社会福祉協議会交通空白地有償運送	○			本川発着									

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、乗合タクシー、自家用有償運送 ※乗合バスは緑色				スクールバス ●---一般運賃(有償) ○---一般運賃(無償) □---専用バス	タクシー 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、あつたかふれあいセンター、病院、商店街による送迎 ※あつたかふれあいセンター・年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に利用できる福祉サービスの提供が可能な福祉施設の拠点	運賃支援			地域公共交通 支援 ○有 ●無	
	バス会社	運行概要	名称	運行主体 民営 市町村 NPO等	運行路線・区域	タクシー				バス	免許 運給	内容		
土佐市	とさでん交通 高陵交通	宇佐・高岡(七) 須崎(高)	ドラゴン宇佐、ドラゴン通介 ※一部伊野駅まで乗り入れ ドラゴン宇佐中島 (市から土佐市観光バスへ委託)	○		ドラゴン宇佐 全6便 ・高岡営業所～伊野駅～高岡営業所 毎日運行 3便/日(うち第1便は日祝運休) ・高知リハ～高岡営業所～伊野駅～高岡営業所 3便/日(うち第6便は日祝運休、第6便のみ高知リハから) ※うち第2、第3、第5便は土佐市民病院乗り入れ ドラゴン波介 全6便 ・高岡営業所～伊野駅～高知リハ 2便/日(うち第1便は日祝運休) ・高知リハ～高岡営業所～伊野駅～高岡営業所 4便/日(うち第8便は日祝運休、第4便のみ高知リハから) ※うち第2、第3、第4便は土佐市民病院乗り入れ ドラゴン宇佐中島 宇佐～中島バス停(とさでん高岡線に接続)～サニーマート高岡店 平日10往復 土日祝日7往復		2	あつたか送迎あり	○	○	○	【タクシーチケット】 ・土佐市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の高齢者で運転免許の自主返納者 ・土佐市タクシー利用券 6,000円分 一回のみ ※バス支援、買い物支援(6,000円分)の3つのうちいずれか一つのサービスが受けられる 【バス運賃】 ・土佐市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の高齢者で運転免許の自主返納者 ・土佐市バス乗車券 6,000円分 一回のみ ※タクシー支援、買い物支援(6,000円分)の3つのうちいずれか一つのサービスが受けられる	○
日高村			定期運行バス・デマンドバス 「なべくん」 (市から島崎ハイヤーに委託)	○		定期運行バス ・加茂中⇄伊野駅、朝・夕に1往復ずつ/月～金(祝日運休) ※上記以外の時間は区域デマンド運行/毎日		1	あつたか送迎あり(一部買い物支援あり)	○			【タクシーチケット】 身体障害者手帳1、2級 療育手帳 精神保健福祉手帳1、2級 カリリ/若くはタクシーチケット 4～6月申請・・・15,000円(500円×30枚) 7～9月申請・・・11,500円(500円×23枚) 10～12月申請・・・7,500円(500円×15枚) 1～3月申請・・・4,000円(500円×8枚)	○
佐川町	黒岩観光	佐川～大崎～狩山口/川渡 須崎～黒岩～文化センター	尾川～佐川 (市から黒岩観光へ補助)	○		佐川駅⇄西佐川⇄吉畑 月～土 5往復/日(祝日運休)		3	あつたか利用者の送迎 買い物・通院支援あり	○	○	○	【タクシーチケット】 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・500円/枚 ・9枚～48枚/年(障害の種類、等級別) 【バス運賃】 ・免許返納者 運賃半額 ・乗車券が2枚あつたか送迎のバス ・第1種の身体・療育手帳所持者が単独か介護者と共に利用する場合、1種の精神障害者保健福祉手帳所持者 →本人の介護者が半額 黒岩観光 ・第2種の身体・療育手帳所持者、2級・3級の精神障害者保健福祉手帳所持者 一人のみの半額 黒岩観光 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者 一運賃半額 さかわくるバス	○
龍崎町	黒岩観光	佐川～大崎～狩山口/川渡 須崎～黒岩～文化センター	龍崎町民バス (市から黒岩観光へ委託)	○		・越知のサブプラザを起点に町内全14路線を運行 月～土・祝日運行 月・4路線運行(①2路線・3往復/日・②2路線・2往復/日)※①祝日運行 火・3路線運行(3路線・2往復/日) 水・6路線運行(①2路線・3往復/日・②4路線・2往復/日)※①祝日運行 木・3路線運行(3路線・2往復/日) 金・2路線運行(2路線・2往復/日) 土・2路線運行(2路線・3往復/日)※祝日運行		1	あつたか送迎あり サブプラザ(後山、中村、野老山、宮地、日ノ浦、堂林、栄屋)※保健福祉課(5km以内の地域へ送迎)	○	○	○	【タクシーチケット】 【福祉タクシー・カリリ/チケット(いずれか選択)】 ・障害のある方(身体1～3級、精神1・2級、療育手帳A1～A2) ・500円×24枚(2枚/月交付)※年度末まで有効 80円×24枚(2枚/月交付)※年度末まで有効 【地域ハイヤーチケット】 サブプラザ(後山、中村、野老山、宮地、日ノ浦、堂林、栄屋)※保健福祉課(5km以内の地域へ送迎) ・500円×24枚(2枚/月交付)※年度末まで有効 80円×24枚(2枚/月交付)※年度末まで有効 【バス運賃】 ・障害者手帳該当の方 ・運転免許証自主返納した方 ・運賃半額	○
仁渡川町	黒岩観光 北部交通	佐川～大崎～狩山口/川渡 すこやかセンター伊野～北浦橋	・コミュニティバス (市から仁渡川観光へ委託(指定管理者)) ・町民バス (市から仁渡川マネジメントサービスへ委託(指定管理))	○		【コミュニティバス】 ・大崎バス事務所、大崎駅を起点に町内30路線を運行(主に支線) ・月～金 4～6路線運行/曜日 1往復/日 ※第1、3の木・金 1路線運行/曜日 1往復/日 【町民バス】 ・池川総合支所(池川)、大崎(吾川)、森(仁渡)を起点に町内10路線を運行(主に幹線) 基本は毎日運行 2～3往復/日 ※路線によっては曜日運行あり		3	・デイサービスセンター送迎あり ・仁渡診療所送迎あり	○	○		【タクシー券】 75歳以上:500円×20枚(下記の助成との重複はできない。) 【タクシー券又はガソリン券】 ・重度障害者(児)・タクシー券500円×40枚又はガソリン券500円×30枚 【バス運賃】 町民バス・コミュニティバス 一般の障がいのある方:半額 高校生以下の障害のある方:無料	○
須崎市	高陵交通	須崎～高岡(高) 須崎～梅原(高) 須崎～矢井(高)	須崎市営バス (市からさくら観光(有)へ委託)	○		【市営バス】 市民文化会館～中ノ島の1路線、毎日運行、7往復/日		1	あつたか送迎あり 買い物等のイベント開催時に送迎を実施 【着/内】 通常の開催日に、あつたか利用者のうち希望者のみ自宅からあつたか会場までの間を送迎 【あわ】 通常の開催日に、あつたか利用者のうち希望者のみ自宅からあつたか会場までの間を送迎 【かみぶん】 買い物支援(週1回)、通院支援(随時)、あつたか送迎(週3回)実施。	○	○	○	【タクシーチケットまたはガソリン給油助成】 療育手帳の障害程度がA(A1、A2)であるもの 精神障害者保健福祉手帳の、障害等級が1級であるもの 身体障害者手帳所持者で、①～⑤のいずれかに該当するもの ①視覚障害の等級が2級以上②下肢又は体幹機能障害の等級が3級以上 ③幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動機能の障害の等級が3級以上 ④障害等級1級もしくは2級で、かつ下肢または体幹機能障害の等級が4級以上 ⑤腎臓機能障害の等級が1級かつ視力人工透析を行っている者 タクシーチケット:年間 24,000円(500円×48枚) ガソリン給油券:年間 12,000円(1,000円×12枚) 【タクシーチケット】 高齢者(交通不便地区に居住する70歳以上で、自動車運転していない者) 500円×48枚(1月あたり4枚) 若介4以上かつ日常生活自立度B2以上である者 500円×48枚(1月あたり4枚) 【タクシー及びバス商用チケット】 ・高齢者(70歳以上で、市内で在宅生活している者)チケット:3,000円～最大3,000円(居住地域による) 【バス運賃】 障害者:半額	○
津野町	高陵交通	須崎～梅原	コミュニティバス ※町から下記事業者へ委託 (東地区:須山ハイヤー) (西地区:新田ハイヤー)	○		(東地区)里楽・役場本庁を起点、10路線 (西地区)新田役場を起点、7路線(うち、1路線はデマンド運行 84.10月より) ※週1回運行(→週2回) 1日4往復運行(→第3、5往復または2往復)		2	あつたか送迎(週1回)により商店が近い場合は買い物支援もしている	○	○	○	【福祉タクシー・バス利用券】 障害のある方 80歳以上 100円×170枚 ※タクシー以外にも、つバス、高陵交通/バスにも使用可。 【運転免許自主返納支援事業】 該当者に、つバス回数券120枚を交付。	○

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、乗合タクシー、自家所有者運送 ※高齢者/バスは緑色、乗合タクシーは赤色				スクールバス	タクシー 事業者	その他の移動手段 福祉・社協、あつたかふれあいセン ター、病院、商店等による送迎 ※あつたかふれあいセンター・高齢者 障害の有無にかかわらず、誰もが気 障に無い、必要なサービスを受けるこ とができる地域福祉の視点	運賃支援			地域公共 交通機関 等 ◎有 ◎無
	バス会社	運行概要	名称	運行主体	運行路線・区域					タクシー	バス	免許 運給	
鶴岡町	高陵交通	須崎～橋原	路線バス (一部路線については町から高陵交通へ補助)	○		橋原中心部から鶴岡、四万川、松原へ3路線 ※1日1～2往復(他にスクールバスも併用して運行)	○橋原学園(小中一貫校)まで、町内各地よりバス運行 □一部、町内タクシー事業所に委託	2 介護タクシー 1	○	○	○	【タクシーチケット】 障害者手帳1級～3級の方、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、要介護2以上の認定を受け在宅生活されている方 初乗り料定×24枚 【バスチケット】 75歳以上の方 100円券 24枚	○
中土佐町	高陵交通 四万十交通	須崎～生井(高) 久礼～大野見(四) 窪川～大野見(四) 坂中～大野見(四) 奥分吉野～大野見(四)	コミュニティバス (町から中土佐ハイヤーへ運行費補助)	○		(中土佐)JR土佐久礼駅を起点:3路線、2日/週、3.5～4往復/日 (大野見)大野見バス停を発着とする3路線、2日/週、4往復/日 上ノ加江上ノ加江診療所前バス停を発着とする1路線、2日/週、5往復/日	□(中土佐)久礼中 上ノ加江小 □(大野見)小中	1	○	○	○	【タクシーチケット】 80歳以上 要介護者 障害のある方 庁舎まで5km未満:580円×20枚 庁舎まで5km～10km未満:580円×30枚 庁舎まで10km～:580円×40枚 【タクシー運賃】 運転免許経歴書の提示で運賃1割引き 【バス運賃】 65歳以上 障害のある方 高陵交通、四万十交通の無料バス(町内発着に限り) コミュニティバスも使用可	○
四万十町	(株)四万十交通	窪川～大野見(高) 窪川～佐賀線	路線バス (四万十交通への補助) 窪川～松葉川温泉線 窪川～杉野線 窪川～大正線 窪川～志和線 窪川～奥津線 窪川～窪川中学校線 大正駅～道の駅とおわ線 大正駅～大東路線 大正駅～ホビー館 コミュニティバス ※下記事業者へ委託・補助 (窪川地域:四万十交通へ補助) (十和地域:〃) (大正地域:丸三ハイヤーへ委託、四万十交通へ補助)	○		【窪川地域路線バス】 JR窪川駅⇔JR土佐大正駅:毎日運行、5往復/日 JR窪川駅を起点:5路線、毎日運行(土日祝日の路線あり)、3～6往復/日 【窪川地区コミュニティバス】 JR窪川駅を起点:10路線、1日/週、3.5～5往復/日 (月)弘川線、道徳線(火)奥島線、折合線(水)若井川線、川ノ内線(木)神ノ川線、床輪線(金)東北ノ川線、藤ノ川線 【大正地区路線バス】 JR窪川駅⇔JR土佐大正駅:毎日運行、5往復/日 JR土佐大正駅⇔道の駅四万十とおわ:毎日運行(日祝運休)、4往復/日 JR土佐大正駅⇔大東路:月・金運行、4往復/日 JR土佐大正駅⇔ホビー館:日・祝日運行、4往復/日 【大正地区コミュニティバス】 JR窪川駅⇔相去、打井川:1日/週、3.5往復/日 JR大正駅⇔高窪川、中津川、下道、里川、下津井、芳川:1日/週、3.5～4.5往復/日 ※里川線のみ5本/日 (火)奥島川線、打井川線、中津川線(水)相去線、下道線(木)里川線、下津井線(金)芳川線 【十和地区路線バス】 JR土佐大正駅⇔道の駅四万十とおわ:毎日運行(日祝運休)、4往復/日 【十和地区】 JR十川駅、役場、診療所⇔7路線:1日/週、3.5～5.5往復/日 ※(月の)川ノ内線(火)井川線(水)北の川ノ内線(木)野々川線、小野線(金)古城線、大東線	●窪川中(折合線) ※路線数変更なし □窪川小(口神ノ川線、丸川線、若井川線) 窪川中(窪ノ川線・床輪線)、山小(家地川線)、東又小(志和線、奥津線)	3	○	○	○	【運賃チケット】 80歳以上 65歳以上の免許返納者 障害のある方身体障害者手帳の等級1級または2級、療育手帳の程度がA1またはA2、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級または2級 役場・支所まで5km未満:100円×60枚 役場・支所まで5km～10km未満:100円×90枚 役場・支所まで10km～:100円×120枚 役場・支所まで15km～:100円×150枚	○
黒瀬町	四万十交通 西南交通	窪川駅～佐賀(四) 佐賀駅～中村駅(西) 中村駅～入野駅(西)	路線バス (町から四万十交通、西南交通へ補助・委託)	○		(佐賀) 路線定期:川奥～佐賀(かしま荘)の2路線、3日/週、3往復/日 (大方) 路線定期:浅川～役場 5日/週、2往復/日 伴太郎～中村 5日/週、1.5往復/日 ※朝1便はスクール 中村⇔伴分川 5日/週、1便 伴分川～役場 5日/週、1往復/日 米原～役場 5日/週、1往復/日 ※内 上ノ川口間はスクール 区域:北郷加持エリアの自宅近く～入野駅周辺、3日/週、10便/日 かきせエリアの自宅近く～入野駅周辺、3日/週、6便/日 自家所有者運送事業 (町から株式会社四万十交通へ委託)	●市野瀬～佐賀 ●鈴～佐賀 ●馬野～入野 ●大野川～入野 ●浅川～上ノ川口 ●伴太郎～上ノ川口 ●米原～役場(内 灘～上ノ川口間) ※保育園バスも兼ねる	1	○	○	○	【バス】 割引制度あり (障がい者・小学生以下 半額など) 【免許返納】※要 運転経歴証明書提示 町内タクシー事業者…運賃10%割引 土佐(ろ)お送道…窪川一帯市間の運賃半額 高知西南交通…65歳以上 路線バス運賃半額 四万十交通…60歳以上 路線バス運賃半額	○
四万十市	西南交通	中村～窪毛 中村～清水～足摺岬 中村～入野 中村～佐賀	自家所有者運送事業 (町から株式会社四万十交通へ委託) 自家所有者運送事業 (勝間川線は勝間川部へ委託、有岡線及び江ノ村・森沢線は中村バスへ委託、黒尊線は南西土佐交通へ委託) 路線バス (高知西南交通へ市から補助) 中村まちバス (四万十市タクシー組合へ市から委託 ※令和2年9月30日までは、高知西南交通が運行、市から補助) ふれあき市 市から下記事業者へ委託・補助 (後川、西富山、西蔵岡地区:高知西南交通へ補助) ※令和6年10月より、鈴ハイヤー有限会社へ切替 (西土佐地区:南西土佐交通へ委託) ふれあきタクシー (東富山、東蔵岡、八東:四万十市タクシー組合へ市から委託)	○		(中村) 勝間川⇔勝間川、6日/週、2往復/日 中村⇔有岡、3日/週、3往復/日 中村⇔江ノ村、西の谷、2日/週、2往復/日 (西土佐) 江川崎⇔黒尊、6日/週、2往復/日 (中村) 下田⇔中村駅、毎日、5～7往復/日 (中村「西土佐」) 中村⇔中村⇔口屋⇔江川崎、6日/週、3往復/日 (中村) 市街地⇔後川、西富山、西蔵岡、6日/週、3～4往復/日 (西土佐) 江川崎⇔北部、中部、6日/週 (中村) 市街地⇔東富山、東蔵岡、6日/週、3～4往復/日 市街地⇔八東、2日/週、3往復/日	○路線バスのスクール対応(勝間川・高瀬線:中村中学校) □大用小・中村中学校2路線 ※(西土佐) 江川崎⇔黒尊、6日/週、2往復/日 □中村小学校1路線 ・田野川線 □中村中学校3路線 ・藤岡線 ・双葉・竹島線 ・下田線 □中村西中学校3路線 ・中野線 ・東中野線 ・八東線 □八東小学校1路線 ・名原線 □西土佐小・中学校7路線 ・藤内線 ・藤ノ川線 ・須崎線 ・大宮・宮地線 ・西ノ方線 ・津家線 ・横谷線	5	○	○	○	【タクシーチケット】 障害のある方 タクシーチケット 13,200円/年(400円×33枚) 【バス運賃】 免許返納者 西南交通路線バス半額 タクシー料金10%割引 障がい者 西南交通:市運行路線バス半額 (ダイヤモンド交通を含む)	○

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、乗合タクシー、自家所有車運送 ※路線バスは緑色、乗合タクシーは赤色					スクールバス	タクシ- 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、あつたかふれあいセン ター、病院、商店等による送迎 ※あつたかふれあいセンター・年齢や 障害の有無にかかわらず、誰もが気 遣い、必要なサービスを受けるこ とができる地域福祉の拠点	運賃支援			地域公共 交通会 等 ○有 ●無		
	バス会社	運行概要	名称	運行主体			運行路線・区域				○…一般運賃(有償) ●…一般運賃(無償) □…専用バス	タクシ-	バス		免許 運給	内容
				民営	市町村	NPO等										
宿毛市	西南交通 宇和島自動車	中村～宿毛(西) 宿毛～大月・清水(西) 宿毛～宇和島(宇)	路線バス (市から高知西南交通へ補助)	○			宿毛～片島(西)	○ 日平線⇄橋上中⇄宿毛駅 栗基⇄小浜小 弘瀬進協⇄沖の島小⇄長浜	5	あつたか送迎あり	○	○	○	【タクシー料金】 ・免許返納者 10%割引 【バス運賃】※西南交通・宇和島自動車・市運行路線 ・免許返納者 半額 ・障がい者 半額	○	
			はなちゃんバス(市からコミュニティバス運行共同企 業体(代表 丸三観光)へ委託) ※従年度から、事業者の人員不足等を理由に、市 内タクシー事業者による共同企業体を構成し、随意 契約としている ゆるりんバス (市から島の住民2人に委託)	○			宿毛駅⇄栗基、舟ノ川、出井、蓬来、2日/週、3往復/日 R71より市街地のみを管理する路線(まちぐるみ)追加、5日/週、6往復/日 弘瀬・進協⇄母島・進協前、5日/週、2往復/日 ※水曜日は診療所便あり ※沖の島循環線はゆるりんバスとスクールバスの総称									
土佐清水市	西南交通	宿毛～大月～清水 中村～清水～足摺岬	路線バス (市から高知西南交通へ補助)	○			足摺バスセンター～窪津～清水プラザ前(西)	□小学校4校 □中学校1校	3	/	○	○	○	【運賃チケット】 85歳以上免許返納者 6,000円(100円×60枚) ※路線バス、デマンドバス、タクシ-に使える	○	
			おでかけ号 市より下記事業者へ補助 (下/加江地区:足摺交通) (三崎地区:龍串見渡観光ハイヤー) (下川口地区:龍串見渡観光ハイヤー)	○			(デマンド) 市街地⇄下/加江、下川口⇄2路線、6日/週、2～3往復/日 三崎循環線、6日/週、2～3往復/日									
			交通空白地有償運送		○		横道⇄プラザ前、2日/週、1往復/日 下/加江市民センター⇄家路川、大川内、2日/週、1往復 下川口市民センター⇄藤ノ川、島瀬、松山、横峯、6日/週、6往復									
大月町	西南交通	宿毛～大月～清水	路線バス (市から西南交通へ委託)	○			道の駅⇄5路線(柏島、蜂ノ巣、小才角、春遠、西泊)、毎日、2～3往復 大月病院、道の駅⇄3路線(橋浦、竜ヶ道、馬路)、毎日、1～3往復	□小中⇄柏島、小才角、馬路 に委託している	1	あつたか送迎あり。利用者の買い物支 援あり。	○		【バス運賃】 西南交通のバス無料 ・障害者手帳所持者 ・70歳以上 ・通院証所有者	○		
			まちバス (市から西南交通へ委託)		○		道の駅⇄大月病院⇄中央公民館、5日/週、6往復									
三原村	/	/	三原バス (市から三原バス有償会社へ委託)		○		路線運行: 中心地⇄成山、下切、芳井⇄毎日、4便/日(祝日は1便) 区域運行: 中心地⇄東南⇄2便(祝日は1便) 中心地⇄宿毛市平田方面⇄毎日、4便/日(祝日は2便) ※ほとんどスクールバスとしての運行(土、日曜日は運休)	●村営バスのスクール対応	1	あつたかの送迎時に買い物も連れて いっている	○	○	【タクシーチケット】 障害のある方 初乗り料金×24枚 ・自主返納 初乗り料金×24枚	○		
				18	41	1				102	29	25	16	31		

移動手段確保対策に役立つポータルサイト・マニュアルについて

○国土交通省「地域公共交通に関するお役立ち情報」

⇒国土交通省本省・地方運輸局において作成されたマニュアル・事例集や、関連法令・予算などの情報をまとめたポータルサイトです。



○国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」

⇒地域公共交通計画等の作成に当たり、計画の作成手順、考え方を示したマニュアルです。特に、初めての公共交通に関する計画の作成で、何から手を付けてよいかわからない方や、公共交通専任の担当者が1名又は担当不在の地方公共団体において、計画作成に際し踏まえるべきポイントや、真に検討すべき事項を明らかにすべき観点からまとめられています。



○国土交通省

「地域交通における「担い手」「移動の足」不足への対応方策のカタログ」
⇒「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」等、地域交通の「担い手」や「移動の足」の不足に対応するための選択肢について解説したカタログです。



○国土交通省「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」

⇒高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したパンフレットです。公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）や「許可・登録を要しない運送」など、さまざまな仕組みについて、事例と合わせて紹介されています。



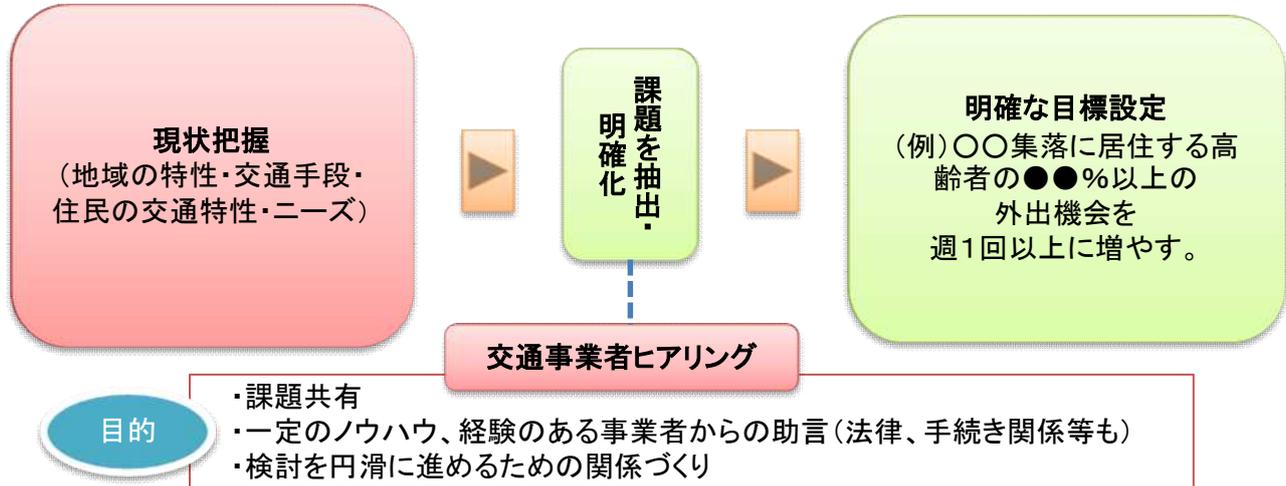
3 地域の移動手段の確保・改善について

(1) 移動手段の検討・導入の流れ

① 現状把握と課題整理

中山間地域における移動手段の確保対策は喫緊の課題ではありますが、十分な現状把握といった準備を怠ると、せっかく始めた施策もあまり住民に使ってもらえず、失敗に終わってしまう可能性があります。

より持続可能な、住民目線に立った移動手段を確保するためには、以下の手順を経たうえで、明確な目標を持って臨む必要があります。



② 検討体制と役割分担

地域の移動手段の検討にあたっては、市町村・交通事業者・地域住民等の各主体が、常に課題を共有し、検討の各段階で合意を重ねていくことが理想的ですが、そのたびに大人数で集まって会を開くのは、多大な労力がかかりますし、十分な議論を行うには現実的ではありません。

細かい検討内容については、個々の役割分担を明確にしたうえで、内容に応じたメンバー構成による部会的なものの中で、議論していくことが効率的と考えられます。

	役割分担
市町村	・庁内関係者間の協議・調整 ・各種調査の実施 ・計画書の作成 ・交通事業者との協議・調整 ・地域住民への説明・PR
交通事業者	・既存の交通機関の現状に関する情報提供 ・運行システム(ルート・ダイヤ)や法令に関するアドバイス ・路線バスとの結節や既存の交通機関との連携を考慮した助言
地域住民	・住民ニーズの把握、意見集約 ・市町村担当者との運行システム案の共同作成や提案 ・継続した利用促進の取り組み

③ 既存の公共交通の見直し

地域に必要な移動手段を検討する際、まずは既存の公共交通の運行形態を見直すことで、住民ニーズに対応できる可能性は大いにあります。交通事業者の意向を聞きながら、課題解決に向けて取れる方策を、共に検討することも必要と思われれます。

例

- ・ニーズに合わせた運行範囲、ルート(バス停)、ダイヤの見直し
- ・利便性向上や利用促進につなげるための、乗り継ぎ設備の改善や運賃・ダイヤの見直し、車両の更新
- ・路線バスと病院バス等、複数の交通手段で運行ルートが重複している箇所の整理

④新たな移動手段の導入

運行形態の見直しを行っても、路線バス等の公共交通機関だけでは、地域住民の生活に必要な移動手段が十分に確保できないと判断される場合、それらを補完するための新たな移動手段の導入を検討する必要があります。その計画策定から運行に至るまでの大まかな作業(例)は、以下のとおりになります。

(1) 運行計画策定

①内容検討

①運行形態 ②運行区域 ③運行頻度 ④運賃 等の設定
 ※運行は、一定のノウハウ・経験のある交通事業者への委託が望ましい
 地域に引き受けられる交通事業者がない場合のみ、NPO等が運行主体

②収支計画立案

(支出) 初期投資費用・運行経費について、交通事業者等に調査して推計
 (収入) 住民ニーズ調査から推計される利用者数×運賃
 国や県の補助制度を活用した財源対策
 利用者からの会費等の徴収 等

③運営体制検討

①運行管理体制(予約受付体制) ②整備管理体制
 ③苦情処理体制 ④事故処理体制 等

(2) 計画→運行までの事務作業(主なもの)

①運行事業者の選定

待合所の設置等必要あれば
 道路管理者、公安委員会との調整

②合意機関での協議

※地域公共交通会議(乗合タクシー、交通空白地有償運送)
 ※運営協議会(交通空白地有償運送、福祉有償運送)

③道路運送法に基づく運輸支局への事業許可(登録)申請 ※②での合意が許可(登録)の要件

④地域住民への広報・通知

(3) 実証運行～本格運行

①実証段階での検証項目・目標値設定

②実証運行計画立案

※運行期間、周知手法、評価方法 等を設定

③実証運行実施

※利用実態調査を同時に実施

④実証運行結果の評価・判定

※計画の妥当性・必要性・継続性 等を判定

OK

NO

⑥本格運行への移行

⑤運行内容の見直し

②へ戻る

⑤運行開始後の管理・運営

新たな移動手段を導入した場合、せっかく苦勞して作った仕組みですから、できるだけ長く使っていただけるよう継続的に見直すことも必要です。

- ・人口・土地利用・施設立地など周辺環境の把握
- ・アンケートや住民説明会等による(利用しない人も含めた)住民ニーズの把握

等により、定期的な現状把握をして、必要があればサービスの見直しや改善を行っていくことが大切です。

また、そうして得た情報や運営状況などを、積極的に地域住民に情報発信し、利用の呼びかけを行っていくことも、サービスを続けていくためには必要であると思われます。

補足説明④

これらの作業を進めていくには、地域交通に関する基本的な考え方や、関連する法律や諸手続きについての専門知識、他地域の取り組み事例といった情報が必ず必要になってきます。

そんな時に適宜アドバイスや提言をいただけるよう、県では下記の7名の方にアドバイザーをお願いし、研修会での講演や市町村の担当職員さんの個別相談などに、ご協力をいただいています。

本手引きをご覧いただいている中で、何か相談をしたいとお考えの市町村担当職員の方がいらっしゃいましたら、まずはお気軽に高知県交通運輸政策課(地域交通担当 TEL:088-823-9732)までご連絡くださいませ。(報償費及び旅費は県が負担します。)

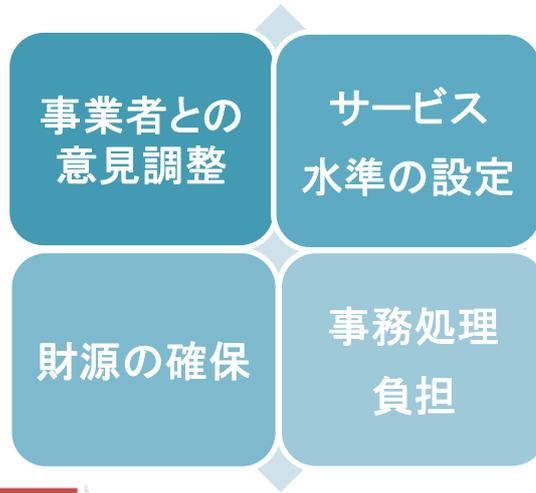
令和7年度高知県地域公共交通支援アドバイザー名簿 (令和7年4月時点)

ふりがな 氏名	所属等	関連内容
はしもと せいじ 橋本 成仁	岡山大学大学院 環境生命科学研究科教授	学識経験者 (主に岡山県内で地域公共交通計画策定に参画)
みやざき こうすけ 宮崎 耕輔	香川高等専門学校 建設環境工学課教授	学識経験者 (主に四国地域内で地域公共交通計画策定に参画)
にしうち ひろあき 西内 裕晶	高知工科大学 システム工学群教授	学識研究者 (主に高知県内で地域公共交通計画策定に参画)
どい たかゆき 土居 貴之	高知工科大学 地域連携機構 地域公共交通研究室 客員研究員	高知県内の多数の地域で地域公共交通計画策定に参画
そごう まきこ 十川 牧子	四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官	地域公共交通活性化再生法(地域公共交通計画等)、地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー、調査事業等)担当
おかむら ともゆき 安澤 友行	四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官	道路運送法上の許認可事務担当
かわさき たみこ 河崎 民子 かきくぼ こうじ 柿久保 浩次 よこやま かずひろ 横山 和廣	NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長	移動サービスに関する全国団体副理事長 (県内での講師実績:令和4年四万十町、須崎市)

(2) 個別の課題と失敗事例

移動手段の確保策を検討していく中で、様々な課題が上がってきますが、主なものとしては以下の4点があげられます。先進的に取り組んでおられる地域でも、それぞれの事情のもとに、協議を重ね工夫を凝らし、未だ根強い課題として抱えたままのところも含め、さまざまな対応策を講じてこられています。

そういった事例は、37ページに掲載させていただいております事例集をお調べいただくとして、よく他のマニュアル等で紹介されている失敗事例をご紹介しますので、取組の参考にしてください。



取組み失敗事例

※九州運輸局作成「なるほど！！公共交通の勘どころ」より抜粋・加筆

	落とし穴	具体的な行動例	その結果
1	先進事例のマネ	他地域の成功事例を、そのままマネした。	地域の実態に合わないため、利用されなかった。
2	固有名詞の先行	よくわからないまま、とにかく「コミュニティバス」「乗合タクシー」「デマンド」といった言葉が先行して、それを導入することが目的となった。	走らせること自体が目的となってしまったので、ニーズの反映や採算性への配慮が足りず、逆に自治体の財政を圧迫する結果になった。
3	住民ニーズの取違え	住民ニーズを踏まえるために行ったアンケートの結果による「利用します」の意見を、イコール需要と思い込んだ。	アンケートでは「バスが必要」という意見、あるいは「利用する」という意見が多かったのに、実際には利用の増加につながらなかった。
		住民ニーズを踏まえるために地域住民とのワークショップなどを開催しているものの、一部の住民の意見を地域全体の意見として取違えてしまった。	思ったほど、公共交通利用が増加しなかった。
4	交通事業者等との調整不足	バス事業者やタクシー事業者などに、早めに相談していなかった。	交通事業者から「民業圧迫」という先入観を持たれてしまい、なかなか協議がうまく進まず、多大な時間を要してしまった。あるいは協議が平行線のまま実現に至らなかった。
		民間路線バスと路線が重複するコミュニティバスを導入した。	利用者がより運賃の安いコミュニティバスに移って民間路線バスの収支が悪化し、廃止・減便につながったり、運行主体や運賃額の違いが利用者の混乱を招いたりした。
		無料送迎バスを運行している医療施設や宿泊施設等との調整をせず、あるいは知らずに、コミュニティバスを導入した。	コミュニティバスの利用が伸びなかった。

	落とし穴	具体的な行動例	その結果
5	地元との調整不足	大幅な赤字となったためコミュニティバスの運行を廃止したいが、事前に利用が伸びなかった場合には廃止することについてコンセンサスを得ていなかった。	沿線住民などの関係者の理解がなかなか得られず廃止できずにいる。他方で、未運行の地区の住民などからは新たな路線の運行要望や既存のコミュニティバスの赤字を問題視する意見が出ており、対応に苦慮している。
		ある地区で赤字幅の少ないコミュニティバスに成功したが、その他の地区住民から続々と新たな路線の運行要望が出てきた。	個々の路線の赤字は少額だが、全ての要望を受け入れた場合の赤字額は巨額となり、また、要望の反映の優先順位付けも難しく、事前に新たな路線の運行に関する考え方についてコンセンサスを得ていなかったため、対応に苦慮している。
6	周知の失敗	利用者へのPRが不足していた。	バスが運行されたことのない地区の高齢者にはコミュニティバスの乗り方が分からず、利用が敬遠された。
		コミュニティバスの周知は行ったが民間路線バスなど他の交通手段の周知を行っていなかった。	乗り継ぎ利用が伸びなかった。
7	予算不足による失敗	市町村による運行費補助が十分に確保できなかった。	運行を継続できなかった。
8	ルート設計の失敗	点在する公共施設や商業施設、集落を網羅するルートを設定した。	公共施設を巡回するルートが、住民の移動ニーズに合っておらず、利用が少なかった。
		買い物際の移動支援をねらって郊外の大型商業施設と団地や集落を巡回するルートとした。	そもそも来店する人の多くは自動車利用が大前提となっていたため、公共交通の利用を浸透させるまでに至らなかった。
9	ダイヤ設定の失敗	鉄道や民間路線バスなどのダイヤに合わせた運行としていなかった。	他の交通機関や他の系統からの乗り継ぎがほとんど行われなかった。
10	運賃設定の失敗	ワンコインバス(100円や50円)に、こだわった。	収入が少なく赤字幅が大きくなった。
11	デマンド運行の失敗	運行の効率化を狙ってデマンドバス(デマンド乗合タクシー)を導入した。	運行規模や運賃収入が少ないにもかかわらず、高価なシステムや無線機器等を購入し、オペレーターを雇用したため、デマンド化による費用の削減以上に経費がかさみ、収支が悪化した。
			利用方法が分かりにくく、利用が敬遠された。特に、主要な施設に設置した予約端末機はほとんど利用されなかった。
			通勤・通学者にとって毎日デマンド予約するのは面倒であり、固定客がつかめなかった。
			出発時間や到着時間が定まりにくく、出発時間に十分な余裕を持たなければいけないため、利用が敬遠された。
			広いエリアをサービス地域としたため、迂回回数が多くなったり迂回距離が長くなった結果、所要時間がかなり長くなり、利用が敬遠された。

4 参考資料

①関係法令・通達等

■交通政策基本法について

国土交通省ホームページ>総合政策>交通政策基本法に基づく政策展開

○[交通政策基本法](#)(平成25年12月4日法律第92号)

■地域公共交通の活性化及び再生に関する法律関係

国土交通省ホームページ>総合政策>公共交通活性化>関係法令等

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針](#)

■主な関係法令

国土交通省ホームページ>自動車>自動車交通関係事業>(事業者、運送者向け情報)バス、タクシー、自家用有償旅客運送から見られます

○[道路運送法](#)(昭和26年法律第183号)

○[道路運送法施行規則](#)(昭和26年運輸省令第75号)

○[旅客自動車運送事業運輸規則](#)(昭和31年運輸省令第44号)

■各制度の主な関係法令・通達等

・国土交通省ホームページ>自動車>事業者・運送者向け情報>バス、タクシー、自家用有償旅客運送

・国土交通省ホームページ>自動車>貨客混載を通じた自動車運送業の生産性向上について

[バス](#) [タクシー](#) ※各リンク先から見られます

自家用有償旅客運送 関係法令

○[道路運送法施行規則等の一部を改正する省令について](#)(平成18年9月7日公布・平成18年10月1日施行)

○[道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示について](#)(平成18年9月29日公布・施行)

自家用有償旅客運送 関係通達等

○[地域交通の検討プロセスに関するガイドライン](#)

○[道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について](#)(令和2年3月31日国自旅第328号)

○[自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて](#)(平成18年国自旅第144号)

○[自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件の取扱いについて](#)(平成19年国自旅第154号)

○[道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領について](#)(平成18年国自旅第186号)

○[自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対する道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて](#)(平成21年5月21日事務連絡)

○[介護輸送に係る法的取扱いについて](#)(平成18年9月)

貨客混載関係通知

○[旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について](#)(平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号)

■各制度の主な関係法令・通達等

国土交通省ホームページ>自動車>自動車交通関係事業>自家用有償旅客運送

□自家用有償旅客運送 関係通達等

[交通空白地有償運送関係](#)

- 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年国自旅第316号)
- 地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年国自旅第161号)
- 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(平成23年国自旅第89号)

[福祉有償運送関係](#)

- 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年国自旅第317号)
- 福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について(平成21年国自旅第35号)
- 福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて(平成21年国自旅第83号)
- 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る特例的な運送を行った運送者に対する措置について(平成21年7月22日事務連絡)
- 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(平成23年国自旅第89号)
 - ・別添1(運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書)
 - ・別添2(運営協議会運営マニュアル)
- 福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について(平成24年老振発0731第1号、障障発0731第1号、国自旅第222号)
 - ・別添1(運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書)
 - ・別添2(福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について)

□自家用有償旅客運送に関する検討会等及び資料等について

○[検討会等](#)

- ・自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会(平成25年10月～平成26年3月)
- ・運営協議会における合意形成のあり方検討会(平成23年1月～3月)

○[過去の報告書等](#)

- ・「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書」(平成21年3月)
- ・「福祉有償運送ガイドブック」(平成20年3月)
- ・「セダン型車両を使用した福祉輸送サービスにおける乗降介助等に関する教育内容の整備のための調査報告書」(平成20年3月)
- ・地域住民との協働による地域交通のあり方に関する検討会(平成17年9月～12月)
- ・「NPO等が行うボランティア輸送における人材育成のための教育体制の整備報告書」(平成17年3月)
- ・「NPO等が行うボランティア輸送における運転協力者のための代替講習 参考資料」(平成17年3月)

[\(参考:福祉タクシー関係法令等\)](#)

- ・一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて(平成18年国自旅第169号)
- ・福祉サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について(平成18年国自旅第170号)
- ・有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理について(平成18年国自旅第171号)
- ・訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可における運転者要件の取扱いについて(平成19年9月26日事務連絡)

■各制度の主な関係法令・通達等

国土交通省ホームページ>自動車>自動車交通関係事業>自家用有償旅客運送

□認定講習

○大臣認定講習実施機関一覧表

□相談窓口等

- 地方運輸局・運輸支局等相談窓口一覧表
- 自家用有償旅客運送についてよくあるご質問
- 自家用有償旅客運送ハンドブック
- 全国の福祉有償運送運営協議会設置状況について

②関連補助事業

■国土交通省

□地域公共交通確保維持改善事業

(国土交通省ホームページ>総合政策>公共交通政策>地域公共交通確保維持改善事業)

○事業の概要

- ・地域の特性に応じた生活交通の確保維持(地域公共交通確保維持事業)
- ・快適で安全な公共交通の構築(地域公共交通バリア解消促進等事業)
- ・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し(地域公共交通調査等事業)

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

○地域公共交通確保維持改善事業実施要領

○事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けてーガイダンスー

○地域公共交通の利用促進のためのハンドブック～地域ぐるみの取組～

■高知県

□高知県地域公共交通支援事業費補助金

(高知県ホームページ>組織から探す>総合企画部>交通運輸政策課>(補助金等)交付要綱>高知県地域公共交通支援事業費補助金)

○高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

【作成】 高知県総合企画部交通運輸政策課 地域交通担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
TEL 088-823-9732 FAX 088-823-9526
E-mail 080801@ken.pref.kochi.lg.jp
URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080801/>

初版:平成24年10月

改訂版:令和7年4月

